

令和 8 年度

兵庫県中小企業融資制度要綱集



兵庫県産業労働部

<問い合わせ先>

○制度全般に関すること

兵庫県産業労働部地域経済課…………… 0 7 8 - 3 6 2 - 3 3 2 1

○神戸市独自資金に関すること、神戸市納税証明書に関すること

神戸市経済観光局経済政策課…………… 0 7 8 - 3 6 0 - 3 2 0 6

○信用保証に関すること

(兵庫県信用保証協会)

・神戸事務所…………… 0 7 8 - 3 9 3 - 3 9 0 9

・阪神事務所…………… 0 6 - 6 4 1 1 - 4 1 3 3

・姫路事務所…………… 0 7 9 - 2 8 9 - 3 6 1 1

・但馬支所…………… 0 7 9 6 - 2 2 - 5 1 7 1

・淡路支所…………… 0 7 9 9 - 2 2 - 4 4 9 3

・西脇支所…………… 0 7 9 5 - 2 2 - 6 7 7 5

・加古川支所…………… 0 7 9 - 4 2 4 - 1 1 0 5

目 次

【兵庫県中小企業融資制度の案内】		頁
1	令和8年度兵庫県中小企業融資制度資金一覧表	4
2	制度の概要	
(1)	兵庫県中小企業融資制度の概要	5
(2)	NPO法人の取扱いについて	12
3	神戸市独自資金で必要な納税証明書	13
【利用の手引き】		
1	事業展開融資	
(1)	事業応援貸付	15
(2)	事業応援貸付（SDG s 支援貸付）	17
(3)	事業応援貸付（脱炭素・環境保全貸付） 【融資対象者(1) 脱炭素経営】	18
(4)	事業応援貸付（脱炭素・環境保全貸付） 【融資対象者(2)-1 【再生可能エネルギー】【省エネルギー】【次世代自動車】】	20
(5)	事業応援貸付（脱炭素・環境保全貸付） 【融資対象者(2)-2 【公害防止】【工場緑化】【排出基準未満自動車の買い替え】】	22
(6)	事業応援貸付（空き家・商店街空き店舗活用貸付）	28
(7)	事業承継支援貸付	30
(8)	設備投資促進貸付	32
(9)	新規開業貸付	34
(10)	新規開業貸付（経営者保証免除貸付）	36
2	経営安定融資	
(1)	経営円滑化貸付	38
(2)	経営円滑化貸付（米国関税措置対策）	40
(3)	経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）	43
(4)	経営円滑化貸付（連鎖倒産防止）	46
(5)	経営円滑化貸付（災害対応貸付）	47
(6)	経営力強化貸付	49
(7)	企業再生貸付	51
(8)	企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型）	53
(9)	借換等貸付（プロパー借換貸付）	55

3	一般事業融資	
(1)	長期資金	57
(2)	長期資金（モニタリング強化型特別貸付）	59
(3)	長期資金（協調支援型特別貸付）	61
(4)	長期資金（経営者保証非提供促進貸付）	63
(5)	長期資金（特別小規模貸付）	65
(6)	短期資金	67
(7)	経営活性化資金	68
4	神戸市独自資金	
(1)	こうべ躍進	70
(2)	こうべ創業支援貸付	72
(3)	特別小規模貸付－こうべおうえん	74
(4)	こうべ小規模	76
(5)	こうべ季節貸付	78
	【各様式】	
1	各様式	80
	【Q&A】	
1	Q&A	140
	【制度要綱】	
1	総則	144
2	融資制度	
(1)	事業展開融資	148
(2)	経営安定融資	154
(3)	一般事業融資	160
(4)	神戸市独自資金	165
3	別表	168
	【その他の融資制度等】	
1	地域金融支援保証制度	172
2	ひょうご中小企業技術・経営力評価制度	173
3	設備貸与制度	174

令和8年度兵庫県中小企業融資制度資金一覧表

	資 金 名	資 金 使 途	融 資 条 件				受付機関
			融資限度額	利率	期間 (据置)	信用保証	
事業展開融資	事業応援貸付	設備 運転	1億円	1.75%	10 (2) 年	原則 保証付	取扱金融機関 信用保証協会 商工会議所・商工会
	(S D G s 支援貸付)		2.8億円	1.35%	15 (2) 年		
	(脱炭素・環境保全貸付) ①脱炭素経営 ②環境保全に資する設備	①設備 運転 ②設備					
	(空き家・商店街空き店舗活用貸付)					設備 運転	
	事業承継支援貸付			10 (2) 年			
	設備投資促進貸付 ①設備の新設・更新 ②BCPに基づく防災関連対策 ③重点立地促進事業	設備 運転	① 3億円 ② 1.5億円 ③ 100億円	1.55%	①10 (2) 年 ②③15 (2) 年	必要に 応じて	
	新規開業貸付	設備 運転	3,500万円	1.45%	10 (1) 年	保証付	取扱金融機関
(経営者保証免除貸付)							
経営安定融資	経営円滑化貸付	運 転 借 換	1 億円	1.65%	10 (2) 年	原則 保証付	取扱金融機関 信用保証協会 商工会議所・商工会
	(米国関税措置対策)			1.45%			
	(原油・原材料価格高騰等)			1.65%		保証付	
	(連鎖倒産防止)	運 転		原則 保証付			
	(災 害 対 応 貸 付)	設備 運転	2.8億円	0.90%			
	経営力強化貸付	設備 運転 借 換	企業 2.8億円 組合 4.8億円	1.65%	設備 7 (1) 年 運転 5 (1) 年 借換 10 (1) 年	保証付	取扱金融機関
	企業再生貸付		2.8億円	2.05%	15 (1) 年		
(経営改善・再生支援強化型)	1.35%			15 (3) 年			
借換等貸付 (プロパー借換貸付)	プロパー融資 からの借換	2.8億円		10 (1) 年			
一般事業融資	長期資金	運 転 借 換 設 備	1 億円	2.15%	10 (2) 年	原則 保証付	取扱金融機関 信用保証協会 商工会議所・商工会
	(モニタリング強化型特別貸付)	設備 運 転 借 換	企業 2.8億円 組合 4.8億円	1.85%	設備 10 (3) 年 運 転 10 (1) 年 借換 10 (1) 年	保証付	取扱金融機関
	(協調支援型特別貸付)			2.15%	10 (1) 年		
	(経営者保証非提供促進貸付)						
	(特 別 小 規 模 貸 付)	設備 運 転	2,000万円	1.85%	7 (0.5) 年		取扱金融機関 信用保証協会 商工会議所・商工会
	短期資金	運 転	3,000万円	1.70%	1 年	原則 保証付	
	経営活性化資金		設備 5,000万円 運 転 3,000万円	金融機 関所定	設備 7 (1) 年 運 転 5 (0.5) 年	保証付	取扱金融機関
神戸市独自資金	こ う べ 躍 進	設備 運 転	500万円	1.75%	設備 7 (1.5) 年 運 転 7 (1) 年	原則 保証付	取扱金融機関 信用保証協会 商 工 会 議 所 神 戸 市
	こ う べ 創 業 支 援 貸 付			1.85%		保証付	
	特 別 小 規 模 貸 付 - こ う べ お う え ん						
	こ う べ 小 規 模						
	こ う べ 季 節 貸 付	運 転	企業 4,000万円 組合 6,000万円	別 途 定め	0.5年		
	こ う べ 経 済 変 動 対 策 貸 付	必要に応じ、別途定める					

※一般保証又はセーフティネット保証 (4号又は5号に限る)

兵庫県中小企業融資制度の概要 【令和8年4月時点】

1 兵庫県中小企業融資制度

兵庫県中小企業融資制度（以下「県制度融資」）は、取扱金融機関及び兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」）の協力を得て、県内の中小企業者等が県内において必要とする資金を円滑に供給し、これら中小企業者等の経営の安定と発展を図り、もって本県経済活力の源泉である中小企業の活性化に資することを目的としています。

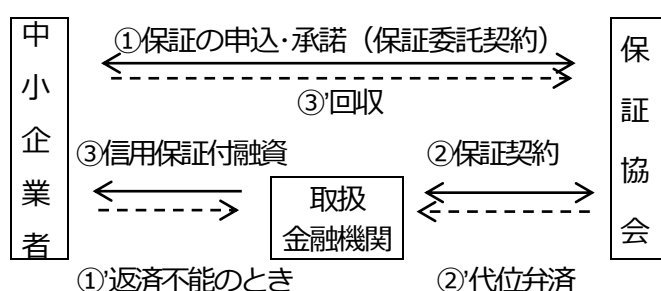
(1) 制度の仕組み

県が取扱金融機関に融資原資の一部を預託し、取扱金融機関が県の定める融資条件で中小企業者等に融資する制度です。

(2) 預託

県が定めた金額を取扱金融機関に預託することで、金融機関が一定の利回りを確保しながら、低利での融資を行えるようにしています。

(3) 信用補完制度



信用補完制度は、中小企業者等が、金融機関から資金を調達しようとするときに、担保力や信用力が不足しているため、必要な資金の借入ができない場合に、保証協会がその債務を保証することにより、資金調達の円滑化を図るための制度です。

(4) 損失補償

県は、保証協会に対し、県制度融資の代位弁済によって受けた損失の一部を補填することにより、保証協会の収支への悪影響を除き、県制度融資の円滑な運用を図っています。

2 共通事項

(1) 中小企業者

	常時使用する従業員		資本金の額等	
個人企業	製造業・建設業	300人以下	—	
会社 (株式、合名、 合資、合同、 土業法人)	運送・倉庫業・不動産業		製造業・建設業	3億円以下
	旅行業・その他	運送・倉庫業・不動産業・ 旅行業・その他		
	卸売業・サービス業	100人以下	卸売業	1億円以下
	小売業・飲食業	50人以下	小売業・飲食業・サービス業	5,000万円以下

資本金の額等又は常時使用する従業員の数のいずれか一方が該当すれば、対象となります。個人企業は、資本金の額等は関係ありません。兼業の場合は、主たる事業で規模を判定します。（Q&A「Q1:対象業種、対象者について」を参照）

「常時使用する従業員」の数え方については、Q&A「Q2:「常時使用する従業員」の数え方について」を参照ください。

なお、中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める業種（政令特例業種）については、上記の基準ではなく、下記のとおり、同政令に定める基準によります。

業 種	常時使用する従業員	資本金の額等
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	900人以下	3億円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
旅館業	200人以下	5,000万円以下

(2) 組合等

中小企業団体の組織に関する法律など各法律で規定する組合をいいます。

(3) 特定非営利活動法人（NPO法人）

NPO法人は、所轄庁の認証を受け、法人設立登記をすることで法人として成立するため、融資申込時点で設立登記が完了している必要があります。認証を受けたNPO法人の事業報告書等（事業報告書、活動計算書（企業会計における損益計算書に相当）、貸借対照表、財産目録等）を、以下のホームページで公開しています。

（内閣府NPO法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>）

① 規模要件

NPO法人は資本金の概念がなく、常時使用する従業員の数のみで判断します。常時使用する従業員の数の考え方は、通常の中小企業と同様ですが、ボランティアなど雇用契約のない者は常時使用する従業員の数に含めません。

② 対象となる融資

別紙1「兵庫県中小企業融資制度におけるNPO法人の取扱いについて」のとおり、一部を除いて全ての資金が対象となります。

(4) その他の法人

医業を営む医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等で、常時使用する従業員の数が300人以下のものを対象とします。なお、資本金の額等は関係ありません。

上記以外の財団法人、社団法人、宗教法人及び学校法人などは、中小企業信用保険法上の「中小企業者」に含まれず、県制度融資の対象となりません。なお、保育施設、専門学校、予備校等でも、組織形態が株式会社など中小企業者等に該当する場合は対象となります。この場合、認可の有無は問いません。（Q&A「Q1:対象業種、対象者について」を参照）

(5) 融資対象者

融資対象者は、原則として、県内に事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する中小企業者等です。（商工業のほとんどの業種でご利用いただけますが、農業・林業・漁業等、宗教・政治・経済・文化団体等は原則として融資対象となりません。保証対象業種に該当するか不明な場合は、兵庫県信用保証協会各事務所・支所にご確認ください。）

次の場合は、県制度融資を利用できません。

- ・ 原則、保証協会の保証付融資を受け、その返済金につき延滞中であるとき及び代位弁済中である場合
- ・ 金融機関から融資を受け、その返済が延滞している場合
- ・ 暴力団員等反社会的勢力と認められる場合
- ・ その他、兵庫県中小企業融資制度要綱（以下、「要綱」）に定める事由に該当する場合

(6) 事業歴

原則として同一事業歴は不要（事業実態があれば申し込み可能）ですが、「経営活性化資金」については1年以上の同一事業歴が必要です。詳細は、「経営活性化資金」の手引きを参照く

ださい。

また、県制度融資の利用には原則として、県内（神戸市独自資金の場合は神戸市内）で事業実態がある（事業に着手している）ことが必要ですが、事業応援貸付、設備投資促進貸付、特別小規模貸付、小規模無担保貸付、こうべ躍進、こうべ創業支援貸付、特別小規模貸付-こうべおうえん及びこうべ小規模は、県外（市外）で事業実態があれば、県内（市内）でこれから事業を始めようとする場合にも利用が可能です。詳細は、各資金の手引きを参照ください。（Q&A「Q3:事業歴について」も参照）

どの時点で事業実態がある（事業に着手している）と判断できるか不明な場合は、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。

なお、新規開業貸付、新規開業貸付（経営者保証免除貸付）及び設備投資促進貸付（重点立地促進事業の場合に限る。またこの場合、保証協会の保証は対象外となる）については、これから事業を開始しようとする場合にも利用可能です。詳細は、各資金の手引きを参照ください。

（7）資金使途

県内に事業所を有する又は有しようとする中小企業者等が、県内において事業に必要とする資金に限られます。（Q&A「Q4:事業活動の場所について」を参照）

また、神戸市独自資金は神戸市内に事業所を有する又は有しようとする中小企業者等が、神戸市内において事業に必要とする資金に限られます。

その他、資金ごとに資金使途の定めがあります。詳細は、各資金の手引きを参照ください。

なお、以下の資金使途は、県制度融資の対象として認められません。

- ① 住宅資金（営業用建物と併用している場合は、営業用建物にかかる部分のみ対象）
- ② 投機的資金
- ③ 出資金、株式払入金及びこれに類する資金（最低資本金を満たすための資金も対象外。ただし、海外展開、事業承継にかかる株式取得の場合及び一部の金融業（信用保証対象業種に限る）の事業資金たる株式の引受け及び金融商品等の取得等に係る資金（投機を目的とする場合を除く）は、対象となる場合があります。）
- ④ しゃし、娯楽に関する資金
- ⑤ 自己が制作又は建築を行うもの（自社ビルを自分で建築し、それに要する資金など）
- ⑥ 旧債振替資金（特別保証制度等で認められる場合を除く）

県制度融資を、国や自治体を実施する補助金や助成金等、政府系金融機関や自治体の融資制度等と併用することは問題ありません。（ただし、当該補助金、助成金、融資制度等において併用が認められている場合に限りです。）

（8）借り換え

一部の資金について、既往借入金からの借換資金としての利用が認められています。ただし、別途保証制度上の制限を受ける場合があります。

詳細は、各資金の手引きを参照ください。

なお、既往借入金の取扱金融機関と異なる取扱金融機関で借り換えることは差し支えありません。（中小企業者等の意向を踏まえ、取扱金融機関間で調整の上実行ください）

（9）融資利率

原則として、要綱に定める融資利率（固定利率）が適用されます。（各資金の融資利率は「兵庫県中小企業融資制度資金一覧表」及び各資金の手引きのとおり）

ただし、経営活性化資金は、金融機関所定金利となっています。

- ① 融資利率の適用時点について

原則として、融資実行時の利率が適用されます。（融資・保証申込時や保証承諾時ではありません）

例外として、要綱に定める融資利率が年度当初又は年度途中で改正されたときは、要綱（改正）

施行日より前に融資・保証申込されており、円滑な融資実行のためやむを得ない場合で、かつ中小企業者等及び取扱金融機関が了承する場合に限り、改正前の融資利率での実行も可とします。ただしこの場合でも、取扱金融機関に対する融資原資の預託については、改正後の融資利率で実行されたものとして預託額を計算します。（Q&A「Q11:融資利率の改正後に旧の利率で融資実行してしまった場合の対応について」を参照）

なお、要綱に定める融資利率が年度途中で改正された場合でも、既に実行済の融資にかかる利率は、変更されません。

② 利子の徴収について

利子（利息）は、原則として月々徴収してください。ただし、取扱金融機関が認める場合には、別の方法によることも可とします。

(10) 融資限度額

原則として、資金ごとの単年度に融資できる限度額です。したがって、融資限度額が1億円の資金について、ある年度に1億円を融資し、翌年度更に1億円を融資することも可能です。

ただし、下表の資金については、取扱いが異なります。

このほか、保証協会の保証枠や特別保証制度等における保証限度額の制限を受ける場合があります。

資 金 名	融資限度額の取扱い
経営力強化貸付 企業再生貸付 企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型） 借換等貸付（プロパー借換貸付） 長期資金（モニタリング強化型特別貸付） 長期資金（協調支援型特別貸付） 長期資金（経営者保証非提供促進貸付） 経営活性化資金	単年度に融資できる限度額かつ、融資実行時点において、各資金の融資残高と合算で限度額以内であることが必要
長期資金（特別小規模貸付） 特別小規模貸付-こうべおうえん	単年度に融資できる限度額かつ、融資実行時点において、保証協会の保証残高と合算で限度額以内であることが必要（詳細は各資金の手引きを参照）
新規開業貸付 新規開業貸付（経営者保証免除貸付）	単年度に融資できる限度額かつ、融資実行時点において、創業関連保証、再挑戦支援保証又はスタートアップ創出促進保証制度の保証残高と合算で限度額以内であることが必要（詳細は各資金の手引きを参照）
短期資金	融資実行時点における単年度内の本資金に係る融資残高と合算での限度額（詳細は本資金の手引きを参照）
こうべ季節貸付	受付期間ごとに融資できる限度額かつ、融資実行時点において、本貸付に係る保証付融資残高と合算で限度額以内であることが必要（詳細は本貸付の手引きを参照）

融資限度額は中小企業者等ごとに判断するため、他の取扱金融機関で同一資金の既往借入がある場合は、これらを合算して限度額内で取り扱う必要があります。他の取扱金融機関での当該資金の実行状況や残高については、中小企業者等が必要に応じて各金融機関に確認してください。（県地域経済課では、資金の実行状況や残高に関する照会には原則としてお答えできません。）

同一資金について、複数の取扱金融機関から協調して融資を受けることは可能ですが、この場合も複数の取扱金融機関での融資額を合算し、限度額内で取り扱う必要があります。

なお、融資金額の下限については、取扱金融機関の定めによります。

(11) 信用保証

「保証付」と規定された資金については、必ず保証協会による保証が必要です。

「原則保証付」と規定された資金については、原則として、保証協会による保証が必要ですが、取扱金融機関が認める場合は、保証協会による保証を付けずに融資を実行することも可能です。

「必要に応じて」と規定された資金については、取扱金融機関が認める場合は、保証協会による保証を付けずに融資を実行することが可能です。

各資金の規定は、「兵庫県中小企業融資制度資金一覧表」及び各資金の手引きを参照ください。

信用保証についての詳細は、兵庫県信用保証協会各事務所・支所にご確認ください。

(12) 保証人

保証人については、取扱金融機関及び保証協会の定めによります。

ただし、原則として法人の代表者以外の保証人は必要ありません。（例外として、実質経営者等については、保証人となる場合があります）

また、以下の資金又は制度を利用する場合は、法人の代表者も含め、保証人は不要です。

- ① 新規開業貸付（経営者保証免除貸付）、企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型）（経営者保証免除対応の場合に限る）、借換等貸付（プロパー借換貸付）及び長期資金（経営者保証非提供促進貸付）の場合
- ② 保証協会の経営者保証を不要とする取扱い又は保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できる事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合

(13) 取扱金融機関

要綱別表1に定める金融機関の主に県内の各支店・営業店で取り扱っています。

なお、取扱金融機関が認める場合には、県外の支店・営業店でも取り扱うことができます。

また、取扱金融機関によっては、一部の資金を取り扱っていない場合もあります。

取扱いの可否は、取扱金融機関の各支店・営業店にお問い合わせください。

(14) 融資期間及び据置期間

資金ごとに定める融資期間及び据置期間内において、設定することができます。

据置期間は、融資期間に含まれます。据置期間を設定しないこともできます。

なお、短期資金やこうべ季節貸付以外の資金であっても、1年以内の融資期間で実行することは可能です。

1年を超える融資期間を設定する場合、融資期間全体を据置期間とすることはできません。（分割返済期間がなく実質一括返済となるため）

① 融資期間の計算について

資金ごとに定める融資期間の上限がn年（mか月）の場合、最長で融資実行日のn年（mか月）後の応当日まで融資期間の終期を設定できます。

融資実行日が月末の場合又は終期の属する月に応当日がない場合は、終期の属する月の末日まで終期を設定できます。（以下、上記の応当日と合わせ、「応当日等」とします）

なお、上記の応当日等が取扱金融機関の休日に当たる場合、翌営業日に終期を設定すると、資金ごとに定める融資期間を超過することになるためご注意ください。（契約書上は終期を休日に設定し、履行日が翌営業日となることは差し支えありません）

② 据置期間の計算について

資金ごとに定める据置期間の上限がn年（mか月）の場合、第1回目の約定返済日は、最長で融資実行日のn年（mか月）後の応当日等の翌月末までに設定することが必要です。

なお、上記の応当日等の翌月末が取扱金融機関の休日に当たる場合、翌営業日に第1回目の約定返済日を設定すると、資金ごとに定める据置期間を超過することになるためご注意ください。

（契約書上は第1回目の約定返済日を休日に設定し、履行日が翌営業日となることは差し支えありません）

（Q&A「Q14: 約定返済日又は最終返済日が休日にあたるときの取扱いについて」を参照）

(15) 融資方法

融資方法（証書貸付や手形貸付など）は原則として、取扱金融機関の定めによります。

ただし、保証制度上、融資方法が指定されている場合はその方法によります。

(16) 返済方法

原則として、元金均等月賦返済とします。

ただし、商慣習等により、毎月の返済に支障がある場合で、取扱金融機関及び保証協会が特に認めるときは、この限りではありません。

また、融資期間が1年以内の場合は、取扱金融機関の定めによることとし、一括返済も可能です。（保証制度上、返済方法が分割返済と指定されている場合を除く）

なお、上記の元金均等月賦返済とは、各回の元金返済額が同額で、初回又は最終回の返済額が各回の返済額の2倍以内であり、かつ、返済間隔が等間隔の場合をいいます。ただし、各回の返済額に一定金額未満の端数を生じさせないために、初回又は最終回の返済額が各回の2倍を超えるときは、取扱金融機関及び保証協会が認める場合は可とします。

（Q&A「Q15: 元金均等月賦返済について」を参照）

返済日が取扱金融機関の休日に当たる場合の取扱いは、取扱金融機関の定めによります。

（Q&A「Q14: 約定返済日又は最終返済日が休日にあたるときの取扱いについて」を参照）

1年を超える融資期間を設定する場合、融資期間全体を据置期間とすることはできません。（分割返済期間がなく実質一括返済となるため）

なお、繰上返済は、取扱金融機関の定めにより任意に行うことができます。

(17) 融資期間及び据置期間（以下「融資期間等」）の延長

① 融資期間等は、取扱金融機関及び保証協会の承諾を前提に、要綱に定める融資期間等の範囲内で延長することができます。（この場合、融資利率は変更できません^{※1}）

② ただし、中小企業者等の返済緩和を目的とする条件変更で、妥当な返済計画として取扱金融機関及び保証協会が認める場合には、要綱に定める融資期間等の上限を超えて延長することも差し支えありません。（この場合も、県から取扱金融機関への預託については、融資期間の上限以降の期間に対しては行いません）

③ 上記②の場合、要綱に定める融資期間の上限以降の融資利率は、中小企業者と取扱金融機関の合意により変更できます^{※2}。ただしこの場合、変更後の融資利率は取扱金融機関の短期プライムレート^{※3}を上限とします^{※4,5,6}（保証協会の保証を付けた融資に限る）。

なお、この場合でも、代位弁済時の支払利息の計算は保証協会の定めによるためご注意ください。

※1、4 融資実行当初より所定金利を適用する資金を除きます。

※2 変動金利とすることも可能です。

※3 融資利率の変更時点でのもの。取扱金融機関に短期プライムレートの定めがない場合は、日銀が公表する最頻値とします。

- ※5 融資利率を変更した後に短期プライムレートが下降し、融資利率が短期プライムレートを上回ることもなっても差し支えありません。ただし、その後に再度融資利率を変更する場合は、その時点の短期プライムレートが上限となります。
- ※6 変動金利契約において、指標となる金利の変動により、条件変更によらず融資利率が見直される場合に、見直し後の融資利率が短期プライムレートを上回ることは差し支えありません。

(18) 手数料

原則として、当初の融資実行にかかる手数料の徴収はできません。

条件変更及び繰上返済については、事務取扱いのための手数料として、あらかじめ手続きの種別等に応じて適正な範囲で定められた料金を徴収することは差し支えありません。

なお、繰上返済に対する違約金又は損害賠償金としての性質を有する手数料の徴収は不可とします。

(19) 申込書類及び添付書類

各資金の定めるところにより、申込書類及び添付書類が必要となります。（詳細は、各資金の手引きを参照ください）

申込書類は、保証を付けて融資する場合は、信用保証委託申込書（様式第1号）（保証協会の申込用紙と共用）、保証を付けずに融資する場合は、兵庫県中小企業融資申込書（保証なし）（様式第2号）等となります。

信用保証委託申込書（様式第1号）及び、添付書類のうち保証協会所定の書式は、保証協会のホームページからダウンロードください。

兵庫県中小企業融資申込書（保証なし）（様式第2号）及び、添付書類のうち各資金の事業計画書等は、要綱集及び兵庫県ホームページに掲載していますので印刷・ダウンロードしてご利用ください。

なお、要綱及び手引きに定める書類のほか、別途取扱金融機関及び保証協会の定める書類が必要となります。詳細は、取扱金融機関及び保証協会にご確認ください。

(20) 申込書類及び事業計画書等の取扱い

取扱金融機関は、毎月、保証協会の保証を付けずに実行した県制度融資の実績を本店又は母店でとりまとめ、兵庫県中小企業融資制度融資実行（保証なし）報告書（様式第19号）により、翌月10日までに、県地域経済課へ電子メールで報告してください。

この際、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び各資金の手引きで定める事業計画書等（神戸市独自資金については納税証明書も）をあわせてデータで送付してください。

保証協会の保証を付けた場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要ですが、こうべ季節貸付を除く神戸市独自資金については、神戸市への報告・送付が必要です。

詳細は各資金の手引きを参照ください。

(21) 融資取扱期間

県制度融資は1年を通じて申し込みできます。

ただし、こうべ季節貸付は、夏季・冬季・年度末にのみ受け付けることとし、受付期間は別途通知又はホームページに掲載します。

別紙 1

兵庫県中小企業融資制度におけるN P O法人の取扱いについて

(○：可、×：不可)

資金名・貸付名		N P O 法人の 取 扱 い	備 考
事業応援貸付		○	
	(S D G s 支援貸付)	×	
	(脱炭素・環境保全貸付)	○	
	(空き家・商店街空き店舗活用貸付)	○	
事業承継支援貸付		○	
設備投資促進貸付		○	
新規開業貸付		×	
	(経営者保証免除貸付)	×	
経営円滑化貸付		○	
	(米国関税措置対策)	○	
	(原油・原材料価格高騰等)	○	
	(連鎖倒産防止貸付)	○	
	(災害対応貸付)	○	
経営力強化貸付		○	
企業再生貸付		×	
	(経営改善・再生支援強化型)	×	
借換等貸付 (プロパー借換貸付)		×	
長 期 資 金		○	
	(モニタリング強化型特別貸付)	○	
	(協調支援型特別貸付)	○	
	(経営者保証非提供促進貸付)	×	
	(特別小規模貸付)	×※	※医業を主たる事業とする小規模N P O法人は利用可
短 期 資 金		○	
経 営 活 性 化 資 金		×	
神戸市独自資金	こうべ躍進	○	
	こうべ創業支援貸付	×	
	特別小規模貸付－こうべおうえん	×※	※医業を主たる事業とする小規模N P O法人は利用可
	こうべ小規模	○	
	こうべ季節貸付	○	

※特例保証を利用する場合は、N P O法人の取扱い対象外となる場合があります。

神戸市独自資金で必要な納税証明書

以下に示す資金については、「神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする(市外からの進出予定者)者で、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者」という要件があります。

そのため、下記のとおり事業者から申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書(原本)等の提出をお願いします(詳細は下記2参照)。なお、「申込日」とは融資申込書(信用保証委託申込書)の右上日付欄の日付とします。

1. 対象の資金

※1「中小企業者等」を「中小企業者」と読み替える ※2「市外からの進出予定者」は対象外。

- ・ こうべ躍進
- ・ 特別小規模貸付—こうべおうえん
- ・ こうべ季節貸付(※2)
- ・ こうべ創業支援貸付(※1)
- ・ こうべ小規模

2. 必要な納税証明書

(1) 個人事業主の場合

①申込日時点で納期の到来した直近(*)の市民税の納税証明書(P.14 例1)

事業所の所在する区と居住地の区(市外に居住の方は市町村)が異なる場合は両方の区(市町村)のものがが必要です。

事業所所在地の申告をしていない場合は、新長田合同庁舎3階又は区役所(テレビ電話)で申告してください。詳しくは神戸市HP(下記URL)をご確認ください。その後、均等割を納税のうえ、納税証明書を提出してください。(https://www.city.kobe.lg.jp/a83576/kurashi/tax/shikenminze/ieyashiki.html)

※ 非課税の場合は、申込日時点で直近(*)の市民税の非課税証明書(P.14 例2)が必要です(居住地で非課税の場合、居住地分の非課税証明書のみの提出となります(事業所所在地分も非課税となりますが、この非課税証明書は発行されません。))。

* 市県民税の普通徴収は、1月1日(令和8年度分は、令和8年1月1日)に居住や事業をしている*区(市町村)で前年所得に対して6月末日を第1期の納期限として課税されます(期日が土日祝日の場合は翌開庁日が期限となります。令和8年度は6月30日が納期限となります)。そのため、6月30日までの融資申込は令和7年度(令和6年分所得)の4期分まで、7月1日以降の融資申込は、申込日時点で納期の到来した期別分までの令和8年度(令和7年分所得)の納税証明書又は非課税証明書が必要となります(下表参照)。

※1月2日以降に事業を開始した場合、事業所所在地での当該年度の納税証明書は発行されません。

< 表：申込日と納税が必要となる期別 > ※個人市民税の普通徴収は1年分の課税額を4期に分けて納付します

※「期別」のうち一行目の「4期分」は、「令和7年度(令和6年分所得)の4期分」を指します。

申込日(申込期間)	年度	期別	納期
令和8年 2月 3日 ~ 令和8年 6月30日	令和7年度	4期分	令和8年 2月 2日(月)まで
令和8年 7月 1日 ~ 令和8年 8月31日	令和8年度	1期分	令和8年 6月 30日(火)まで
令和8年 9月 1日 ~ 令和8年11月 2日	令和8年度	2期分	令和8年 8月 31日(月)まで
令和8年11月 3日 ~ 令和9年 2月 1日	令和8年度	3期分	令和8年 11月 2日(月)まで
令和9年 2月 2日 ~ 令和9年 6月30日	令和8年度	4期分	令和9年 2月 1日(月)まで

(2) 法人の場合

①納期限が到来した直近の事業年度分に係る法人市民税の納税証明書(P.14 例3)

法人市民税の納期限は、当該法人の決算日(事業年度終了後)から2か月です。

※法人設立後、1期目決算未到来で納税の納期限に到達していない場合は、代表者(住所地が神戸市以外の場合も含む)の市民税の納税証明書又は非課税証明書が必要です(個人事業主の場合に準じる)。

3. 納税証明書の発行日

原則、申込日の属する申込期間内、かつ、申込日以前に発行された納税証明書の提出が必要です。ただし、申込後に不備が判明し、融資実行日まで再提出する場合は「申込日」を「再提出日」に読み替えてください。

本件についてのご質問等は、神戸市経済政策課(078-360-3206)へお問い合わせください。

〔税務証明書見本(個人の場合)〕

(例1 個人・垂水区居住、中央区店舗の場合)

納 税 証 明 書 未納税額が0円のものが必要です。

住 所 (所在地)	神戸市垂水区日向1丁目5番1号				
氏 名 (名 称)	神戸 太郎				

年度 (事業年度)	税 目	賦 課 税 額 (円)	納 付 税 額 (円)	未 納 税 額 (円)	納期未到来額(円)	備 考
令和8年度	市民税・県民税 (普通徴収)	¥48,000	¥8,400	¥0	¥39,600	垂水区分
令和8年度	市民税・県民税 (普通徴収)	¥6,200	¥6,200	¥0	¥0	中央区分
		以	下	余	白	

上 記 の と お り 相 違 い の こ と を 証 明 し ま す 。

令和8年 7月 1日

神戸市市税事務所長 公印

融資申込書(信用保証委託申込書)右上の日付欄が令和8年6月30日までのものは、令和7年度(令和6年分所得)を、令和8年7月1日以降のものは、令和8年度(令和7年分所得)を提出してください。

2区以上分の場合、2枚以上になることがあります。

(例2 個人・神戸市居住・非課税の場合)

市 民 税 ・ 県 民 税 等 (所 得 ・ 非 課 税) 証 明 書

(住 所) 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
(氏 名) 神戸 花子 (生年月日) 昭和00年 0月 0日

令和8年度 (令和7年分所得)

必ず年税額が0円です。

総所得金額	¥200,000	課税総所得金額	¥0	所得控除額合計	¥465,000
-------	----------	---------	----	---------	----------

営業等所得	¥200,000	雑損控除	¥0	配偶者	無
以下余白		医療費控除	¥0	一般扶養	0人
		社会保険料控除	¥0	特定扶養	0人
		小規模共済控除	¥0	扶養控除	老人扶養 0人
		生命保険料控除	¥35,000	(内同老)	0人
		地震保険料控除	¥0	年少扶養親族	0人 (控除対象外)
		配偶者特別控除	¥0	特定親族特別控除	0人
		扶養障害者控除	¥0	寡・学控除	¥0
		特障 0人他障 0人 (内同特 0人)	¥0	本人障害者控除	¥0
				基礎控除	¥430,000
		(備考)		課税所得額 (課税標準)	
		非課税		合計所得金額	
		地方税法第24条の5第○項		総所得金額等	
		及び同法第29.5条第○項該当			
		※下記のうち、控除があるものが表示されます		¥0	

年 税 額	¥0
市民税	所得割 ¥0
	均等割 ¥0
	減免額 ¥0
	計 ¥0
県民税	所得割 ¥0
	均等割 ¥0
	減免額 ¥0
	計 ¥0
環境税	税額 ¥0
	免除額 ¥0
	計 ¥0

※指定都市以外の標準税率による市民税額

税額控除後所得割 (減免前)	¥0
減免額	¥0
(調整控除)	¥0
税額控除 (住宅控除)	¥0
(寄付金控除)	¥0
(その他)	¥0

上 記 の と お り 相 違 い の こ と を 証 明 し ま す 。

令和8年 7月 1日

神戸市市税事務所長 公印

〔税務証明書見本(法人の場合)〕

(例3)

納 税 証 明 書 未納税額が0円のものが必要です。

住 所 (所在地)	神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号				
氏 名 (名 称)	株式会社中小企業振興センター				

年度 (事業年度)	税 目	賦 課 税 額 (円)	納 付 税 額 (円)	未 納 税 額 (円)	納期未到来額(円)	備 考
自 令和7年5月 1日 至 令和8年4月30日	法人市民税	¥50,000	¥50,000	¥0	¥0	
		以	下	余	白	

上 記 の と お り 相 違 い の こ と を 証 明 し ま す 。

令和8年 7月 1日

神戸市市税事務所長 公印

融資申込書(信用保証委託申込書)右上の日付時点で、納期限が到来した直近の事業年度分を提出してください。

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		事業応援貸付			
目的		中小企業者の事業の発展に必要な資金を融資する			
融資対象者		次の①又は②のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、③に該当する者 ① 県内で事業を営む者 ② 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者 ③ 既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への各種取り組みにより、融資実行後、概ね2年以内に売上高の増加が見込まれる者〔その他のポイント①②③④〕			
資金使途		業況の拡大や新事業展開等に必要となる設備資金及び運転資金			
借換		既往融資の借り換えには利用不可			
融資条件	利率	年1.75%（固定）		期間	10年以内（うち据置2年以内）
	限度額	1企業・1組合 1億円		預託	あり
	信用保証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）			
	責任共有制度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）			
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減）〔その他のポイント⑤〕			
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる			
	申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）				
添付書類	② 事業応援貸付事業計画書（様式第3号） ③ 経営革新計画等に係る承認申請書及び承認通知書（写）（経営革新計画の承認を受けた場合） 〔その他のポイント③〕 ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 → 申込 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 実行 保証申込 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 実行報告 県 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント⑥〕				
その他のポイント	① 新分野事業に進出する場合については、客観的にみて、融資実行時点で新分野進出事業に着手していると判断できることが必要です。 ② 海外事業展開に取り組む場合で県内において事業を継続する見通しが無い場合は、当資金を利用することができません。 ③ 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた場合、融資対象者③に記載の「融資実行後、概ね2年以内に売上高の増加が見込まれる」ことを融資対象要件から除外します。この場合、経営革新計画等に係る承認申請書及び承認通知書（写）の提出が必要です。 ④ 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた方（計画期間中に限る）等は、別枠保証を利用できる場合があります。				

- ⑤ 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

- ⑥ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び事業応援貸付事業計画書（様式第3号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名	事業応援貸付（SDGs支援貸付）									
目 的	中小企業者が行うSDGsの取り組みを支援するため、必要とする資金を融資する									
融 資 対 象 者	県内で事業を営む中小企業者等で、兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において認証を受けた者【その他のポイント①②③】									
資金使途	設備資金及び運転資金【その他のポイント④】									
借 換	既往融資の借り換えには利用不可									
融 資 条 件	利 率	年1.35%（固定）				期 間	15年以内（うち据置2年以内）			
	限 度 額	1企業・1組合 2.8億円				預 託	あり			
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）								
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）								
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減）【その他のポイント⑤】								
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）								
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる								
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会								
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）									
添付書類	② 兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」の認証書（写） ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類									
融資フロー	中小企業者 ← 実行 → 申 込 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 保証承諾 → 保証申込 保証協会 ・保証審査 → 実行報告 県 【信用保証を付さない場合】実行報告【その他のポイント⑥】									
その他のポイント	① 認証区分（スタンダードステージ、アドバンスステージ、ゴールドステージ）は問いません。なお、「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」への登録のみでは本貸付は対象になりません。（「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」の登録企業は、保証協会のSDGs支援保証「ステップ」が利用可能です）									
	② 認証書に記載の認証期間内に融資申込を行う必要があります。なお、融資申込日時点で認証期間内であればよく、返済するまでの間、認証を更新する義務を負うものではありません。									
	③ 「ひょうご産業SDGs認証事業」の詳細については、公益財団法人ひょうご産業活性化センターのホームページをご確認ください。									
	④ SDGsに関連する使途か否かを問わず、設備資金及び運転資金全般にご利用可能です。									
	⑤ 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）									
	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	基 準 料 率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	2 割 軽 減 後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%
	⑥ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び「ひょうご産業SDGs認証事業」の認証書（写）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）									

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		事業応援貸付（脱炭素・環境保全貸付）【融資対象者(1) 脱炭素経営】			
目的		中小企業者が行う脱炭素、環境保全の取り組みを支援するため、必要とする資金を融資する			
融資対象者		【融資対象者(1)】 県内で事業を営む中小企業者等で、脱炭素経営に積極的に取り組む者として、次の①から⑤のいずれかに該当する者 ① 「省エネ最適化診断」又は「省エネ診断」を融資申込日以前 2 年以内に受診した者 [その他のポイント 1.] ② 「エコアクション21」の認証・登録事業者 [その他のポイント 2.] ③ 「再エネ100宣言 RE Action」参加事業者 [その他のポイント 3.] ④ 「ひょうご脱炭素経営スクール」を融資申込日以前 3 年以内に修了した者 [その他のポイント 4.] ⑤ 「ひょうご版再エネ100」の登録事業者 [その他のポイント 5.]			
資金使途		設備資金及び運転資金 [その他のポイント 6. 7.] (ただし、脱炭素経営の趣旨に明らかに反すると認められる資金使途は対象外)			
借換		既往融資の借り換えには利用不可			
融資条件	利率	年 1. 3 5 % (固定)		期間	1 5 年以内 (うち据置 2 年以内)
	限度額	1 企業・1 組合 2. 8 億円		預託	あり
	信用保証	原則として保証協会の保証を付ける (取扱金融機関が認める場合は不要)			
	責任共有制度	原則として対象 (責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く)			
	保証料軽減措置	あり (基準料率から 2 割軽減) [その他のポイント 8.]			
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる (法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要)			
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる			
	申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申込書類	(1) 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) (信用保証を付す場合) (1) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第 2 号) (信用保証を付さない場合)				
添付書類	(2) 「省エネ最適化診断」又は「省エネ診断」の診断報告書、受診結果報告書など診断を受診したことが分かる書類の写し (融資対象者①の場合) (2) 「エコアクション21」の認証・登録証の写し (融資対象者②の場合) (2) 「再エネ100宣言 RE Action」の参加証など参加していることが分かる書類の写し (融資対象者③の場合) (2) 「ひょうご脱炭素経営スクール」の修了認定証の写し (融資対象者④の場合) [その他のポイント 4.] (2) 「ひょうご版再エネ100」の登録通知など登録していることが分かる書類の写し (融資対象者⑤の場合) (3) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	※「ひょうご脱炭素経営スクール」の修了認定証を確認できない場合、 兵庫県環境政策課に問い合わせ [その他のポイント 4.] 中小企業者 → 申込 ← 実行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認※ ・融資審査 → 保証申込 ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 → 実行報告 県 【信用保証を付さない場合】実行報告 [その他のポイント 9.]				

1. **<対象者①関連>「省エネ最適化診断」**は一般財団法人省エネルギーセンターが実施するもの、「省エネ診断」は一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネお助け隊によるものが対象です。
また、診断報告書等の作成日又は診断実施日が、融資申込日より前3年以内であることが必要です。
各診断の詳細は、各診断事業のホームページをご確認いただくか、各診断事業の実施団体にお問い合わせください。
 2. **<対象者②関連>** 認証・登録証に記載の有効期限内に融資申込を行う必要があります。「エコアクション21」の詳細は、「エコアクション21」のホームページをご確認いただくか、実施団体にお問い合わせください。
 3. **<対象者③関連>** 融資申込日時点で参加していることが必要です。「再エネ100宣言 RE Action」の詳細は、「再エネ100宣言 RE Action」のホームページをご確認いただくか、実施団体にお問い合わせください。
 4. **<対象者④関連>** 修了認定証記載の修了日が、融資申込日より前3年以内であることが必要です。「ひょうご脱炭素経営スクール」の詳細は、「ひょうご脱炭素経営スクール」のホームページをご確認いただくか、兵庫県環境政策課（078-362-3284）にお問い合わせください。
また、修了認定証を紛失しているなど、修了を書類にて確認できない場合は、兵庫県環境政策課までお問い合わせください。
 5. **<対象者⑤関連>** 融資申込日時点で登録されていることが必要です。「ひょうご版再エネ100」の詳細は、「ひょうご版再エネ100」のホームページをご確認いただくか、実施団体にお問い合わせください。
- <以下、対象者①から⑤共通>**
6. 脱炭素経営に関連する資金使途か否かを問わず、一般的な設備資金又は運転資金にご利用いただけます。ただし、脱炭素経営の趣旨に明らかに反すると認められる資金使途[※]は対象外とします。
※例として、「設備更新を行うが、更新前の設備と比較して省エネ性能が劣る設備を導入する場合」、「再エネ電力を購入していた事業者が、非再エネ電力の調達に資金を要する場合」などが想定されます。
 7. 設備資金には、リース料の全額又は一部を当初に一括して支払う場合の資金使途も含まれます。
 8. 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）
- | 保証料率区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基準料率 | 1.90% | 1.75% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| 2割軽減後 | 1.52% | 1.40% | 1.24% | 1.08% | 0.92% | 0.80% | 0.64% | 0.48% | 0.36% |
9. 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び添付書類（診断報告書の写し、認証・登録証の写しなど）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名	事業応援貸付（脱炭素・環境保全貸付） 【融資対象者(2)-1 【再生可能エネルギー】【省エネルギー】【次世代自動車】】				
目 的	中小企業者が行う脱炭素、環境保全の取り組みを支援するため、必要とする資金を融資する				
融 資 対 象 者	【融資対象者(2)-1】 県内で事業を営む中小企業者等で、環境保全に資する設備の新設・更新をしようとする者				
資金使途	環境保全に資する次の①から③のいずれかに該当する設備資金【その他のポイント1.2.】 ①【再生可能エネルギー】 太陽光発電等再生可能エネルギー利用施設・設備の新設又は更新 【その他のポイント3.】 ②【省エネルギー】 省エネルギー施設・設備の新設又は更新【その他のポイント4.】 ③【次世代自動車】 燃料電池自動車、水素エンジン車、電気自動車の購入【その他のポイント5.6.7.】				
借 換	既往融資の借り換えには利用不可				
融 資 条 件	利 率	年1.35%（固定）	期 間	15年以内（うち据置2年以内）	
	限 度 額	1企業・1組合 2.8億円	預 託	あり	
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）			
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）			
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減）【その他のポイント8.】			
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申 込 書 類	(1) 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） (1) 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）				
添 付 書 類	(2) 脱炭素・環境保全貸付事業計画書 ①【再生可能エネルギー】.....様式第4号 ②【省エネルギー】.....様式第5号 ③【次世代自動車】...様式第6号 (3) 施設・設備の設計図、仕様書、パンフレット等の写し（①【再生可能エネルギー】、②【省エネルギー】の場合） (4) 購入する車両のカタログ等及び見積書の写し（③【次世代自動車】の場合） (5) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 → 申 込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 保 証 承 諾 ← ← 保 証 申 込 ← 保証協会 ・保証審査 → 実 行 報 告 → 県 ← 【信用保証を付さない場合】実行報告【その他のポイント9.】				
そ の 他 の ポ イ ン ト	1. <資金使途①から③共通> 設備資金には、リース料の全額又は一部を当初に一括して支払う場合の資金使途も含みます。 2. <資金使途①から③共通> 本貸付を自治体が実施する補助金や助成金等、政府系金融機関や自治体の融資制度等と併用することは問題ありません。（ただし、当該補助金、助成金、融資制度等において併用が認められている場合に限りです。）				

3. <①【再生可能エネルギー】関係>

発電設備の設置において、発電した電力を全て売電する場合は本貸付の対象外とします。

対象となる再生可能エネルギー利用施設・設備の例としては、太陽光発電、（再生可能エネルギーを対象とする）蓄電池、木質バイオマスボイラー（熱利用）などがあります。

対象施設・設備に該当するか不明な場合は、県環境部環境政策課（078-362-3284）へお問い合わせください。

4. <②【省エネルギー】関係>

対象となる省エネルギー施設・設備の例としては、以下のようなものがあります。対象施設・設備に該当するか不明な場合は、県環境部環境政策課（078-362-3284）へお問い合わせください。

- （ア 断熱性能の向上に資する設備又は改修工事（二重窓、高断熱サッシ、遮熱工事等）
イ 省エネ対策に貢献する高効率設備（LED照明設備、ボイラー、コンプレッサー、冷凍庫、給湯設備、換気設備 など） ウ エネルギー管理システム エ バイオマス熱供給設備 オ コージェネレーション設備

5. <③【次世代自動車】関係>

燃料電池自動車、水素エンジン車、電気自動車の代表的な車種は、以下のようなものがあります。対象車種に該当するか不明な場合は、県環境部水大気課（078-362-3287）へお問い合わせください。

- （ア 燃料電池自動車 : トヨタMIRAI
イ 電気自動車 : 日産リーフ、テスラモデルS、BMW i3
ウ 水素エンジン車

6. <③【次世代自動車】関係>

新車で購入する場合が対象です。融資申込日時点で新車登録済の車両は、対象になりません。

また、事業に要する車両が対象です。（緑ナンバーか否かは問いません）

7. <③【次世代自動車】関係>

車両本体、架装、附属品等の購入費に加え、登録諸費用、自動車取得税等も対象になります。

<以下、資金使途①から③共通>

8. 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基 準 料 率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2 割 軽 減 後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

9. 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び脱炭素・環境保全貸付事業計画書（様式第4号から第6号のいずれか）及び添付書類について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名	事業応援貸付（脱炭素・環境保全貸付） 【融資対象者(2)-2 【公害防止】【工場緑化】【排出基準未満自動車の買い替え】】			
目 的	中小企業者が行う脱炭素、環境保全の取り組みを支援するため、必要とする資金を融資する			
融 資 対 象 者	【融資対象者(2)-2】 県内で事業を営む中小企業者等で、環境保全に資する設備の新設・更新をしようとする者			
資金 使 途	環境保全に資する次の①から③のいずれかに該当する設備資金〔その他のポイント1.2.〕 ①【公害防止】 公害防止設備等の設置、移転等〔その他のポイント3.〕 ②【工場緑化】 県条例に基づく工場緑化行為〔その他のポイント4.〕 ③【排出基準未満自動車の買い替え】 NOx・PM法の排出基準を満たさない自動車からの買い替え 〔その他のポイント5.〕			
借 換	既往融資の借り換えには利用不可			
融 資 条 件	利 率	年1.35%（固定）	期 間	15年以内（うち据置2年以内）
	限 度 額	1企業・1組合 2.8億円	預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）		
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減）〔その他のポイント6.〕		
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる		
申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申 込 書 類・添 付 書 類	<①【公害防止】のうち、公害の防止等に必要な設備の設置又は補修の場合> (1) 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） (2) 脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】融資申込書（様式第7号） (3) 誓約書（様式第7号別記） (4) （騒音、振動又は悪臭に係るものの場合）当該設備の設置を必要とする市町長の意見書（様式第7号の2）及び公害による苦情がある場合は、公害処理記録（県又は市町に保管のもの）の写し (5) 処理装置及び処理能力等を明らかにした設計図及び仕様書 (6) 設備の設置又は補修に伴う請負業者等との契約書又は見積書の写し (7) 工場内の平面図（機械設備の配置図を含む） (8) 工場等の付近見取図 (9) 「大気汚染防止法」によるばい煙発生施設等の設置又は変更届出書の写し（又は他法令により官公庁に届けた書類の写し） (10) その他、県、取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
	<①【公害防止】のうち、現在地での公害防止が困難な場合に行う工場等の移転の場合> (1) 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） (2) 脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】融資申込書（様式第7号） (3) 誓約書（様式第7号別記） (4) 公害処理記録（県又は市町に保管のもの）の写し又は移転を必要とする市町長の意見書（様式第7号の2） (5) 工場等の移転に伴う移転先の市町長の意見書（様式第7号の3） (6) 移転先及び現在地の用地、建物の平面図（機械等の配置図を含む）並びに付近の見取り図 (7) 建築基準法等法令による許認可書の写し			

申込書類・添付書類	(8) 移転先の用地の取得、建物の建築又は購入に伴う請負業者等からの見積書又は契約書の写し (9) 移転に要する費用の請負業者等との契約書又は見積書の写し (10) 処理装置及び処理能力等を明らかにした設計図及び仕様書 (11) 設備の設置又は補修に伴う請負業者等との契約書又は見積書の写し (12) 「大気汚染防止法」によるばい煙発生施設等の設置又は変更届出書の写し（又は他法令により官公庁に届け出た書類の写し） (13) その他、県、取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類 <②【工場緑化】の場合> (1) 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） (2) 脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】融資申込書（様式第 7 号） (3) 誓約書（様式第 7 号別記） (4) 緑化に伴う請負業者等との見積書又は契約書の写し (5) 工場等の平面図（樹木等の配置図を含む） (6) 工場等の付近見取図 (7) 「環境の保全と創造に関する条例」による特定工場等緑化計画届受理書の写し (8) その他、県、取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類 <③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合> (1) 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） (2) 脱炭素・環境保全貸付【排出基準未満自動車の買い替え】融資申込書（様式第 8 号） (3) 誓約書（様式第 8 号別記） (4) 見積書及び購入車種のカatalog、諸元表 (5) 事業場等の平面図（車庫等の配置図を含む） (6) 事業場等の付近見取図 (7) 廃車予定車両の自動車車検証の写し (8) 事業の許認可証の写し (9) その他、県、取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類
融資フロー	1. <融資申込～融資実行> ア 融資を希望する中小企業者等は、上記の申込書類及び添付書類を取扱金融機関に提出し、融資申込を行ってください。 （なお、市町長は、中小企業者等から融資申込に係る相談があったときは、企業の規模、公害の発生状況、公害発生に対する措置、公害防止計画及びその他必要な事項について調査又は指導し、公害処理記録の写し若しくは移転を必要とする市町長の意見書（様式第 7 号の 2）、又は工場等の移転に伴う移転先の市町長の意見書（様式第 7 号の 3）を交付するものとします。） イ 取扱金融機関は、申込書類及び添付書類の記載内容を確認の上、送付書（様式第 7 号の 4（③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合は様式第 8 号の 2））を添えて、県環境政策課（③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合は県水大気課）へ送付してください。 県環境政策課（又は県水大気課）は、申込書類及び添付書類の内容を審査の上、融資を適当と認めたときは融資額決定通知書（様式第 7 号の 5（③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合は様式第 8 号の 3））にて、不適当と認めたときはその旨を、取扱金融機関宛て通知します。 （なお、県環境政策課（又は県水大気課）は、必要に応じて、申込書類及び添付書類を県地域経済課に回付し、融資条件等について意見を確認し、また、技術審査を必要と判断した場合には、県自然・鳥獣共生課、県環境整備課又は関係機関等に回付し、融資の適否について意見を認めるものとします。） ウ 取扱金融機関は、融資額決定通知書（様式第 7 号の 5 又は第 8 号の 3）の送付があった場合は、速やかに融資の可否を審査し、兵庫県信用保証協会の信用保証を付した上で（信用保証が不要な場合を除く）、融資を実行してください。なお、融資を不能と判断した場合は、その旨を県環境政策課（又は県水大気課）へ通知してください。

融資フロー	エ 取扱金融機関は、保証協会の保証を付さず本貸付を実行した場合、申込書類及び添付書類について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せて県地域経済課へデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です） （なお、県環境政策課は、融資実行の報告があった場合には様式第7号の6により、融資不能の通知を受けた場合は様式第7号の7により、意見書等を交付した市町長に通知するものとします） 2. <着手報告～完成報告> ア 中小企業者等は、融資を受けた場合は、速やかに設備の設置若しくは補修、工場等の移転、工場の緑化又は自動車の購入に着手するとともに、着手報告書（様式第7号の8）を県環境政策課へ送付してください（③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合を除く）。 イ 中小企業者等は、融資申込時の計画に変更（軽微な変更は除く）を生じた場合は、速やかに計画変更願（様式第7号の9（③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合は様式第8号の4））を県環境政策課（又は県水大気課）に提出し、その承認を受けてください。（なお、県環境政策課（又は県水大気課）は、技術審査を必要と判断した場合には、県自然・鳥獣共生課、県環境整備課又は関係機関等に回付し、変更の適否について意見を確認するものとします。） ウ 中小企業者等は、設備の設置若しくは補修、工場等の移転、工場の緑化の進捗状況の報告を求められた場合は、進捗状況報告書（様式第7号の10）を県環境政策課へ送付してください。 エ 中小企業者等は、設備の設置若しくは補修、工場等の移転、工場の緑化又は自動車の購入が完了した場合は、完成報告書（様式第7号の11及び第7号の11別記）（③【排出基準未満自動車の買い替え】の場合は購入報告書（様式第8号の5及び第8号の5別記））を県環境政策課（又は県水大気課）へ送付してください。
その他のポイント	1. <資金使途①から③共通> 設備資金には、リース料の全額又は一部を当初に一括して支払う場合の資金使途も含まれます。 2. <資金使途①から③共通> 本貸付を自治体が実施する補助金や助成金等、政府系金融機関や自治体の融資制度等と併用することは問題ありません。（ただし、当該補助金、助成金、融資制度等において併用が認められている場合に限りです。） 3. <①【公害防止】関係> 以下のア又はイのいずれかを対象とします。 ア 公害の防止・産業廃棄物の処理等に必要な設備で、別紙「公害防止等設備一覧」に該当するものの設置又は補修に要する資金 イ 現在地において公害を防止し難い工場等で、十分な公害対策を行うことを条件として知事が特に移転を必要と認めた場合の移転先の用地の取得、建物の建築又は購入及び移転に要する資金 対象設備に該当するか不明な場合は、県環境政策課（078-362-3284）へお問い合わせください。 4. <②【工場緑化】関係> 工場等の敷地内において、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき行う樹木の植栽に要する資金が対象となります。 5. <③【排出基準未満自動車の買い替え】関係> 以下のアの自動車を解体・廃車し、その代替として以下のイの自動車を購入する場合が対象です。 ア 申込人が所有する「NOx・PM法の排出基準を満たさない自動車」 ※該当するか否かは、別紙「NOx・PM法の車種規制」を参照ください。 ※また、「NOx・PM法の排出基準を満たさない自動車」の車検証には、備考欄に「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」という記載がありますので、こちらもご確認ください。 ※解体・廃車は融資申込日の翌日以降に行われる必要があります。（融資申込日時点で解体・廃車されている場合や、自動車を下取りに出す場合は、対象となりません）

※解体・廃車したことの証明として、以下のいずれかの書類が必要です。

- ・自動車リサイクル法に基づく使用済自動車引取証明書の写し（引取業者から交付されるもの）
- ・登録事項証明書の写し（備考欄に「永久抹消済」と記載されるもの）

※「抹消登録」と記載されるもの（輸出抹消や解体を前提としない16条抹消）は、該当しませんのでご注意ください。

イ「NOx・PM法の排出基準を満たす自動車」（規制の適用外である自動車を含む）

※新車で購入する場合が対象であり、融資申込日時点で新車登録済の車両は、対象になりません。

※また、事業に要する車両が対象です。（緑ナンバーか否かは問いません）

※購入する車両の本体、架装、附属品等の購入費に加え、登録諸費用、自動車取得税等も対象になります。

<資金使途①から③共通>

6. 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

脱炭素・環境保全貸付 公害防止等設備一覧

大気汚染関係	1 ばいじん、硫黄酸化物、有害物質又は揮発性有機化合物又は水銀を以下の方法により処理する設備 (洗浄、吸収、中和、吸着、ろ過、冷却、燃焼、重力沈殿、慣性分離、遠心力分離、電気捕集、音波凝集、膜分離、生物処理、光触媒分解、プラズマ脱臭分解、オゾン分解法) 2 粉じんを1で規定した方法又は以下の方法により処理する施設 (散水、被覆、密閉) 3 排ガス、粉じん等分析測定装置
水質汚濁関係	1 汚水又は廃液を以下の方法により処理する設備 (沈殿、浮上、ろ過、分離、濃縮、凝集、吸着、抽出、ばっ気、イオン交換、酸化、還元、中和、冷却、乾燥、蒸発、循環、生物化学的処理、かくはん、洗浄、燃焼) 2 排水等分析測定装置 3 有害物質の地下浸透及び周囲への流出の防止並びに点検を行う以下の設備 (床面、配管等、防液堤等、排水溝等、漏えい等検知設備)
土壌汚染関係	1 土壌汚染の除去又は拡散防止を以下の方法により行う設備 (原位置封じ込め、遮水工封じ込め、揚水、透過性地下水浄化壁、掘削除去、原位置浄化、遮断工封じ込め、不溶化埋め戻し、原位置不溶化、舗装、盛土) 2 土壌汚染分析測定装置
騒音・振動関係	1 騒音又は振動を防止する以下の設備 (消音装置、遮音装置、遮音壁、防音室、防音窓、防震基礎、防震装置) 2 騒音及び振動分析測定装置
悪臭関係	1 悪臭を以下の方法により処理する設備 (熱分解、洗浄、吸収、吸着、イオン交換、酸化、還元、中和、電気捕集、密閉、希釈、生物処理) 2 悪臭分析測定装置
産業廃棄物関係	1 産業廃棄物処理施設(事業場内に固定設置されるもの。以下同じ。)であって、その処理が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理基準に従い行われるものであること 2 適切な産業廃棄物処理施設の維持管理作業に必要な分析等管理設備
自動車等解体施設関係	1 自動車又は電気機械器具の解体処理施設において、厚生労働省が事前選別ガイドライン(平成7年6月27日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知衛産第55号)に示す環境保全上必要な設備の設置

※有害物質とは、環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準(平成8年告示第542号)に規定する物質とする。

※分析測定装置は、専ら公害防止の用に供するもののみ融資対象とする。

自動車NOx・PM法の車種規制

◎軽自動車、特殊自動車、ガソリンまたはLPGを燃料とする乗用車は、規制対象外です。

◎以下の左欄の車種のうち、右欄に示した排出ガス規制区分及び型式識別記号に該当する場合は、
自動車NOx・PM法の排出基準に適合していないため、
使用の本拠を自動車NOx・PM法の対策地域内として新規・変更・移転登録することはできません。

車 種	自動車NOx・PM法の排出基準に不適合の車				
	ディーゼル車		ガソリン・LPG車		
車両 総重量	排出ガス規制区分※1	型式識別記号※2	排出ガス 規制区分※1	型式 識別記号※2	
トラック・バス	1.7t 以下	平成 14 年規制適合車 平成 9 年規制適合車 平成 5 年規制適合車 昭和 63 年規制以前の適合車	KP-, HW- KE-, HA- KA- S-, P-, N-, K-, 記号なし	昭和 56 年規制以前の 適合車	L-, J-, H-, 記号なし
	1.7t 超 2.5t 以下	平成 15 年規制適合車 平成 10 年規制適合車 平成 9 年規制適合車 平成 5 年規制適合車 昭和 63 年規制以前の適合車	KQ-, HX- KJ-, HE- KF-, HB- KB- S-, P-, N-, K-, 記号なし	平成元年規制適合車 昭和 56 年規制以前の 適合車	T- L-, J-, H-, 記号なし
	2.5t 超 3.5t 以下	平成 15 年規制適合車 平成 9 年規制適合車 平成 6 年規制適合車 平成元年規制適合車 昭和 63 年規制以前の適合車	KR-, HY- KG-, HC- KC- U- S-, P-, N-, K-, 記号なし	平成 4 年規制適合車 平成元年規制以前の 適合車	Z- T-, M-, J-, 記号なし
	3.5t 超	平成 6 年規制適合車 平成 2 年規制適合車 平成元年規制以前の適合車	KC- W- U-, P-, N-, K-, 記号なし	平成 4 年規制適合車 平成元年規制以前の 適合車	Z- T-, M-, J-
乗用車	平成 14 年規制適合車 平成 10 年規制適合車 平成 9 年規制適合車 平成 6 年規制適合車 平成 4 年規制適合車 平成 2 年規制以前の適合車	KM-, KN-, HT-, HU- KH-, HD- KE-, HA- KD- Y- X-, Q-, P-, N-, K-, 記号なし	(規制対象外)		

※1 「平成（昭和）〇〇年規制」とあるものは、製造段階における排出ガス規制のことをいいます。

※2 表に掲載した型式識別記号に該当する場合でも、型式によっては排出基準に適合するものもあります。
また、国土交通大臣が行うNOx・PM低減装置性能評価制度において、優良と評価された装置を装着
した場合は、排出基準に適合したものと判定されます。
なお、自動車NOx・PM法の排出基準への適合状況は、自動車検査証の「備考」欄にも記載されます
（平成 14 年 8 月 1 日以降の車検証）。

（注）本表は自動車NOx・PM法の排出基準への適合状況を示したものであり、車両登録の可否判断を示す
ものではありません。車両登録については各地の運輸支局、自動車検査登録事務所等にお問い合わせく
ださい。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名	事業応援貸付（空き家・商店街空き店舗活用貸付）			
目 的	中小企業者が行う空き家・商店街空き店舗の活用を支援するため、必要とする事業資金を融資する			
融 資 対 象 者	県内で事業を営む中小企業者等			
資金使途	次の①又は②に該当する事業資金（設備資金及び運転資金） ①「空き家」又は「商店街空き店舗」の取得・改修（ただし、「空き家」又は「商店街空き店舗」を活用することを目的とした取得・改修に限る）に要する資金【その他のポイント①②③④⑤⑥⑦⑧】 ②「空き家」又は「商店街空き店舗」を活用した新規事業に要する資金【その他のポイント①②③④⑤⑨】			
借 換	既往融資の借り換えには利用不可			
融 資 条 件	利 率	年 1. 3 5 %（固定）	期 間	1 5 年以内（うち据置 2 年以内）
	限 度 額	1 企業・1 組合 2. 8 億円	預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）		
	保証料軽減措置	あり（基準料率から 2 割軽減）【その他のポイント⑩】		
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる		
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会		
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）（信用保証を付さない場合）			
添付書類	② 空き家・商店街空き店舗活用貸付事業計画書（様式第 9 号） ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー	中小企業者 → 申込 → 取扱い金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 実行 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 ← 実行報告 → 県 ↑ 【信用保証を付さない場合】実行報告【その他のポイント⑪】			
その他のポイント	① <資金使途①②共通>「空き家」は、以下のいずれにも該当することが必要です。 ア 県内にある一戸建ての住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸であること イ 融資申込時点で居住・使用実態がないこと（居住・使用実態のない期間の長さは問いません） ウ 店舗兼住宅など、住宅以外の用途がある場合は、住宅部分と住宅以外の用途の部分の面積を比較し、住宅部分の面積の方が大きいこと（住宅部分と住宅以外の用途の共用部は、いずれの面積にも含まずに、各面積を比較します。なお、その他のポイント⑥にご注意ください） なお、「居住・使用実態」は住民票の有無などではなく、実際に居住・使用されていないかどうかで判断します。 ② <資金使途①②共通>「商店街空き店舗」は、以下のいずれにも該当することが必要です。 ア 県内の商店街・小売市場※内の空き店舗・空き区画であること（※商店街・小売市場は構成員15人以上で会則・規則等を有している法人、団体が運営するものとします） イ 融資申込時点で 3 か月以上営業・使用実態がないこと なお、「営業・使用実態」は登記上の住所地などではなく、実際に営業・使用されていない期間で判断します。			

- ③ **<資金使途①②共通>**「空き家」又は「商店街空き店舗」を活用する目的があることが必要であり、建物の全部を取り壊す場合は対象となりません。（建物の一部を取り壊し、残りの部分を活用する場合は、解体工事費用も含めて対象となります）

例として、以下のような場合は対象になりません。

ア 「空き家」又は「商店街空き店舗」を取得後、建物を全部取り壊す場合

イ 「空き家」又は「商店街空き店舗」を取得後、「建物を全部取り壊す予定の者」に転売する場合

また、以下のような場合は、原則として対象となります。

ウ 「空き家」又は「商店街空き店舗」を取得後、建物を全部取り壊さず、自社で事業用に使用する場合

エ 「空き家」又は「商店街空き店舗」を取得後、建物を全部取り壊さず、住宅用又は事業用に賃貸する場合

オ 「空き家」又は「商店街空き店舗」を取得後、「建物を全部取り壊さず利用する予定の者」に転売する場合

- ④ **<資金使途①②共通>** 融資申込を行う中小企業者等自身が「空き家」「商店街空き店舗」の所有者となる必要はありません。したがって、取得せず改修のみを行う場合や、賃借して新規事業に利用する場合にも利用可能です。

- ⑤ **<資金使途①②共通>** 「空き家」「商店街空き店舗」に該当すること及び資金使途が要件に該当することの確認は、空き家・商店街空き店舗活用貸付事業計画書（様式第9号）の記載により行ってください。この際、同計画書に記載された内容は、取扱金融機関が中小企業者等から聞き取りを行うなどの方法で確認して下さい（必ずしも根拠資料の提出を求める必要はありません）。

- ⑥ **<資金使途①関係>** 資金使途は、事業資金（事業経営に必要な資金）に限ります。したがって、例えば「空き家」「商店街空き店舗」を取得・改修し、店舗兼住宅として使用する場合は、店舗として使用する部分（土地の取得資金等の共用部分含む）にかかる取得・改修費についてのみ資金使途とできます。

なお、不動産賃貸業として「空き家」「商店街空き店舗」を住宅用に賃貸するような場合は、取得・改修費は資金使途とできます。

- ⑦ **<資金使途①関係>** 建物と土地を合わせて取得する場合の土地の取得費用、整地・造成費用等にも利用可能です。

- ⑧ **<資金使途①関係>** 「空き家」「商店街空き店舗」を増築（改築）する場合の増築（改築）費用、一部を取り壊す場合の解体工事費用（全部を取り壊す場合は対象外）、家財道具の撤去費用、クリーニングに係る費用、敷地内における外構工事費用にも利用可能です。

- ⑨ **<資金使途②関係>** 「活用した新規事業に要する資金」は、「空き家」「商店街空き店舗」において新たに開始する事業の立上げに必要な初期費用を対象とします。単に従来の店舗や事業所等を移転し、同一の事業を継続する場合の運転資金は対象となりません。（従来の店舗や事業所等を移転する場合であっても、取得・改修に要する資金は資金使途①（取得・改修）として対象となります）

- ⑩ 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

- ⑪ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び空き家・商店街空き店舗活用貸付事業計画書（様式第9号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		事業承継支援貸付		
目 的		中小企業者の事業承継を支援するため、必要とする資金を融資する		
融 資 対 象 者		次の①から③のいずれかに該当する者 ① 県内で事業を営む中小企業者等で、事業を承継しようとする者、又は承継した者（M&Aの場合を含む）〔その他のポイント①〕 ② 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた者、又は認定を受けた会社の代表者個人〔その他のポイント④〕 ③ 事業承継特別保証制度を利用する者〔その他のポイント①⑥〕		
資金使途		融資対象者①：事業承継（M&Aを含む）に必要な設備資金、運転資金〔その他のポイント②〕 融資対象者②：事業承継（M&Aを含む）に必要な事業資金（認定を受けた事由にかかるもの）〔その他のポイント④〕 融資対象者③：事業承継特別保証制度の対象資金〔その他のポイント⑥〕		
借 換		上記資金使途の範囲に限り、既往融資の借り換えに利用可能〔その他のポイント⑦〕		
融 資 条 件	利 率	年 1. 3 5 %（固定）	期 間	融資対象者①：10年以内（うち据置2年以内） 融資対象者②③：10年以内（うち据置1年以内）
	限 度 額	1企業・1組合 2. 8億円	預 託	あり
	信 用 保 証	融資対象者①：原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要） 融資対象者②③：必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	融資対象者①：一般保証その他〔その他のポイント③〕 融資対象者②：中小企業経営承継円滑化法に基づく各保証に対応〔その他のポイント⑤〕 融資対象者③：事業承継特別保証制度に対応〔その他のポイント⑥〕		
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）		
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減）〔その他のポイント⑧〕		
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」もしくは「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合、又は「経営承継借換関連保証」もしくは「事業承継特別保証」を利用する場合は、法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる		
申 込 先		取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会		
申 込 書 類		① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）		
添 付 書 類		② 事業承継支援貸付事業計画書（様式第10号）（融資対象者①の場合） ③ 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定書（写）（融資対象者②の場合）〔その他のポイント④〕 ④ 中小企業経営承継円滑化法に基づく各保証所定の必要書類（融資対象者②の場合）〔その他のポイント⑤〕 ⑤ 事業承継特別保証制度所定の必要書類（融資対象者③の場合）〔その他のポイント⑥〕 ⑥ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類		
融 資 フ ロ ー		中小企業者 ← 実行 → 申込 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 保証承諾 保証申込 保証協会 ・保証審査 実行報告 県 ↑ 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント⑨〕		

① 融資対象者①③の場合、中小企業者等である会社の代表者個人は原則として中小企業者等には該当せず、本貸付を利用できませんのでご注意ください。なお、融資対象者②の場合は利用できる場合（特定経営承継関連保証を利用する場合）があります。

② 融資対象者①の場合の資金使途「事業承継（M&Aの場合を含む）に必要な設備資金、運転資金」の例としては、以下のようなものがあります。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の判断により資金使途として認められない場合があります。

- ア 発行済議決権株式の取得資金 イ 事業用資産の取得資金 ウ 役員退職金の支払資金
エ 自己株式の取得資金 オ 被事業承継者の保証付融資の借換資金
カ 事業譲渡に伴って必要となる設備資金、運転資金
キ その他事業承継に必要と認められる設備資金、運転資金

③ 融資対象者①については、保証協会の事業承継・M & A 保証「リレー」と併用できる場合があります。

④ 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けることができる資金使途には、以下のようなものがあります。中小企業経営承継円滑化法の認定についての詳細は、[中小企業庁のホームページ](#)をご覧ください。か、県産業労働部地域経済課経営支援班（078-362-3313）へお問い合わせください。

- ア 株式の取得資金 イ 事業用資産の取得資金 ウ 相続税、贈与税の納税資金
エ 経営者の交代により取引条件等が厳しくなったことにより必要となる資金
オ 認定日から経営承継日までの間に、現経営者の保証が付されている融資を借り換えるための資金

⑤ 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けると、信用保険の別枠を利用できる場合があります。なお、中小企業経営承継円滑化法に基づく保証には、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証及び経営承継借換関連保証があります。詳細は兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。

⑥ 事業承継特別保証制度は、事業承継の段階における資金調達にあたり、経営者保証（法人代表者の連帯保証人）を不要とする保証制度です。対象者及び資金使途の概要は、以下のとおりです。詳細は兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。

	対 象 者	資 金 使 途
ア	3年以内に事業承継を予定する法人で、一定の財務要件を満たす者	設備資金、運転資金、借換資金※1
イ	令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継後3年以内の法人で、一定の財務要件を満たす者	借換資金※2

※1 保証人を提供していない既往借入金からの借換資金は除く。

※2 事業承継前における保証人を提供している既往借入金からの借換資金に限る。

⑦ 経営承継借換関連保証及び事業承継特別保証制度に規定される範囲で、プロパー融資からの借り換えにも利用することができます。

⑧ 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

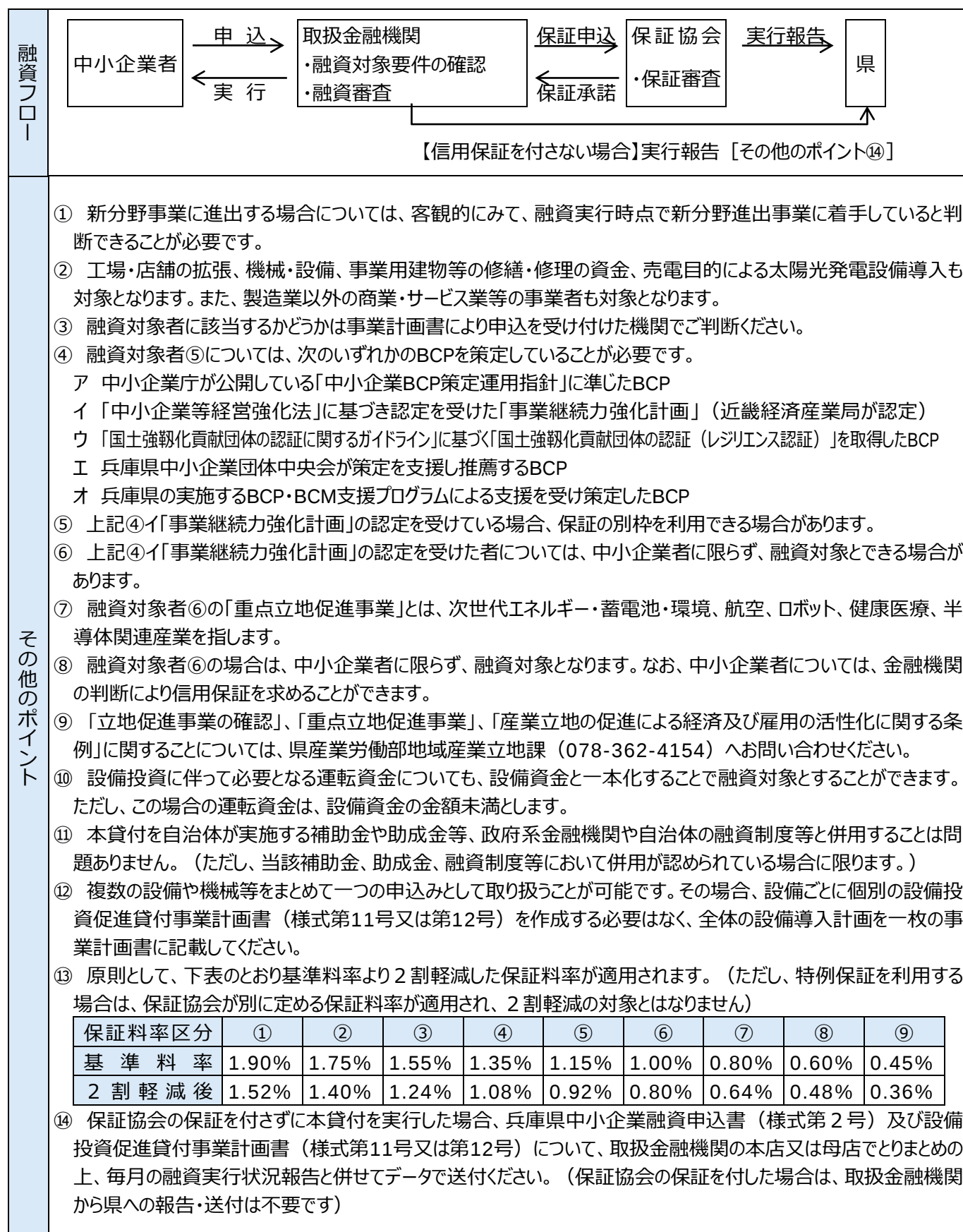
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基 準 料 率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2 割 軽 減 後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

なお、融資対象者②のうち経営承継借換関連保証を利用する場合、及び融資対象者③の場合は、兵庫県中小企業活性化協議会及び兵庫県事業承継・引き継ぎ支援センターの確認を受けることで、保証料の軽減を受けることができます。（この場合、上記の2割軽減措置の適用はできません。）詳細は兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。

⑨ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び事業承継支援貸付事業計画書（様式第10号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

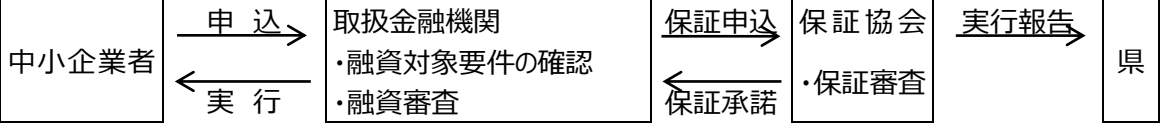
ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		設備投資促進貸付			
目 的		中小企業者の設備投資を促進するため、必要とする資金を融資する			
融 資 対 象 者		次の①又は②のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次の③から⑥のいずれかに該当する者 ① 県内で事業を営む者 ② 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者 ③ 新製品の生産、新規事業への進出、生産能力向上などのため機械・設備等の新設等を行う者 【その他のポイント①②③】 ④ 事業の効率化や改善・継続などのため、老朽化した機械や車両の買替え等、既存設備を更新しようとする者【その他のポイント②③】 ⑤ 策定したBCPに基づき、施設の耐震改修、非常用通信設備の導入等防災関連の対策を行う者 【その他のポイント④⑤⑥】 ⑥ 「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」第 2 条第 2 号で定める重点立地促進事業を行う者【その他のポイント⑦⑧⑨】			
資金 使 途		事業計画の実施に必要な設備資金（設備投資に伴う運転資金を含む）【その他のポイント⑩⑪⑫】			
借 換		既往融資の借り換えには利用不可			
融 資 条 件	利 率	年 1. 5 5 %（固定）		期 間	1 0 年以内（うち据置 2 年以内） （融資対象者⑤⑥の場合：1 5 年以内（うち据置 2 年以内））
	限 度 額	1 企業・1 組合 3 億円 （融資対象者⑤の場合：1 5 億円） （融資対象者⑥の場合：1 0 0 億円）		預 託	あり
	信 用 保 証	必要に応じて保証協会の保証を付ける			
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）			
	保証料軽減措置	あり（基準料率から 2 割軽減）【その他のポイント⑬】			
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる			
申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会				
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）（信用保証を付さない場合）				
添 付 書 類	② 設備投資促進貸付事業計画書（様式第 11 号）（対象者③④⑤の場合） ③ 設備投資促進貸付事業計画書（様式第 12 号）（対象者⑥の場合） ④ 以下のいずれかに該当する書類（融資対象者⑤の場合） ア 中小企業庁の「中小企業 BCP 策定運用指針」に準じた BCP（写）及び自己診断チェックリスト（写） イ 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」（写）及び認定書（写） ウ 国土強靱化貢献団体の認証を取得した BCP（写）及び J-VERITAS 認証・登録証（写） エ 兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦する BCP（写）及び推薦書 オ 兵庫県の実施する BCP・BCM 支援プログラムによる支援を受け策定した BCP（写） ⑤ 立地促進事業確認結果通知書（写）及び兵庫県設備投資促進貸付対象事業確認結果通知書（写） （融資対象者⑥の場合） ⑥ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				



ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		新規開業貸付			
目 的		県内で新規に事業を開始しようとする者及び事業開始後間もない者に必要とする資金を100%保証（責任共有制度対象外）で融資する			
融 対 象 者		創業関連保証（又は再挑戦支援保証）の保証対象者の要件※を満たす者〔その他のポイント①②③〕 （ただし、県内において事業を開始する予定である（又は営んでいる）こと） [※創業関連保証の保証対象者の要件（概要）] 次の①から⑦のいずれかに該当する者 ① 事業を営んでいない個人で、融資実行後 1 か月以内※ ¹ に事業を開始する者 ② 事業を営んでいない個人で、融資実行後 2 か月以内※ ¹ に会社を設立する者 ③ 事業を営んでいない個人が事業を開始し、5 年を経過していない者 ④ 事業を営んでいない個人が設立した会社※ ² で、設立後 5 年未満の会社 ⑤ 分社化を計画する会社※ ² ⑥ 設立後 5 年未満の分社化された会社※ ² ⑦ 事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社※ ² （個人創業後 5 年未満に限る） （※ 1）認定特定創業支援等事業の支援を受けた創業者は 6 か月以内〔その他のポイント④〕 （※ 2）会社法の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。組合、NPO法人、医療法人等は対象になりません。			
資金使途		設備資金及び運転資金			
借 換		既往融資の借り換えには利用不可			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 4 5 %（固定）		期 間	1 0 年以内（うち据置 1 年以内）
	限 度 額	1 企 業 3 , 5 0 0 万円（再挑戦支援保証利用の場合は 2 , 0 0 0 万円） 〔その他のポイント⑤〕		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	創業関連保証（又は再挑戦支援保証）に対応			
	責 任 共 有 制 度	対象外			
	保 証 料 率	年 0 . 5 0 %			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）				
添 付 書 類	① 創業関連保証所定の創業・再挑戦計画書（創業関連保証利用の場合。ただし、上記保証対象者の要件③④⑥⑦の場合は不要）〔その他のポイント⑥〕 ② 再挑戦支援保証所定の創業・再挑戦計画書（再挑戦支援保証利用の場合。ただし省略できる場合あり）〔その他のポイント⑥〕 ③ 再挑戦支援保証所定の資格要件申告書（再挑戦支援保証利用の場合）〔その他のポイント⑥〕 ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				

融資フロー	
その他のポイント	① 国の全国統一制度である創業関連保証（又は再挑戦支援保証）を利用する者を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いには創業関連保証事務取扱要領（又は再挑戦支援保証事務取扱要領）に依拠します。創業関連保証（又は再挑戦支援保証）に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。 ② 「事業を営んでいない個人」に該当するかや、どの時点で「事業を開始」したと判断できるかなど、創業関連保証の保証対象者の要件に該当するか不明な場合は、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。 ③ 再挑戦支援保証の保証対象者（概要）は、「経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止又は会社を解散してから5年を経過していない者」となります。詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。 ④ 認定特定創業支援等事業の詳細については、事業を実施する各市町又は中小企業庁のホームページをご確認ください。 ⑤ ただし、創業関連保証、再挑戦支援保証又はスタートアップ創出促進保証制度の保証残高と合算で3,500万円（再挑戦支援保証利用の場合は2,000万円）が限度となります。 ⑥ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。また、この他にも資料の添付が必要となる場合があります。（詳細は兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名	新規開業貸付（経営者保証免除貸付）				
目 的	県内で新規に事業を開始しようとする者及び事業開始後間もない者に経営者保証に依存せず資金を融資する				
融 対 象 資 者	スタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件※を満たす者〔その他のポイント①②〕 （ただし、県内において事業を開始する予定である（又は営んでいる）こと） [※スタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件（概要）] 次の①から⑤のいずれかに該当し、かつ⑥に該当する者 ① 事業を営んでいない個人で、融資実行後2か月以内^{※1}に会社を設立する者 ② 事業を営んでいない個人が設立した会社^{※2}で、設立後5年未満の会社 ③ 分社化を計画する会社^{※2} ④ 設立後5年未満の分社化された会社^{※2} ⑤ 事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社^{※2}（個人創業後5年未満に限る） ⑥ 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては、創業資金総額の1／10以上の自己資金を有しているもの （※1）認定特定創業支援等事業の支援を受けた創業者は6か月以内〔その他のポイント③〕 （※2）会社法の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。組合、NPO法人、医療法人等は対象になりません。				
資金使途	設備資金及び運転資金				
借 換	既往融資の借り換えには利用不可				
融 資 条 件	利 率	年1．45％（固定）		期 間	10年以内（うち据置1年以内） 〔その他のポイント⑤〕
	限 度 額	1企業 3,500万円 〔その他のポイント④〕		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	スタートアップ創出促進保証制度に対応			
	責 任 共 有 制 度	対象外			
	保 証 料 率	年0．70％（創業関連保証の料率0．50％に0．20％を上乗せ）			
	連 帯 保 証 人	不要（法人代表者も含めて不要）			
	担 保	不要			
申 込 先	取扱金融機関				
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添 付 書 類	① スタートアップ創出促進保証制度所定の創業計画書〔その他のポイント⑥〕 ② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 → 申 込 ← 実 行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 県 会社設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関する中小企業活性化協議会のチェックを受け、チェックシートを提出することが必要〔その他のポイント⑦〕				

- ① 国の全国統一制度であるスタートアップ創出促進保証制度を利用する者を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いにはスタートアップ創出促進保証制度要綱に依拠します。スタートアップ創出促進保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ② 「事業を営んでいない個人」に該当するかなど、スタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件に該当するか不明な場合は、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ③ 認定特定創業支援等事業の詳細については、事業を実施する各市町又は中小企業庁のホームページをご確認ください。
- ④ ただし、創業関連保証、再挑戦支援保証又はスタートアップ創出促進保証制度の保証残高と合算で3,500万円が限度となります。
- ⑤ 申込金融機関において、本融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は、据置期間を3年以内とします。
- ⑥ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。また、この他にも資料の添付が必要となる場合があります。（詳細は兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください）
- ⑦ スタートアップ創出促進保証制度に基づき、金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるように促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出を受け、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、保証協会に対しその写しを提出することが必要です。「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		経営円滑化貸付		
目 的		売上高の減少や利益率の減少等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者に必要とする資金を融資する		
融 対 象 資 者		県内で事業を営む中小企業者等で次の①から③のいずれかに該当する者 ① セーフティネット（ＳＮ）保証５号の認定を受けた者〔その他のポイント①〕 ② 最近３か月の売上高が前年同期に比べて５％以上減少している者〔その他のポイント②③④〕 ③ 創業後１年３か月未満であり、かつ最近１か月の売上高がその直前の３か月の月平均売上高に比べて５％以上減少している者〔その他のポイント②③⑤〕		
資金使途		運転資金		
借 換		既往の保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借換資金として利用可能〔その他のポイント⑥⑦〕		
融 資 条 件	利 率	年１．６５％（固定）	期 間	１０年以内（うち据置２年以内）
	限 度 額	１企業・１組合 １億円	預 託	あり
	信 用 保 証	融資対象者①の場合：必ず保証協会の保証を付ける 融資対象者②③の場合：原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	特別保証制度等	融資対象者①の場合：ＳＮ保証５号に対応 （融資対象者②③の場合は保証制度を問わない）		
	責任共有制度	原則として対象〔その他のポイント⑧〕		
	保 証 料 率	ＳＮ保証５号を利用の場合：年０．８０％ 一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率		
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる		
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会		
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第１号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第２号）（信用保証を付さない場合）			
添 付 書 類	② ＳＮ保証５号の認定書（融資対象者①の場合） ③ 経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第13号）（融資対象者②の場合） ④ 経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（創業後１年３か月未満）（様式第14号） （融資対象者③の場合） ⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融 資 フ ロ ー	中小企業者 市 町 ↑ 認定 ↑ ＳＮ保証 申 込 → ← 実 行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 → ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 → 県 ↑ 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント⑨〕			
その他のポイント	① ＳＮ保証５号のすべての認定要件（売上高要件、売上高要件（創業者）、原油高要件、利益率要件）が対象です。ＳＮ保証５号の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場のＳＮ保証担当窓口にお問い合わせください。			

- ② 融資対象者②③の場合は、融資申込を受けた取扱金融機関において売上高減少要件の確認が必要です。売上高減少要件の確認は、経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第13号）又は経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（創業後1年3か月未満）（様式第14号）の記載により行ってください。また、確認書に記載された売上高は、各月の売上高が分かる根拠資料（売上台帳、試算表等）によりご確認ください。
- ③ この場合の「最近3か月」（「最近1か月」）は、原則として融資申込月の直近の3か月（1か月）ですが、複数の営業所の売上が未集計等、直近の3か月（1か月）の売上高が確認できない場合に限り、最大3か月まで遡ることを可能とします。例えば、10月中に融資申込を行う際の「最近3か月」は、通常であれば「9月、8月、7月」ですが、売上未集計等の場合に限り、最も遡って「6月、5月、4月」とすることができます。
- また、建設業のように売上高が毎月安定的に計上されずに特定の時期に偏る業種の場合、「最近3か月」を「最近6か月」と読み替えるなど、弾力的な運用も可能とします。
- ④ 法人成り、債務者変更により申請者と前年同期における事業者が異なる場合、事業の同一性が確認できれば、法人成り前の個人もしくは変更前債務者との比較をすることで差し支えありません。
- ⑤ 創業時点は、法人であれば法人謄本（履歴事項全部証明書）、個人であれば開業届や許認可証などによりご確認ください。
- ⑥ 県制度融資に限らず広く既往の全国の信用保証協会の保証付融資からの借換資金として利用可能です。また、本貸付を保証協会の保証を付けずに利用する場合は、保証付でない県制度融資（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む。以下「県制度融資等」）からの借換資金としても利用可能です。

＜経営円滑化貸付の借換対応表＞

○……借換可能 ×……借換不可

		今回実行する経営円滑化貸付	
		保証を付けて実行	保証を付けず実行
既往借入金	協会保証付	県制度融資等	○
		県制度融資等でない	○
	協会保証付でない	県制度融資等	×
		県制度融資等でない	×

- ⑦ 追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。
- ⑧ 本貸付に付すことができる保証は、原則として、一般保証、S N保証5号などの責任共有制度対象保証とします。したがって、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して本貸付を利用することはできません。
- ただし、例外として、既往の県制度融資等に責任共有制度対象外保証が付されており、その借換資金として本貸付を利用する場合に限り、追加融資（真水部分）を含め、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して実行することは可とします。

＜経営円滑化貸付の責任共有制度対応表＞

新規融資のみの場合			今回実行する経営円滑化貸付
借換の場合	既往借入金が責任共有制度対象保証を付している	既往借入金が県制度融資等	責任共有制度対象保証のみ付することができる
		既往借入金が県制度融資等でない	
	既往借入金が責任共有制度対象外保証を付している	既往借入金が県制度融資等	責任共有制度対象外保証を付すことも可（追加融資（真水部分）も含め）
		既往借入金が県制度融資等でない	

- ⑨ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第13号又は第14号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		経営円滑化貸付（米国関税措置対策）		
目 的		米国の関税措置の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業者に必要とする資金を融資する		
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で、米国の関税措置の影響により、最近 1 か月の売上高が前年同期に比べて 5 %以上減少している者〔その他のポイント①②③〕		
資金使途		運転資金		
借 換		既往の保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借換資金として利用可能〔その他のポイント④⑤〕		
融 資 条 件	利 率	年 1 . 4 5 %（固定）	期 間	1 0 年以内（うち据置 2 年以内）
	限 度 額	1 企業・1 組合 1 億円 〔その他のポイント⑥〕	預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	特別保証制度等	保証制度を問わない〔その他のポイント⑦〕		
	責 任 共 有 制 度	原則として対象〔その他のポイント⑧〕		
	保 証 料 率	セーフティネット（S N）保証を利用の場合：年 0 . 8 0 % 一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率		
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる		
申 込 先		取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会		
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）（信用保証を付さない場合）			
添付書類	② 経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第14号の 2） ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー	中小企業者 SN保証↑認定 ↓市 町 申 込 → ← 実 行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 → ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 → 県 ↑ 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント⑨〕			
その他のポイント	① 米国への輸出事業者に限らず、直接的、又は間接的に米国の関税措置の影響を受けて売上高が減少している場合は利用が可能です。売上高の減少が米国の関税措置の影響によるものかどうかの確認は、経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第14号の 2）の記載により行ってください。 この際、同確認書の「 1 事業内容」及び「 2 米国関税措置による影響」欄に記載された内容は、取扱金融機関が中小企業者等から聞き取りを行うなどの方法で確認して下さい（必ずしも根拠資料の提出を求める必要はありません）。中小企業者等の説明に一定程度の合理性が認められる場合には、米国の関税措置の影響を受けたものと判断して差し支えありません。 ② 融資申込を受けた取扱金融機関において売上高減少要件の確認が必要です。売上高減少要件の確認は、経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第14号の 2）の記載により行ってください。また、確認書に記載された売上高は、取扱金融機関が、各月の売上高が分かる根拠資料（売上台帳、試算表等）によりご確認ください。			

- ③ この場合の「最近 1 か月」は、原則として融資申込月の直近の 1 か月ですが、複数の営業所の売上が未集計等、直近の 1 か月の売上高が確認できない場合に限り、最大 3 か月まで遡ることを可能とします。

例えば、令和 8 年 4 月中に融資申込を行う際の「最近 1 か月」は、通常であれば「令和 8 年 3 月」ですが、売上未集計等の場合に限り、最も遡って「令和 7 年 12 月」とすることができます。

＜「最近 1 か月」の考え方＞

融資申込月	「最近 1 か月」			
	①	②	③	④
	通常	①が売上未集計等の場合	①②が売上未集計等の場合	①②③が売上未集計等の場合
令和 8 年 4 月	令和 8 年 3 月	令和 8 年 2 月	令和 8 年 1 月	令和 7 年 12 月
令和 8 年 5 月	令和 8 年 4 月	令和 8 年 3 月	令和 8 年 2 月	令和 8 年 1 月
以降同様				

- ④ 県制度融資に限らず広く既往の全国の信用保証協会の保証付融資からの借換資金として利用可能です。また、本貸付を保証協会の保証を付けずに利用する場合は、保証付でない県制度融資（平成 29 年 3 月 31 日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む。以下「県制度融資等」）からの借換資金としても利用可能です。

＜経営円滑化貸付（米国関税措置対策）の借換対応表＞

○……借換可能 ×……借換不可			今回実行する 経営円滑化貸付（米国関税措置対策）	
			保証を付けて実行	保証を付けず実行
既往借入金	協会保証付	県制度融資等	○	○
		県制度融資等でない	○	○
	協会保証付でない	県制度融資等	×	○
		県制度融資等でない	×	×

- ⑤ 追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。
- ⑥ 本貸付（「経営円滑化貸付（米国関税措置対策）」）のみでの単年度に融資できる限度額となります。したがって、通常の「経営円滑化貸付」を含めた、他の県制度融資等の融資残高は限度額の計算に算定されません。（ただし、保証協会の保証を付ける場合は、別途保証枠の制限があります）
- ⑦ 本貸付は一般保証又はセーフティネット（S N）保証のいずれでも利用可能です。なお、S N 保証を利用する場合は、信用保証の別枠が利用可能です。S N 保証の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場の S N 保証担当窓口にお問い合わせください。

⑧ 本貸付に付することができる保証は、原則として、一般保証、S N保証 5 号などの責任共有制度対象保証とします。したがって、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して本貸付を利用することはできません。

ただし、例外として、既往の県制度融資等に責任共有制度対象外保証が付されており、その借換資金として本貸付を利用する場合に限り、追加融資（真水部分）を含め、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して実行することは可とします。

＜経営円滑化貸付（米国関税措置対策）の責任共有制度対応表＞

新規融資のみの場合			今回実行する経営円滑化貸付 (米国関税措置対策)
借換 の場合	既往借入金が 責任共有制度対象 保証を付している	既往借入金が 県制度融資等	責任共有制度対象保証のみ 付することができる
		既往借入金が 県制度融資等でない	
	既往借入金が 責任共有制度対象外 保証を付している	既往借入金が 県制度融資等	責任共有制度対象外保証を付すことも可 (追加融資（真水部分）も含め)
		既往借入金が 県制度融資等でない	責任共有制度対象保証のみ 付することができる

⑨ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）及び経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第 14 号の 2）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）【令和8年5月より融資対象者拡充】			
目的		中東情勢の緊迫化の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業者等の資金需要に応えるため、必要とする資金を融資する			
融資対象者		県内で事業を営む中小企業者等で、中東情勢の緊迫化の影響を受け、次の①から③のいずれかに該当する者【その他のポイント①から⑩】 ① 以下のアからウすべてに該当する者 ア 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること （※「原油等」：原油、揮発油（ガソリンなど）、軽油、灯油、重油及び石油ガス（液化したものを含む。）） イ 最近1か月の原油等の平均仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること ウ 最近3か月又は最近1か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること ② 最近1か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している者 ③ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同期に比べて20%以上減少している者			
資金使途		運転資金			
借換		既往の保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借換資金として利用可能【その他のポイント⑪⑫】			
融資条件	利率	年1.45%（固定）		期間	10年以内（うち据置2年以内）
	限度額	1企業・1組合 1億円 【その他のポイント⑬】		預託	あり
	信用保証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）			
	特別保証制度等	保証制度を問わない【その他のポイント⑭⑮】			
	責任共有制度	原則として対象【その他のポイント⑯】			
	保証料率	セーフティネット（SN）保証を利用の場合：年0.80% 一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率			
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる			
申込先		取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申込書類		① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）			
添付書類		② 経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）対象企業確認書（様式第14号の3） ② 経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）売上高減少要件等確認書（様式第14号の4） ② 経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）売上高営業利益率減少要件等確認書（様式第14号の5）【その他のポイント⑰】 ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー		中小企業者 市町 SN保証↑認定 申込 実行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 県 【信用保証を付さない場合】実行報告【その他のポイント⑰】			

- ① 中小企業者等の業種に制限はありません。（なお、県制度融資ご利用の要件として、兵庫県信用保証協会の保証対象業種であることは必要です）
- ② 中東情勢の緊迫化の影響を直接的・間接的に影響を受けた企業が対象です。影響の有無は、取扱金融機関が聞き取りなどで確認してください。企業の説明に一定程度の合理性が認められる場合は、中東情勢の緊迫化の影響があると判断して差し支えありません。（根拠資料等の提出は不要です）
- ③ 融資対象者①に該当する場合については、アからウの要件をすべて満たすときは、中東情勢の緊迫化の影響があると判断して差し支えありません。
- ④ 融資申込を受けた取扱金融機関において各種要件の確認が必要です。要件の確認は、融資対象者①の場合は、経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）対象企業確認書（様式第14号の3）、融資対象者②の場合は、経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）売上高減少要件等確認書（様式第14号の4）、融資対象者③の場合は、経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）売上高営業利益率減少要件等確認書（様式第14号の5）の記載により行ってください。
- ⑤ 確認書に記載された売上、売上原価、原油等の仕入額、原油等の平均仕入単価等（以下、「売上等」）は、取扱金融機関が、各月の売上等が分かる根拠資料（仕入台帳、試算表等）によりご確認ください。
- ⑥ この場合の「最近1か月」は、原則として融資申込月の直近の1か月ですが、複数の営業所の売上原価等が未集計等、直近の1か月の売上原価等が確認できない場合に限り、最大3か月まで遡ることを可能とします。
- 例えば、令和8年5月中に融資申込を行う際の「最近1か月」は、通常であれば「令和8年4月」ですが、売上未集計等の場合に限り、最も遡って「令和8年1月」とすることができます。なお、「最近3か月」とは、「最近1か月」を基準として、そこから遡る3か月間をいいます。

＜「最近1か月」の考え方＞

融資申込月	「最近1か月」			
	①	②	③	④
	通常	①が 未集計等の場合	①②が 未集計等の場合	①②③が 未集計等の場合
令和8年5月	令和8年4月	令和8年3月	令和8年2月	令和8年1月
令和8年6月	令和8年5月	令和8年4月	令和8年3月	令和8年2月
令和8年7月	令和8年6月	令和8年5月	令和8年4月	令和8年3月
令和8年8月	令和8年7月	令和8年6月	令和8年5月	令和8年4月
以降同様				

- ⑦ 「原油等」とは、原油、揮発油（ガソリンなど）、軽油、灯油、重油及び石油ガス（液化したものを含む。）を指します。石油化学製品（プラスチック、合成繊維等）や備車費は含みません。
- ⑧ 「原油等の平均仕入単価」には、税金を含みます。
- ⑨ 「原油等の平均仕入単価」について、ガソリンスタンドのように単価の異なる複数の原油等を仕入れている事業者の場合は、原油等の総仕入れ額を総仕入れ量で除して計算してください。（個別の仕入単価を合算する方法によらず、油種ごとの仕入量が反映されないため）
- ⑩ 融資対象者③について、売上高営業利益率が前年同期に比べて20%以上減少している場合に対象となります。売上高営業利益率が増加している場合は対象となりません。

＜経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）融資対象者③の要件確認表＞

利益率の推移	対象の適否
プラスからプラス	減少率が20%以上で対象
プラスからマイナス	全て対象
ゼロからマイナス	全て対象
マイナスからマイナス	減少率が20%以上で対象
マイナスからプラス	全て対象外

- ⑪ 県制度融資に限らず広く既往の全国の信用保証協会の保証付融資からの借換資金として利用可能です。また、本貸付を保証協会の保証を付けずに利用する場合は、保証付でない県制度融資（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む。以下「県制度融資等」）からの借換資金としても利用可能です。

＜経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）の借換対応表＞

			今回実行する 経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）	
			保証を付けて実行	保証を付けず実行
既往 借入 金	協会保証付	県制度融資等	○	○
		県制度融資等でない	○	○
	協会保証付 でない	県制度融資等	×	○
		県制度融資等でない	×	×

○……………借換可能 ×……………借換不可

- ⑫ 追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。
- ⑬ 本貸付（「経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）」）のみでの単年度に融資できる限度額となります。したがって、通常の「経営円滑化貸付」を含めた、他の県制度融資等の融資残高は限度額の計算に算定されません。（ただし、保証協会の保証を付ける場合は、別途保証枠の制限があります）
- ⑭ 本貸付は一般保証又はセーフティネット（ＳＮ）保証のいずれでも利用可能です。また、ＳＮ保証を利用する場合、その種別は問いません（例えば、本貸付にＳＮ保証５号（売上高要件）を付けることも可能です）。なお、ＳＮ保証を利用する場合は、信用保証の別枠が利用可能です。ＳＮ保証の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場のＳＮ保証担当窓口にお問い合わせください。
- ⑮ ＳＮ保証５号の認定を取得した場合でも、別途、添付書類②の確認書の添付は必要です。（ＳＮ保証の認定書では代用できません）
- ⑯ 本貸付に付すことができる保証は、原則として、一般保証、ＳＮ保証５号などの責任共有制度対象保証とします。したがって、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して本貸付を利用することはできません。ただし、例外として、既往の県制度融資等に責任共有制度対象外保証が付されており、その借換資金として本貸付を利用する場合に限り、追加融資（真水部分）を含め、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して実行することは可とします。

＜経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）の責任共有制度対応表＞

			今回実行する経営円滑化貸付 （原油・原材料価格高騰等）
新規融資のみの場合			責任共有制度対象保証のみ 付することができる
借換 の場合	既往借入金が 責任共有制度対象 保証を付している	既往借入金が 県制度融資等	
		既往借入金が 県制度融資等でない	
	既往借入金が 責任共有制度対象外 保証を付している	既往借入金が 県制度融資等	責任共有制度対象外保証を付することも可 （追加融資（真水部分）も含め）
		既往借入金が 県制度融資等でない	責任共有制度対象保証のみ 付することができる

- ⑰ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第２号）及び経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）対象企業確認書（様式第14号の３）、経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）売上高減少要件等確認書（様式第14号の４）、経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）売上高営業利益率減少要件等確認書（様式第14号の５）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		経営円滑化貸付（連鎖倒産防止）			
目 的		取引先企業の倒産等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に必要とする資金を融資する			
融 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で次の①又は②のいずれかに該当する者 ① セーフティネット（SN）保証 1 号（連鎖倒産防止）の認定を受けた者 [その他のポイント①] ② セーフティネット（SN）保証 2 号（事業活動の制限）の認定を受けた者 [その他のポイント①]			
資金使途		経営の安定に必要な運転資金			
借 換		既往の県制度融資等「経営安定資金」からの借換資金として利用可能 [その他のポイント②]			
融 資 条 件	利 率	年 1. 6 5 %（固定）		期 間	1 0 年以内（うち据置 2 年以内）
	限 度 額	1 企業・1 組合 1 億円		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	融資対象者①の場合：S N 保証 1 号に対応 融資対象者②の場合：S N 保証 2 号に対応			
	責 任 共 有 制 度	対象外			
	保 証 料 率	年 0. 8 0 % [その他のポイント③]			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）				
添付書類	② S N 保証 1 号又は 2 号の認定書 ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 市町 SN保証↑認定 申 込 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 保証協会 ・保証審査 保証承諾 実行報告 県 実行				
その他のポイント	① S N 保証 1 号及び 2 号の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場の S N 保証担当窓口にお問い合わせください。 ② 「経営安定資金」とは、「経営円滑化貸付」全般、「経営力強化貸付」、「企業再生貸付」全般、「連鎖倒産防止貸付」、「金融変化対策貸付」及び「こうべ経済変動対策貸付」並びに平成 29 年 3 月 31 日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の「セーフティネット資金融資」をいいます。また、この場合、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。 ③ 通常の S N 保証 1 号又は 2 号にかかる保証料率は年 0. 9 0 %のところ、県制度融資にかかる保証料軽減措置により、年 0. 8 0 %が適用されます。				

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		経営円滑化貸付（災害対応貸付）			
目 的		災害により、被害を受け又は経営の安定に支障が生じている中小企業者に必要とする資金を融資する			
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 災害により事業所等又は事業用資産に被害を受け、市町長が発行するり災証明書等を有する者 [その他のポイント①②③] ② セーフティネット（SN）保証 4 号（自然災害等）の認定を受けた者 [その他のポイント④]			
資金使途		融資対象者①については、災害復旧に必要な設備資金及び運転資金 融資対象者②については、経営の安定に必要な運転資金			
借 換		既往の県制度融資等「経営安定資金」からの借換資金として利用可能 [その他のポイント⑤]			
融 資 条 件	利 率	年 0. 9 0 %（固定）		期 間	1 0 年以内（うち据置 2 年以内）
	限 度 額	1 企業・1 組合 2. 8 億円		預 託	あり
	信 用 保 証	融資対象者①の場合：原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要） 融資対象者②の場合：必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	融資対象者②の場合：S N 保証 4 号に対応 （融資対象者①の場合は保証制度を問わない）			
	責任共有制度	融資対象者①の場合：原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く） 融資対象者②の場合：対象外			
	保 証 料 率	一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率 S N 保証 4 号利用の場合：年 0. 8 0 % [その他のポイント⑥]			
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）（信用保証を付さない場合）				
添 付 書 類	② 市町長が発行したりり災証明書等の災害により被害を受けたことが確認できる書面（写） （融資対象者①の場合） ③ S N 保証 4 号の認定書（融資対象者②の場合） ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 り災証明書 SN保証認定 市 町 申 込 → 取扱い金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 実行報告 → 県 ← 保証承諾 ← 実行 【信用保証を付さない場合】実行報告 [その他のポイント⑦]				
その他のポイント	① 地震、豪雨、豪雪など災害の種類や規模を問わず利用できます。 ② 「り災証明書」「被災証明書」「り災届出証明書」などの名称は問いません。また、事業所等又は事業用資産に被害があれば、被害の程度、規模は問いません。 ③ り災証明書等の発行については、各市役所・町役場の担当窓口にお問い合わせください。				

その他のポイント	④ S N保証 4 号の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場の S N 保証担当窓口にお問い合わせください。 ⑤ 「経営安定資金」とは、「経営円滑化貸付」全般、「経営力強化貸付」、「企業再生貸付」全般、「連鎖倒産防止貸付」、「金融変化対策貸付」及び「こうべ経済変動対策貸付」並びに平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の「セーフティネット資金融資」をいいます。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証を付けた経営安定資金からのみ借換が可能です。（その他、保証制度上の制限を受ける場合もあります） なお、この場合、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。 ⑥ 通常の S N 保証 4 号にかかる保証料率は年 0 . 9 0 % のところ、県制度融資にかかる保証料軽減措置により、年 0 . 8 0 % が適用されます。 ⑦ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）及びり災証明書等について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）
----------	---

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		経営力強化貸付			
目 的		経営力強化保証制度を利用し、金融機関等の支援を受けて経営力の強化を図る中小企業者に必要とする資金を融資する			
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で、経営力強化保証制度要綱の申込人資格要件※を満たす者 [※経営力強化保証制度の申込人資格要件（概要）] 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 [その他のポイント①②]			
資金使途		一般保証については、事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金） [その他のポイント③] セーフティネット（SN）保証 5 号については、経営の安定に必要な事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金。ただし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る） [その他のポイント④] ただし、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る			
借 換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント③④]			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 6 5 %（固定）		期 間	運転： 5 年（うち据置 1 年）以内 設備： 7 年（うち据置 1 年）以内 ただし、既往借入金を借り換える場合は 1 0 年（うち据置 1 年）以内 [その他のポイント⑤]
	限 度 額	1 企 業 2 . 8 億円 1 組 合 4 . 8 億円		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	経営力強化保証制度に対応（一般保証又はSN保証 5 号）			
	責 任 共 有 制 度	対象			
	保 証 料 率	一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率（軽減措置あり） [その他のポイント⑥] S N 保証 5 号利用の場合：年 0 . 8 0 %			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関			
	申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）			
添 付 書 類	② 経営力強化保証制度所定の申込人資格要件等届出書 [その他のポイント⑦]				
	③ 経営力強化保証制度所定の事業行動計画書（申込人が策定したもの） [その他のポイント⑦]				
	④ S N 保証 5 号の認定書（S N 保証 5 号利用の場合）				
	⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 SN保証↑認定 ↓市町 申 込 → ← 実 行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び 取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要 [その他のポイント⑧] 保証申込 → ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 → 県				

- ① 国の全国統一制度である経営力強化保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いが経営力強化保証制度要綱に依拠します。経営力強化保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ② 「認定経営革新等支援機関」とは、中小企業等経営強化法第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいいます。金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本貸付を利用することができます。
- ③ 一般保証の場合の借換可能な既往借入金は、全国の信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ④ SN保証5号の場合は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りられます。ただし、借換時に真水を加えることは可能です。また、借換の対象は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金に限られ、これ以外の既往借入金の借り換えはできません。（詳細は、経営力強化保証制度要綱及び同制度に関する回答事例集を参照ください）
 なお、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは、経営力強化保証制度要綱に定める以下のものをいいます。
 - ア 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
 - イ 伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
 - ウ SN保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に係る既往借入金
 - エ 危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に係る既往借入金
 - オ SN保証5号であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（令和2年2月1日～令和3年12月31日）に保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
- ⑤ 運転資金と設備資金が混在する場合は融資期間を7年以内とし、既往借入金の借り換えを含む場合は10年以内とします。
- ⑥ 信用保証料率について、経営力強化保証制度要綱の規定に基づき、一般保証については、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率が適用されます。（申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び申込時の信用力が判定できない場合（中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合）を除く）
 なお、SN保証5号については、兵庫県信用保証協会所定の信用保証料率となります。
- ⑦ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑧ 金融機関は、経営力強化保証制度要綱の定めるところにより、事業計画の策定支援や継続的な経営支援等を行う責務を負います。
 [経営力強化保証制度要綱に定める金融機関の責務（概要）]
 ア 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。
 イ 認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行う。
 ウ 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告する。
 エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		企業再生貸付			
目 的		経営改善サポート保証制度を利用し、中小企業活性化協議会や経営サポート会議の支援により事業再生を行う中小企業者に必要とする資金を融資する			
融 対 象 資 者		県内で事業を営む中小企業者等で、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度の申込人資格要件※を満たす者 [※経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度の申込人資格要件（概要）] 中小企業活性化協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者 [その他のポイント①②]			
資金使途		設備資金、運転資金及び借換資金（いずれも事業再生の計画の実施に必要な資金に限る） [その他のポイント③]			
借 換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント③]			
融 資 条 件	利 率	年 2 . 0 5 %（固定）		期 間	1 5 年以内（うち据置 1 年以内）
	限 度 額	1 企業・1 組合 2 . 8 億円		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度に対応			
	責 任 共 有 制 度	原則として対象 [その他のポイント④]			
	保 証 料 率	責任共有制度対象の場合：年 0 . 7 0 % 責任共有制度対象外の場合：年 0 . 8 0 %			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）				
添 付 書 類	② 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度所定の事業再生計画書 [その他のポイント⑤] ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 → 申 込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 → 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 → 実行報告 → 県 ← 実行 ← 期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び 取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要 [その他のポイント⑥]				
そ の 他 の ポ イ ン ト	① 国の全国統一制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱に依拠します。経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。				

- ② 「事業再生計画」とは、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱の申込人資格要件に規定される計画であって、主に以下のものをいいます。
- ア 中小企業活性化協議会の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - イ 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
 - ウ 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - エ 特定認証紛争解決手続に従って作成された計画
 - オ 整理回収機構が策定を支援した計画
 - カ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
 - キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した計画
 - ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画
 - ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
 - コ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
 - サ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した計画
- ③ 借換可能な既往借入金は、全国の信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ④ 本貸付は責任共有制度の対象となります。ただし、以下の場合は責任共有制度の対象外となります。
- ア 責任共有制度対象外の既往借入金のみを同額以下で借り換える場合（したがって、責任共有制度対象外の資金と責任共有制度対象の資金を一本化する場合は、責任共有制度の対象となります）
 - イ 特別小口保険にかかる保証を利用する場合
- ⑤ 計画書の雛形については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑥ 金融機関は、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱の定めるところにより、継続的な経営支援等を行う責務を負います。
- 〔経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱に定める金融機関の責務（概要）〕
- ア 原則として四半期に1回、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。
 - イ 事業再生計画の作成を支援した機関と連携し、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行う。
 - ウ 原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告する。
 - エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、事業再生計画の作成を支援した機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型）			
目的		経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度を利用し、中小企業活性化協議会や経営サポート会議の支援により事業再生を行う中小企業者に必要とする資金を融資する			
融資対象者		県内で事業を営む中小企業者等で、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度の申込人資格要件※を満たす者 〔※経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度の申込人資格要件（概要）〕 中小企業活性化協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者〔その他のポイント①②〕			
資金使途		設備資金、運転資金及び借換資金（いずれも事業再生の計画の実施に必要な資金に限る） 〔その他のポイント③〕			
借換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能〔その他のポイント③〕			
融資条件	利率	年 1. 3 5 %（固定）		期間	1 5 年以内（うち据置 3 年以内）
	限度額	1 企業・1 組合 2. 8 億円		預託	あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度に対応			
	責任共有制度	原則として対象〔その他のポイント④〕			
	保証料率	年 0. 4 0 %〔その他のポイント⑤⑥〕			
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者も含めて不要）〔その他のポイント⑥〕			
	担保	保証協会の定めによる			
	申込先	取扱金融機関			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）				
添付書類	② 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度所定の事業再生計画書〔その他のポイント⑦〕 ③ 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度所定の経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）〔その他のポイント⑦〕 ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 → 申込 ← 実行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 → 保証申込 ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 → 実行報告 県 期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び 取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要〔その他のポイント⑧〕				
その他のポイント	① 国の全国統一制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度要綱に依拠します。経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。				

- ② 「事業再生計画」とは、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度要綱の申込人資格要件に規定される計画であって、主に以下のものをいいます。
- ア 中小企業活性化協議会の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - イ 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
 - ウ 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - エ 特定認証紛争解決手続に従って作成された計画
 - オ 整理回収機構が策定を支援した計画
 - カ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
 - キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した計画
 - ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画
 - ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
 - コ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
 - サ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した計画
- ③ 借換可能な既往借入金は、全国の信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ④ 本貸付は責任共有制度の対象となります。ただし、以下の場合には責任共有制度の対象外となります。
- ア 責任共有制度対象外の既往借入金のみを同額以下で借り換える場合（したがって、責任共有制度対象外の資金と責任共有制度対象の資金を一本化する場合は、責任共有制度の対象となります）
 - イ セーフティネット保証 5号であって令和 2 年経済産業省告示第 49 号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（令和 2 年 2 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日）に保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金を同額以下で借り換える場合
 - ウ 特別小口保険にかかる保証を利用する場合
- ⑤ 保証料率は 0.80%（責任共有制度対象外の場合 1.00%）ですが、国による保証料補助により、当初保証料の負担が一律年 0.40% 相当額となります。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。
- ⑥ 「経営者保証免除対応」とは次のア及びイを満たす場合に、経営者保証を免除することができる制度です。
- ア 令和 2 年 1 月 29 日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること
 - イ 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない
- 「経営者保証免除対応」を適用する場合、保証料率は 1.00%（責任共有制度対象外の場合 1.20%）ですが、この場合も、国による保証料補助により、当初保証料率の負担は一律年 0.40% 相当額となります。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。
- ⑦ 計画書の雛形及び所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑧ 金融機関は、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱の定めるところにより、継続的な経営支援等を行う責務を負います。
- 〔経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱に定める金融機関の責務（概要）〕
- ア 原則として四半期に 1 回、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。
 - イ 事業再生計画の作成を支援した機関と連携し、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行う。
 - ウ 原則として 3 年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告する。
 - エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、事業再生計画の作成を支援した機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		借換等貸付（プロパー借換貸付）			
目的		経営者保証を提供した既往のプロパー融資について、経営者保証を提供しない本資金へ借り換えることにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を図る			
融資対象者		県内で事業を営む中小企業者等で、プロパー融資借換特別保証制度要綱の申込人資格要件※を満たす者 〔※プロパー融資借換特別保証制度の申込人資格要件（概要）〕 申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の①から④までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者〔その他のポイント①〕 ただし、①から③までについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、保証協会への申込日※¹に満たしていることを要するものとする。 ① 資産超過であること ② E B I T D A有利子負債倍率※²が1 0 倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと （※ 1）危機関連保証の発動期間中は、指定した期間の始期の前日でも可 （※ 2）（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）			
資金使途		事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金			
融資条件	利率	年 2 . 1 5 %（固定）		期間	1 0 年以内（うち据置 1 年以内）
	限度額	1 企業・1 組合 2 . 8 億円 （ただし、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内） 〔その他のポイント②〕		預託	あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	プロパー融資借換特別保証制度に対応			
	責任共有制度	対象			
	保証料率	保証協会所定の保証料率			
	連帯保証人	不要（法人代表者も含めて不要）			
	担保	保証協会の定めによる			
	申込先	取扱金融機関			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）				
添付書類	② プロパー融資借換特別保証制度所定の財務要件等確認書〔その他のポイント③〕 ③ プロパー融資借換特別保証制度所定の借換債務等確認書〔その他のポイント③〕 ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 申込 実行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 県				

- ① 国の全国統一制度であるプロパー融資借換特別保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いプロパー融資借換特別保証制度要綱に依拠します。プロパー融資借換特別保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ② プロパー融資借換特別保証制度要綱の規定に基づき、申込金融機関における融資限度額は、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高（その他のポイント④ア、イのいずれかまたは両方を実行した融資の残高を含む。）の範囲内となります。
- ③ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ④ プロパー融資借換特別保証制度要綱の規定に基づき、申込金融機関は、本資金の実行と原則同時に次のア、イのいずれかを満たすこととします。
 - ア 経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること
 - イ 経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		長期資金																				
目的		中小企業者が必要とする一般的な運転資金を融資する																				
融資対象者		県内で事業を営む中小企業者等																				
資金使途		運転資金（組合等の場合、組合員への転貸資金を含む）〔その他のポイント①〕																				
借換		既往の保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借換資金として利用可能 〔その他のポイント②③④〕																				
融資条件	利率	年 2 . 1 5 %（固定）		期間	1 0 年以内（うち据置 2 年以内）																	
	限度額	1 企業・1 組合 1 億円		預託	あり																	
	信用保証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）																				
	責任共有制度	新規融資：原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く） 借換資金：原則として対象（既往の県制度融資等に責任共有制度対象外保証が付されており、その借換資金として本貸付を利用する場合を除く）〔その他のポイント④〕																				
	保証料率	保証協会所定の保証料率																				
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）																				
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる																				
	申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会																				
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）（信用保証を付さない場合）																					
添付書類	② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類																					
融資フロー	中小企業者 → 申込 ← 実行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 → 保証申込 ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 → 実行報告 県 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント⑥〕																					
その他のポイント	① 運転資金の金額未済で設備資金が必要となる場合、運転資金と一本化して融資対象とすることができます。 ② 県制度融資に限らず広く既往の全国の信用保証協会の保証付融資からの借換資金として利用可能です。また、本貸付を保証協会の保証を付けずに利用する場合は、保証付でない県制度融資（平成29年 3 月31 日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む。以下「県制度融資等」）からの借換資金としても利用可能です。 ＜長期資金の借換対応表＞ ○…………借換可能 ×…………借換不可 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">今回実行する長期資金</th></tr><tr><th>保証を付けて実行</th><th>保証を付けず実行</th></tr><tr><td rowspan="4">既往借入金</td><td rowspan="2">協会保証付</td><td>県制度融資等</td><td>○</td></tr><tr><td>県制度融資等でない</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">協会保証付でない</td><td>県制度融資等</td><td>×</td></tr><tr><td>県制度融資等でない</td><td>×</td></tr></table>							今回実行する長期資金		保証を付けて実行	保証を付けず実行	既往借入金	協会保証付	県制度融資等	○	県制度融資等でない	○	協会保証付でない	県制度融資等	×	県制度融資等でない	×
		今回実行する長期資金																				
		保証を付けて実行	保証を付けず実行																			
既往借入金	協会保証付	県制度融資等	○																			
		県制度融資等でない	○																			
	協会保証付でない	県制度融資等	×																			
		県制度融資等でない	×																			

③ 追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。

④ 本貸付を既往の保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借換資金として利用する場合、付すことができる保証は、原則として、一般保証、S N保証 5 号などの責任共有制度対象保証とします。したがって、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付すことはできません。

ただし、例外として、既往の県制度融資等に責任共有制度対象外保証が付されており、その借換資金として本貸付を利用する場合に限り、追加融資（真水部分）を含め、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して実行することは可とします。

また、借換資金を含まず、新規融資のみで本貸付を利用する場合は、創業関連保証などの責任共有制度対象外保証を付して実行することは可能です。

＜長期資金の責任共有制度対応表＞

新規融資のみの場合			今回実行する長期資金
			責任共有制度対象外保証を付すことも可
借換を含む場合	既往借入金が 責任共有制度対象 保証を付している	既往借入金が 県制度融資等	責任共有制度対象保証のみ 付することができる
		既往借入金が 県制度融資等でない	
	既往借入金が 責任共有制度対象外 保証を付している	既往借入金が 県制度融資等	責任共有制度対象外保証を付すことも可 （追加融資（真水部分）も含め）
		既往借入金が 県制度融資等でない	責任共有制度対象保証のみ 付することができる

⑤ 兵庫県信用保証協会の「飛躍」又は「ひやくライト」との併用が可能です。

⑥ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		長期資金（モニタリング強化型特別貸付）		
目的		中小企業者が認定経営革新等支援機関と連携の下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善に資する		
融資対象者		県内で事業を営む中小企業者等で、モニタリング強化型特別保証制度の申込人資格要件※を満たす者 [その他のポイント①] [※モニタリング強化型特別保証制度の申込人資格要件（概要）] 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る		
資金使途		設備資金、運転資金及び借換資金 [その他のポイント②]		
借換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント②]		
融資条件	利率	年1.85%（固定）	期間	設備 10年以内（うち据置3年以内） 運転・借換 10年以内（うち据置1年以内） [その他のポイント③]
	限度額	1企業 2.8億円 1組合 4.8億円	預託	あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	モニタリング強化型特別保証制度に対応		
	責任共有制度	対象		
	保証料率	協会所定の保証料率に対し、国が保証料補助を行う [その他のポイント④]		
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担保	保証協会の定めによる		
申込先	取扱金融機関			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）			
添付書類	② モニタリング強化型特別保証制度所定の「モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書」 [その他のポイント⑤] ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー	中小企業者 → 申込 ← 実行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 → 保証申込 ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 → 実行報告 県 中小企業者から取扱金融機関への経営状況等の報告、及び取扱金融機関から保証協会への経営状況等の報告、並びに追加的な経営支援の検討が必要 [その他のポイント⑥]			
その他のポイント	① 国の全国統一制度であるモニタリング強化型特別保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いはモニタリング強化型特別保証制度要綱に依拠します。モニタリング強化型特別保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。			

- ② 借換可能な既往借入金は、全国の信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ③ 設備資金と運転資金又は借換資金を併用して申し込む場合は、据置期間は3年以内となります。
- ④ モニタリング強化型特別保証制度要綱の規定に基づき、保証申込日が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの場合、所定の信用保証料率に対し、下記のとおり国が信用保証料補助を行います。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料補助	0.95%	0.87%	0.77%	0.67%	0.57%	0.50%	0.40%	0.30%	0.22%
事業者負担	0.95%	0.88%	0.78%	0.68%	0.58%	0.50%	0.40%	0.30%	0.23%

- ⑤ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑥ 金融機関は、モニタリング強化型特別保証制度要綱の定めるところにより、中小企業者からの報告を受けること及び信用保証協会への報告、並びに追加的な経営支援の検討等の責務を負います。
- [モニタリング強化型特別保証制度要綱に定める金融機関の責務（概要）]
- ア 原則として、年に1回中小企業者等から経営状況等の報告を受けるとともに、随時、中小企業者等から経営状況の変化を察知したことの報告を受ける。
- イ 原則として、貸付実行日の属する事業年度から5事業年度（以下「モニタリング期間」）にわたり、年1回中小企業者等の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者等の経営状況等を電子データで報告する。
- ウ モニタリング期間中に、中小企業者等から経営状況の変化を察知したことの報告を受けた場合、信用保証協会に対し報告し、原則として、中小企業者等、認定経営革新等支援機関及び信用保証協会との対話を通じて、追加的な経営支援を検討する。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		長期資金（協調支援型特別貸付）		
目 的		プロパー融資と保証付き融資を組み合わせることにより、中小企業者の多岐にわたる経営課題解決への取り組みに資する		
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で、協調支援型特別保証制度の申込人資格要件※を満たす者 [その他のポイント①] [※協調支援型特別保証制度の申込人資格要件（概要）] 次の①又は②のいずれかに該当する者。 ① 申込金融機関から本貸付の実行と原則同時に本貸付の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること ② 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと		
資金使途		設備資金、運転資金及び借換資金 [その他のポイント②]		
借 換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント②]		
融 資 条 件	利 率	年2.15%（固定）	期 間	設備 10年以内（うち据置3年以内） 運転・借換 10年以内（うち据置1年以内） [その他のポイント③]
	限 度 額	1企業 2.8億円 1組合 4.8億円	預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	協調支援型特別保証制度に対応		
	責任共有制度	対象		
	保 証 料 率	協会所定の保証料率に対し、国が保証料補助を行う [その他のポイント④]		
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会の定めによる		
申 込 先	取扱金融機関			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）			
添付書類	② 協調支援型特別保証制度所定の申込人資格要件申告書兼誓約書 [その他のポイント⑤] ③ 協調支援型特別保証制度所定の経営行動計画書（上記申込人資格要件②の場合） [その他のポイント⑤] ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー	中小企業者 申込 実行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 県 （申込人資格要件②の場合）期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要 [その他のポイント⑥]			
その他のポイント	① 国の全国統一制度である協調支援型特別保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは協調支援型特別保証制度要綱に依拠します。協調支援型特別保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。			

- ② 借換可能な既往借入金は、全国の信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ③ 設備資金と運転資金又は借換資金を併用して申し込む場合は、据置期間は3年以内となります。
- ④ 協調支援型特別保証制度要綱の規定に基づき、所定の信用保証料率に対し、下記のとおり国が信用保証料補助を行います。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。
- ア 申込人資格要件①の場合、保証申込日に応じて下記の表1から2の料率が適用されます。

〔表1〕申込日が令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料補助	0.63%	0.58%	0.51%	0.45%	0.38%	0.33%	0.26%	0.20%	0.15%
事業者負担	1.27%	1.17%	1.04%	0.90%	0.77%	0.67%	0.54%	0.40%	0.30%

〔表2〕申込日が令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料補助	0.47%	0.43%	0.38%	0.33%	0.28%	0.25%	0.20%	0.15%	0.11%
事業者負担	1.43%	1.32%	1.17%	1.02%	0.87%	0.75%	0.60%	0.45%	0.34%

イ 申込人資格要件②の場合、上記の表2の料率が適用されます。

- ⑤ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑥ 申込人資格要件②の場合、金融機関は、協調支援型特別保証制度要綱の定めるところにより、事業計画の策定支援や継続的な経営支援等を行う責務を負います。
- 〔協調支援型特別保証制度要綱に定める金融機関の責務（概要）〕
- ア 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。
- イ 中小企業者等に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行う。
- ウ 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告する。
- エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		長期資金（経営者保証非提供促進貸付）		
目 的		「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度【国補助制度】」に対応した資金により、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を図る		
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件※を満たす者〔その他のポイント①〕 〔※事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件（概要）〕 次の①から⑤までのいずれにも該当する法人である中小企業者。ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は①、②及び③、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は③の申込人資格要件は問わない。 ① 保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前 2 年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が 2 年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じ提出していること ② 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと ③ 次の両方又はいずれかを満たすこと ア 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと イ 申込日の直前 2 期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと ④ 次のア及びイについて継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ア 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること イ 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと ⑤ 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること		
		一般保証については、事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金） セーフティネット（ＳＮ）保証（４号・５号）については、経営の安定に必要な事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金）〔その他のポイント②〕		
借 換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能〔その他のポイント②〕		
融 資 条 件	利 率	年 2 . 1 5 %	期 間	1 0 年以内（うち据置 1 年以内）
	限 度 額	対象となる保証制度※ごとに、 1 企業・1 組合 8 , 0 0 0 万円 ※一般保証又はＳＮ保証（４号又は５号に限る）	預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度に対応（一般保証又はＳＮ保証４号・５号）		
	責任共有制度	一般保証及びＳＮ保証５号の場合：対象 ＳＮ保証４号の場合：対象外		
	保 証 料 率	事業者選択型経営者保証非提供制度の上乗せ保証料率に対し、国が保証料補助を行う〔その他のポイント③〕		
連 帯 保 証 人		不要（法人代表者も含めて不要）		

融資条件	担保	不要
	申込先	取扱金融機関
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）	
添付書類	② 事業者選択型経営者保証非提供制度所定の要件確認書兼誓約書〔その他のポイント④〕 ③ SN保証4号又は5号の認定書（SN保証4号又は5号利用の場合）〔その他のポイント⑤〕	
融資フロー	<pre> graph LR A[中小企業者] -- 申込 --> B[取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査] B -- 保証申込 --> C[保証協会 ・保証審査] C -- 保証承諾 --> B B -- 実行報告 --> D[県] </pre>	
その他のポイント	① 国の全国統一制度である事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱い等は事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱に依拠します。事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。 ② 借換可能な既往借入金は、全国の信用保証協会の保証付融資のみとします。 ③ 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱の規定に基づき、所定の信用保証料率に上乗せした信用保証料率とし、保証申込日に応じて国が信用保証料補助を行います。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。 〔事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の信用保証料及び信用保証料補助（概要）〕 ア 上記の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件③のア及びイのいずれにも該当する場合は、保証協会所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率とし、0.05%に相当する額を国が補助 イ 上記の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件③のア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、各信用保証協会所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率とし、0.05%に相当する額を国が補助 ④ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。 ⑤ SN保証の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場のSN保証担当窓口にお問い合わせください。	

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		長期資金（特別小規模貸付）			
目的		小口零細企業保証制度に対応し、小規模事業者が必要とする一般的な資金を100%保証（責任共有制度対象外）で融資する			
融資対象者		県内で事業を営む者、又は県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者で、小口零細企業保証制度の保証対象者の要件※を満たすもの [その他のポイント①]			
		[※小口零細企業保証制度の保証対象者の要件（概要）] 次の①から③のいずれかに該当し、かつ④に該当する者			
		① 常時使用する従業員数が次の人数以下の会社及び個人 [その他のポイント②③]			
		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業		20人以下	
		卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）		5人以下	
		② 常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人（医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等） [その他のポイント②③]			
		③ その他、小口零細企業保証制度要綱に保証対象者として掲げられる組合等			
		④ 保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること			
資金使途		設備資金及び運転資金			
借換		県制度融資等の「特別小規模貸付」その他の小規模資金からの借換資金として利用可能 [その他のポイント④]			
融資条件	利率	年1.85%（固定）		期間	7年以内（うち据置6か月以内）
	限度額	1企業・1組合 2,000万円 （既存の協会保証残高と合算で2,000万円が限度となります）		預託	あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	小口零細企業保証制度に対応			
	責任共有制度	対象外			
	保証料率	保証協会所定の保証料率 [その他のポイント⑤]			
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担保	保証協会の定めによる			
申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会				
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添付書類	② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 申込 実行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 県				

- ① 国の全国統一制度である小口零細企業保証制度を利用する者を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いの小口零細企業保証制度要綱に依拠します。小口零細企業保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ② 「常時使用する従業員数」の数は以下のとおりです。
- ア 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。
 - イ 会社役員は、含みません。
 - ウ 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。
 - エ 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3か月雇用する場合）は含みません。
 - オ パート職員については、経営上不可欠な人員で営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。
 - カ 従業員の数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します）
- ③ NPO法人は利用できません。（ただし、医業を主たる事業とするNPO法人は利用可能です）
- ④ 小規模資金とは、下表の資金をいいます。ただし、本貸付は責任共有制度の対象外である小口零細企業保証制度の利用を前提としているため、下表に該当する既往借入金のうち、責任共有制度対象外保証を付したもののからの借り換えにのみ利用可能となります。

区 分	資 金 名
兵庫県中小企業融資制度	特別小規模貸付、小規模無担保貸付、無担保無保証人貸付、こうべおうえん、こうべ小規模、こうべ無担保
平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度	小規模企業おうえん融資、無担保無保証人融資、小規模事業資金融資

なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。

- ⑤ 商工会議所・商工会の推薦を受けることにより信用保証料0.1%の割引を受けられることがあります。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		短期資金		
目 的		中小企業者が必要とする短期の一般的な運転資金を融資する		
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等		
資金使途		運転資金（組合等の場合、組合員への転貸資金を含む）		
借 換		本貸付（県制度融資「短期資金」）からの借換資金として利用可能〔その他のポイント②〕		
融 資 条 件	利 率	年 1 . 7 0 %（固定）	期 間	1 年以内
	限 度 額	1 企業・1 組合 3 , 0 0 0 万円 〔その他のポイント①〕	預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）		
	保 証 料 率	保証協会所定の保証料率		
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる		
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会		
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）（信用保証を付さない場合）			
添 付 書 類	② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融 資 フ ロ ー	中小企業者 ← 実行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 ← 実行報告 県 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント④〕			
そ の 他 の ポ イ ン ト	① 融資限度額は、他の資金とは異なり、1 年度内の本資金の融資残高の限度とします。したがって、融資実行日の属する年度内に既に本資金の融資を受け、その融資残高がある場合は、限度額から融資残高を引いた額までしか融資できません。他方、1 年度内の累計の融資実行額に限度はありません。また、年度が替われば限度額の計算上、融資残高はリセットされます。 ② ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証を付けた短期資金からのみ借換が可能です。（その他、保証制度上の制限を受ける場合もあります） なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。 ③ 返済方法は取扱金融機関の定めによるものとします。（一括返済も可能です） ④ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）			

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		経営活性化資金			
目 的		短期間の審査かつ担保を不要とする融資により、中小企業者の資金調達の円滑化を図る [その他のポイント①]			
融 資 対 象 者		次の①から③の全てに該当する中小企業者 [その他のポイント②] ① 県内で1年以上同一事業を営む者 [その他のポイント③] ② 取扱金融機関と1年以上の与信取引がある者 [その他のポイント④] ③ 直近期の決算書が提出可能な者。ただし、個人事業主については青色申告を行っている者			
資金使途		設備資金及び運転資金			
借 換		県制度融資の経営活性化資金（経営活性化資金（コロナ対応）を含む）からの借換資金として利用可能 [その他のポイント⑤]			
融 資 条 件	利 率	金融機関所定金利		期 間	設備 7年以内（うち据置1年以内） 運転・借換 5年以内（うち据置6か月以内） [その他のポイント⑥]
	限 度 額	設備 5,000万円 運転・借換 3,000万円 かつ、この資金の融資申込額を含めた総保証 残高が直近決算書の年商の2分の1以内 [その他のポイント⑥⑦]		預 託	なし
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	責 任 共 有 制 度	対象			
	保 証 料 率	保証協会所定の保証料率			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は 「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	不要			
	申 込 先	取扱金融機関 [その他のポイント⑧]			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添 付 書 類	② 保証協会所定の「経営活性化資金」事前相談書 ③ 保証協会所定の「経営活性化資金」事前相談回答書 ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 → 申 込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 事前相談 ← 事前回答 保証申込 ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 → 県 ← 実 行				
その他のポイント	① 保証協会への事前相談から事前相談回答までを概ね3営業日以内とした迅速審査で融資実行します。 ② 本資金の融資対象者は、法人及び青色申告を行っている個人事業主です。ただし、組合、NPO法人、社会福祉法人はご利用できません。				

- ③ 「1年以上同一事業を営む」とは、原則として日本標準産業分類の小分類が同じ業種に属する事業を1年以上継続して行っている場合をいいます。

事業歴の起算は、許認可を要する業種にあっては、当該許認可取得日からとします。また、その他の業種にあっては、税務署へ開業届が出されているときは、届に記載されている日から、開業届が出されていないときは、領収書、納品書等裏付けとなる資料により、営業開始の事実が客観的に明らかになる日からとします。

その他、事業歴の計算方法は下記のとおりとします。

ア 法人を解散し、代表者が個人でその事業を継続した場合は、個人で事業を開始した日から起算します。

イ 個人から法人成りした場合、代表者が同一であり、実質的に同一事業の継続と認められる場合は、事業歴を通算できることとします。旧個人事業主が死亡、老齢、傷病により親子、夫婦、兄弟が代表者となった場合も同様です。

ウ 事業の休止期間は事業歴に通算されません。（休止前と、休止後の期間を通算します）

- ④ 「与信取引」とは、事業に係る貸付、手形割引、当座貸越等をいい、住宅ローン、消費者ローン等は含みません。（1年以上の与信取引に該当するかどうか不明な場合は、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください）

- ⑤ 追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。

- ⑥ 設備資金と運転・借換資金を併用して申し込む場合は、限度額は5,000万円、融資期間は7年以内（うち据置1年以内）となります。

- ⑦ ただし、本資金の融資残高と合算で5,000万円（運転資金のみの場合3,000万円）が限度となります。

- ⑧ 資金は、制度融資の取扱金融機関のうち、保証協会と本資金に係る覚書を締結している下記の金融機関でお申込みいただけます。

〔経営活性化資金取扱金融機関（順不同）〕

銀 行	三井住友、三菱UFJ、りそな、みずほ、但馬、池田泉州、関西みらい、山陰合同、四国、阿波、京都、みなと、トマト、徳島大正
信用金庫	神戸、日新、中兵庫、播州、兵庫、西兵庫、姫路、尼崎、但馬、但陽、淡路、京都北都、大阪、大阪シティ
信用組合	兵庫県、淡陽、近畿産業

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		こ う べ 躍 進			
目 的		既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野への事業展開、ＩＣＴなどの導入による経営の効率化等により、市内小規模事業者の稼ぐ力の強化を支援する [※信用保証料の４分の３を神戸市が負担]			
融 資 対 象 者		神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者）者で、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、次のいずれにも該当する者			
		① 常時使用する従業員数が次の人数以下の者 [その他のポイント①]			
		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業※		20人以下	
		卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く※）		5 人以下	
		※ただし、会社・個人以外の中小企業者等（組合等）の場合、宿泊業・娯楽業も 5 人以下となります			
		② 既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への取り組み、又はＩＣＴなどの導入による経営の効率化等により、融資実行後概ね 2 年以内に売上、又は利益の増加が見込まれる者 [その他のポイント②③]			
資金使途		設備資金及び運転資金 ただし、市外からの進出予定者は設備資金に限る。			
借 換		既往融資の借り換えには利用不可			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 7 5 %（固定）		期 間	7 年以内（うち据置 1 年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は 1 年 6 か月以内）
	限 度 額	1 企業・1 組合 5 0 0 万円		預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）			
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）			
	保 証 料 率	信用保証料の 4 分の 3 を神戸市が負担			
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所、神戸市 [その他のポイント④]			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）				
添付書類	② 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書 ③ こうべ躍進事業計画書（様式第16号） ④ 神戸市進出事業計画書（様式第15号）（神戸市外からの進出の場合） ⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 → 申込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 実行 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 ← 実行報告 → 県市 ↑ 実行報告 [その他のポイント⑤⑥]				

- ① 「常時使用する従業員数」の数は以下のとおりです。
- ア 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。
 - イ 会社役員は、含みません。
 - ウ 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。
 - エ 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3か月雇用する場合）は含みません。
 - オ パート職員については、経営上不可欠な人員で営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。
 - カ 従業員の数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します）
- ② 新分野事業に進出する場合については、客観的にみて、融資実行時点で新分野進出事業に着手していると判断できる必要があります。
- ③ 海外事業展開に取り組む場合で県内において事業を継続する見通しがない場合は、当資金を利用することができません。
- ④ 神戸市の窓口（神戸市経済政策課（神戸市産業振興センター内））でも受付可能です。
- ⑤ 保証協会の保証を付して本貸付を実行した場合、信用保証委託申込書（様式第1号）、こうべ躍進事業計画書（様式第16号）及び納税証明書（写）について、取扱金融機関の取りまとめ店を通じて神戸市経済観光局経済政策課（中小企業金融担当）へ提出してください。
- ⑥ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）、納税証明書、こうべ躍進事業計画書（様式第16号）及び神戸市進出事業計画書（様式第15号）（神戸市外からの進出の場合のみ）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで兵庫県地域経済課へ送付ください。

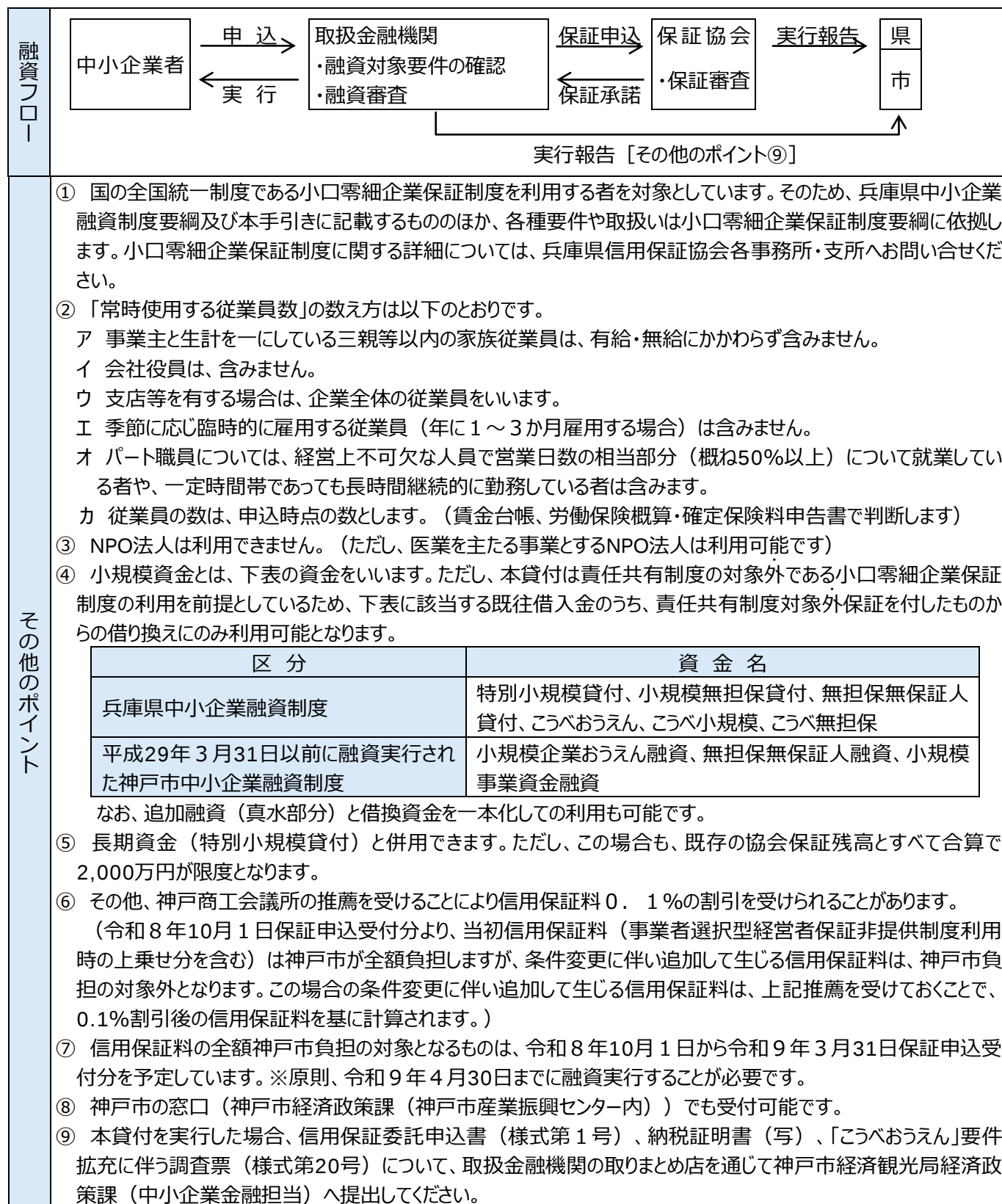
ご 利 用 の 手 引 き

資金名		こうべ創業支援貸付			
目的		新規開業し間もない神戸市内の小規模事業者に必要な事業資金を100%保証（責任共有制度対象外）で供給し、経営の改善と事業の振興に資する【※信用保証料の全額を神戸市が負担】			
融資対象者		神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者）者で、事業を営んでいる中小企業者であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、次のいずれにも該当する者			
		① 常時使用する従業員数が次の人数以下の者			
		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） サービス業のうち、宿泊業・娯楽業		20人以下	
		卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）		5人以下	
		② 事業を営んでいない者が事業を開始して5年未満の者 【その他のポイント①②③】			
資金使途		設備資金及び運転資金 ただし、市外からの進出予定者は設備資金に限る。			
借換		既往融資の借り換えには利用不可			
融資条件	利率	年1.85%（固定）		期間	7年以内（うち据置1年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内）
	限度額	1企業 500万円		預託	あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	創業関連保証に対応【その他のポイント④】			
	責任共有制度	対象外			
	保証料率	信用保証料の全額を神戸市が負担			
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担保	保証協会の定めによる			
申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所、神戸市【その他のポイント⑤】				
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添付書類	② 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書				
	③ 神戸市進出事業計画書（様式第15号）（神戸市外からの進出の場合）				
	④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 → 申込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 実行 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 ← 実行報告 → 県市 ↑ 実行報告【その他のポイント⑥】				
その他のポイント	① 現に事業を営んでいる中小企業者を対象としており、事業未着手の場合は利用できません。なお、事業の開始とは、土地・店舗の賃貸契約、什器・設備・仕入商品の注文、法人の場合の設立登記等をいいます。				

- ② 「常時使用する従業員数」の数は以下のとおりです。
- ア 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。
 - イ 会社役員は、含みません。
 - ウ 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。
 - エ 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3か月雇用する場合）は含みません。
 - オ パート職員については、経営上不可欠な人員で営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。
 - カ 従業員の数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します）
- ③ NPO法人は利用できません。
- ④ 国の全国統一制度である創業関連保証を利用する中小企業者を対象としています。
- ⑤ 神戸市の窓口（神戸市経済政策課（神戸市産業振興センター内））でも受付可能です。
- ⑥ 本貸付を実行した場合、信用保証委託申込書（様式第1号）、納税証明書（写）について、取扱金融機関の取りまとめ店を通じて神戸市経済観光局経済政策課（中小企業金融担当）へ提出してください。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		特別小規模貸付－こうべおうえん【令和8年10月より制度拡充】			
目 的		小口零細企業保証制度に対応し、神戸市内の小規模事業者が必要とする一般的な事業資金を100%保証（責任共有制度対象外）で供給し、経営の改善と事業の振興に資する [※信用保証料の全額を神戸市が負担]			
融 資 対 象 者		神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者）者で、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、小口零細企業保証制度の保証対象者の要件※を満たすもの [その他のポイント①]			
		[※小口零細企業保証制度の保証対象者の要件（概要）] 次の①から③のいずれかに該当し、かつ④に該当する者			
		① 常時使用する従業員数が次の人数以下の会社及び個人 [その他のポイント②③]			
		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業		20人以下	
		卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）		5人以下	
		② 常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人（医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等） [その他のポイント②③]			
		③ その他、小口零細企業保証制度要綱に保証対象者として掲げられる組合等			
		④ 保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること			
資金使途		設備資金及び運転資金 ただし、市外からの進出予定者は設備資金に限る。			
借 換		県制度融資等の「特別小規模貸付-こうべおうえん」その他の小規模資金からの借換資金として利用可能 [その他のポイント④]			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 8 5 %（固定）		期 間	7年以内（うち据置1年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内）
	限 度 額	1企業・1組合 500万円 （既存の協会保証残高と合算で2,000万円が限度となります） [その他のポイント⑤]		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	小口零細企業保証制度に対応			
	責 任 共 有 制 度	対象外			
	保 証 料 率	信用保証料の全額を神戸市が負担 [その他のポイント⑥⑦]			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会の定めによる			
申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所、神戸市 [その他のポイント⑧]				
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添 付 書 類	② 申込日時時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書				
	③ 神戸市進出事業計画書（様式第15号）（神戸市外からの進出の場合）				
	④ 「こうべおうえん」要件拡充に伴う調査票（様式第20号）				
	⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				



ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		こうべ小規模			
目 的		神戸市内の小規模事業者が必要とする一般的な事業資金を供給し、経営の改善と事業の振興に資する（こうべおうえんの融資限度額を超える資金需要に対応） [※信用保証料の2分の1を神戸市が負担]			
融 資 対 象 者		神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者）者で、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、常時使用する従業員数が次の人数以下の者 [その他のポイント①]			
		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業※		20人以下	
		卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く※）		5人以下	
		※ただし、会社・個人以外の中小企業者等（組合等）の場合、宿泊業・娯楽業も5人以下となります			
資金使途		設備資金及び運転資金 ただし、市外からの進出予定者は設備資金に限る。			
借 換		県制度融資等の小規模資金からの借換資金として利用可能 [その他のポイント②]			
融 資 条 件	利 率	年 2 . 0 5 %（固定）		期 間	7年以内（うち据置1年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内）
	限 度 額	1企業・1組合 500万円		預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）			
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）			
	保 証 料 率	信用保証料の2分の1を神戸市が負担			
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所、神戸市 [その他のポイント③]			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）				
添付書類	② 申込日時時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書 ③ 神戸市進出事業計画書（様式第15号）（神戸市外からの進出の場合） ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 → 申込 → 取扱い金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 保証承諾 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 → 実行報告 → 県市 ↑ 実行報告 [その他のポイント④⑤]				

- ① 「常時使用する従業員数」の数は以下のとおりです。
- ア 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。
 - イ 会社役員は、含みません。
 - ウ 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。
 - エ 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3か月雇用する場合）は含みません。
 - オ パート職員については、経営上不可欠な人員で営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。
 - カ 従業員の数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します）
- ② 小規模資金とは、下表の資金をいいます。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証を付けた小規模資金からのみ借り換えが可能です。（その他、保証制度上の制限を受ける場合があります）

区 分	資 金 名
兵庫県中小企業融資制度	特別小規模貸付、小規模無担保貸付、無担保無保証人貸付、こうべおうえん、こうべ小規模、こうべ無担保
平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度	小規模企業おうえん融資、無担保無保証人融資、小規模事業資金融資

なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。

- ③ 神戸市の窓口（神戸市経済政策課（神戸市産業振興センター内））でも受付可能です。
- ④ 保証協会の保証を付して本貸付を実行した場合、信用保証委託申込書（様式第1号）、納税証明書（写）について、取扱金融機関の取りまとめ店を通じて神戸市経済観光局経済政策課（中小企業金融担当）へ提出してください。
- ⑤ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）、納税証明書及び神戸市進出事業計画書（様式第15号、神戸市外からの進出の場合のみ）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで兵庫県地域経済課へ送付ください。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		こうべ季節貸付		
目 的		資金需要期に、神戸市内の中小企業者及び協同組合等の金融の円滑化を図る		
融 資 対 象 者		神戸市に主たる事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者		
資金使途		運転資金（組合転貸を含む）		
借 換		本貸付（こうべ季節貸付）からの借換資金として利用可能〔その他のポイント①〕		
融 資 条 件	利 率	別途定める	期 間	6か月以内〔その他のポイント③〕
	限 度 額	1企業 4, 0 0 0万円 1組合 6, 0 0 0万円 (組合転貸は1企業4, 0 0 0万円) 〔その他のポイント②〕	預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）		
	保 証 料 率	保証協会所定の保証料率		
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる		
申 込 書 類	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会、神戸市〔その他のポイント④〕		
	受 付 期 間	別途定める〔その他のポイント⑤〕		
添 付 書 類	（信用保証を付す場合） ① 信用保証委託申込書（様式第1号） （信用保証を付さない場合） ① 組合転貸以外の場合－兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号） ① 組合転貸の場合－こうべ季節貸付（組合転貸）融資申込書（様式第17号）			
融 資 フ ロ ー	中小企業者 → 申込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 → 県 ← 実行報告 → 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント⑥〕			
そ の 他 の ポ イ ン ト	① 保証協会の保証を付ける場合は、保証を付けたこうべ季節貸付からのみ借換が可能です。（その他、保証制度上の制限を受ける場合もあります） なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。 ② 上記限度額は、受付期間ごとの限度額です。ただし、本貸付に係る保証付融資残高が既にある場合は、限度額から残高を引いた額までしか融資できません。 ③ 6か月とは、融資実行日の6か月後の応当日までをいいます。 ④ 神戸市の窓口（神戸市経済政策課（神戸市産業振興センター内））でも受付可能です。 ⑤ 具体的な受付期間は別途定めます。			

- ⑥ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）又はこうべ季節貸付（組合転貸）融資申込書（様式第17号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県及び市への報告・送付は不要です）
- ⑦ 返済方法は取扱金融機関の定めによるものとします。（一括での返済も可能です）

協会 使用 欄	受付印	制 度	特例	経由

信用保証委託申込書

経由機関名		
受付日	・ ・	受付番号

令和 年 月 日
西暦
(どちらかに○をしてください)

兵庫県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

申 込 人	フリガナ			本 社 または 住 所	〒		TEL () -				
	法 人 名				フリガナ						
	フリガナ			営 業 所 または 工 場 等	〒		TEL () -				
	氏 名 ま た は 代表者名	1 男 2 女			フリガナ						
	フリガナ				商 号 (個人の方のみ記入)						
	組 織	1 個人 2 株式 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 士業法人 8 組合 9 医療法人 10 その他法人									
	資 本 金			従 業 員	常用(役員・家族除く)	名	生 年 月 日	西 暦 明 大 昭 平 令			
	後 継 者	1 無 2 有			常用(役員・家族)	名	ま た は 設 立 年 月 日	年 月 日			
	業 種	(主たる業種) (従たる業種)					取 扱 品 目	%			
	会計処理	1 中小企業会計に準拠 2 非準拠 3 会計参与設置 (個人事業主の方) 貸借対照表作成の有無					1 無 2 有				
許認可等	1 不要 2 有 (当該事業に係る許認可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)										

申 込 内 容	金融機関	(本・支店)				期 間 または 期 日	年 月 日	返 方	済 法	1 一括 2 分割
	借入金額 (極度額)					資 金 使 途	1 運転資金 千円	保 証 料 分 納 望	1 無 2 有	
	調達方法	本 件 他 借 入 自己資金 そ の 他 合 計	千円 千円 千円 千円	必 要 理 由	※本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません					

業 況 等	最 近 12 か 月 の 売 上	／	千円	／	千円	／	千円	申 込 時 預 借 残 込 金 入 金 高 納 税 状 況	(預 金)	千円
		／	千円	／	千円	／	千円		(借入金)	千円
		／	千円	／	千円	／	千円		※ 非事業性の借入金は除きます。	
		／	千円	／	千円	／	千円		1 滞納なし 2 滞納あり	

※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高欄は個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合にご記入願います。

他 協 会 の 保 証 利 用	1 無 2 有 (信用保証協会) (信用保証協会)
--------------------	----------------------------------

団信加入希望	保証協会団体信用生命保険(略称「保証協会団信」) 加入希望の有無 1 無 2 有
--------	---

※ 「保証協会団信」の加入の有無と、保証の諾否・金額査定はまったく関係ありません。

保証人等明細

令和
西暦

年 月 日

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申 込 人 関 係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日
	1 男 2 女 (才)	西 暦 明 大 昭 平 令 年 月 日
住 所	〒 []-[] フリガナ TEL () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他() 年 収 百万円	
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	土地 m ² 建物 m ²
	所在地	時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申 込 人 関 係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日
	1 男 2 女 (才)	西 暦 明 大 昭 平 令 年 月 日
住 所	〒 []-[] フリガナ TEL () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他() 年 収 百万円	
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	土地 m ² 建物 m ²
	所在地	時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申 込 人 関 係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日
	1 男 2 女 (才)	西 暦 明 大 昭 平 令 年 月 日
住 所	〒 []-[] フリガナ TEL () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他() 年 収 百万円	
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	土地 m ² 建物 m ²
	所在地	時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

申 込 人（ 企 業 ） 概 要

令和 年 月 日
西暦

※前回保証利用後、変化のない項目は、記入を省略して結構です（初めてのお申込みの場合は、全項目記入してください）。

申 込 人 （ 企 業 ） の 概 要	創業年月（開業）	西暦	1	明治前	2	明	3	大	4	昭	5	平	6	令					年				月				
	申込人(企業)の沿革、特色、最近の動向等																										

経 営 者 略 歴	生年月日	西暦	1	明	2	大	3	昭	4	平	5	令					年				月				日				

特 許	特許保有	1	無	2	有	認 証 ・ 資 格	認証または申込人国家資格
	登録番号 (内容)						

取 引 先 状 況	主 な 販 売 先	会社名	構成比 (%)	回収条件			主 な 仕 入 先	会社名	構成比 (%)	支払条件		
				現金 (%)	手形 電債 (%)	回収サイト (日)				現金 (%)	手形 電債 (%)	支払サイト (日)

所有不動産有無		1	無	2	有
---------	--	---	---	---	---

所 有 不 動 産 概 要	種 類	所在地	名義人	土 地		建 物	時 価	
				自己所有	借 地			
				m ²	m ²			
	本 社				m ²	m ²	m ²	百万円
	営 業 所							
	工 場 ・ 店 舗							
	自 宅							
	そ の 他							
						時価合計	百万円	
						債務(借入)合計	百万円	

兵庫県中小企業融資申込書(保証なし)

希望資金名(番号及び記号に○印をつけてください)

1 事業応援貸付 ア 事業応援貸付 イ SDGs支援貸付 ウ 脱炭素・環境保全貸付 エ 空き家・商店街空き店舗活用貸付	4 経営円滑化貸付 ア 経営円滑化貸付 イ 経営円滑化貸付(米国関税措置対策) ウ 経営円滑化貸付(原油・原材料価格高騰等) エ 経営円滑化貸付(災害対応貸付)	5 長期資金 6 短期資金 7 神戸市独自資金 ア こうべ躍進 イ こうべ小規模 ウ こうべ季節貸付
2 事業承継支援貸付		
3 設備投資促進貸付		
(資金名)		

※ 今後、名称変更や新設した資金については、上記空欄に記入願います。
※ この申込書及び提出書類に記入された内容は、融資制度の利用状況の確認、制度設計や制度運用等のために利用します。

兵庫県知事 様

令和 年 月 日

住 所 電話 () -

事業所所在地 電話 () -

電子メール

(フリガナ)
企業名 (商号)
(フリガナ)
代表者名

申 込 人 記 入 欄	業種	従業員数 人 (内家族従業員数) 人	希望金融機関名 銀行 信用金庫 信用組合 商工組合中央金庫 農業協同組合 支店		
	資本金(元入金) 千円	営業年数 年 月	申込金額 千円	借入希望期間 年 月	返済方法 (○で記入) 分割・一括
	資金使途の概要 設備資金 運転資金	所要資金 (千円)	必要とする理由		

金 融 機 関 記 入 欄	金融機関名	融資実行日 年 月 日	融資額 ① 千円
	融資期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月)	融資利率 年 %	
	返済条件 年 月 日を第1回目として、以後毎月 日に 千円を返済し、 残額期日返済とする。		
	② 毎回返済額(計) 千円 ③ 期日返済額 千円 ※②毎回返済額 + ③期日返済額 = ①融資額		

記入事項に偽りがあった場合は融資をおこなうことがありません。

ご注意：裏面をよくお読みのうえ、お申し込みください。

融資希望者が次に該当する場合は、兵庫県中小企業融資制度を利用することができません。

- 1 保証協会の保証付融資を受け、その返済金につき延滞中であるとき、及び代位弁済中であるとき。
- 2 1 の連帯保証人となっているとき。
- 3 金融機関から融資を受け、その返済が延滞しているとき。
- 4 不渡手形を出し、その買戻しがされていないとき、又は金融機関との取引が停止されているとき。
- 5 他債務のために法的措置をうけているとき。
- 6 事業の形態、実績などからみて事業所と認めがたいとき。
- 7 資金が融資対象事業に直接利用されないと認められるとき。
- 8 同一家族の者が重複利用していると認められるとき。
- 9 返済能力がないと認められるとき。
- 10 許可、認可、免許、登録又は届出などの必要な業種で、その許可、認可及び免許を受けていないとき、又は登録済及び届出済でないとき。
- 11 融資申込者と連帯保証人が相保証となっているとき。
- 12 暴力団員等反社会的勢力と認められるとき。

事業応援貸付事業計画書

令和 年 月 日

所在地（住所）

企業名

代表者名

1 事業の内容

(1) 現在行っている事業内容

(2) 融資を受けて行おうとする各種取り組み（当てはまるものを丸で囲む（複数選択可））

・既存事業の深化 ・新技術、新製品の開発 ・新分野への進出 ・海外事業展開

(3) 上記(2)の取り組みの具体的な内容

(4) 上記(2)(3)の取り組みを実施する理由

(5) 上記(2)(3)の取り組みに必要な資金の内容（今回の融資の資金使途）

(6) 上記(2)(3)の取り組みにより期待できる効果（売上高等の増加にどのようなつながるか）

（単位：千円）

	前期（直近の決算）	今 期	翌 期	翌々期
売 上 高				
経 常 利 益				
当 期 利 益				

※「経営革新計画」の承認を受けた場合は、記載不要

(7) 〔県外からの進出の場合のみ記載〕

進出予定の県内の事業所所在地 _____

県内での事業開始時期 ____年____月____日

2 資金計画

〔取扱金融機関名（支店名）： _____〕 （単位：千円）

所 要 金 額		調 達 方 法	
内 容	金 額	内 容	金 額
		借入金	今回融資申込額
			その他金融機関
		自 己 資 金	
		その他()	
合 計		合 計	

脱炭素・環境保全貸付【再生可能エネルギー】事業計画書

令和 年 月 日

所在地（住所）

企 業 名

代 表 者 名

1 再生可能エネルギー利用施設・設備の種類（当てはまるものに☑）

☐ 太陽光発電施設・設備（ただし、発電した電力をすべて売電する場合は不可となります）☐ （再生可能エネルギーを対象とする）蓄電池☐ その他の再生可能エネルギー利用施設・設備（_____）

2 具体的な内容（どのような資金に利用するのかできるだけ詳細に記載ください）

(1) 施設・設備の名称

[_____]

(2) 内容、規模等（更新の場合は更新の内容も記載ください）

[_____]

(3) 施設・設備の設計図、仕様書、パンフレット等の写しを添付してください。

3 資金計画

〔取扱金融機関名（支店名）：_____〕（単位：千円）

所 要 金 額		調 達 方 法	
内 容	金 額	内 容	金 額
		借入金	今回融資申込額
			その他金融機関
		自 己 資 金	
		その他()	
合 計		合 計	

誓 約 書

(太陽光発電施設・設備の新設又は更新の場合のみ)

製造工程等（サプライチェーン含む）において、人権に配慮し、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）」を遵守して製造されたシステムを設置します。

年 月 日

(申 込 人)
企 業 名 _____ (押印不要)

代 表 者 名 _____ (押印不要)

脱炭素・環境保全貸付【次世代自動車】事業計画書

令和 年 月 日

所在地（住所）

企 業 名

代 表 者 名

1 購入する次世代自動車の種類（当てはまるものに☑）

☐ 燃料電池自動車 （例：トヨタ MIRAI）☐ 電気自動車 （例：日産リーフ、テスラモデル S、BMW i3）☐ 水素エンジン車

（該当するか不明な場合は、県環境部水大気課（078-362-3287）へお問い合わせください。）

2 新車購入の確認（確認して☑）

☐ 新車で購入します。

（融資申込日時点で新車登録済の車両は、対象になりません。）

3 購入車両の車種・台数

車 種	台 数
	() 台
	() 台
	() 台
合 計	() 台

4 購入する車両のカタログ等及び見積書の写しを添付してください。

5 資金計画

〔取扱金融機関名（支店名）： 〕 （単位：千円）

所 要 金 額		調 達 方 法	
内 容	金 額	内 容	金 額
		借入金	今回融資申込額
			その他金融機関
		自 己 資 金	
		その他()	
合 計		合 計	

(様式第7号)

受 付			
環境政策課		取扱金融機関	*日付記入のこと

脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】融資申込書

令和 年 月 日

兵庫県知事様

フリガナ

氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】のあつせんを受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申込みます。

記

1 申請内容

希望金融機関名	本・支店	申込金額	千円	借入期間	年
---------	------	------	----	------	---

※ 融資対象の所要額は、①設備導入等に要する額＋②消費税（①×10%）です。

区 分	郵便番号	所 在 地	TEL	担当者氏名
主たる事務所				
融資対象事業所				
※ 移 転 先				

※ 移転先欄は移転の場合のみ記入してください。

創 業		年 月 日		融資対象事業所設置		年 月 日		営 業 許 認 可		年 月 日	
資 本 金	千円 ※NPO 法人は記載不要			従 業	融資対象事業所	人		計			
				員 数	その他の事業所	人					
業 種				事業内容又は 主 な 製 造 品							

設置予定設備名	
内 容 (処 理 方 法)	

2 公害防止等計画

(1) 現 況（該当がある場合のみ）

区 分	年 月 日	内 容
公 害 発 生 設 備 の 状 況		
現在までの措置		
苦 情		
県 ・ 市 ・ 町 に よ る 指 導		

(2) 設備設置等の効果

測定項目等 区分	
現 在	
改 善 後	

(3) 資金使途

項 目 名	施工業者等の名称	金 額 (千円)	※ 査 定 額 (千円)	備 考
計				

※は記入不要です。

(4) 工 期

着 手 予 定 令和 年 月 日

完 成 予 定 令和 年 月 日

(5) 予測される二次公害の防止対策（該当がある場合のみ）

公 害 種 別	内 容	数値・数量	方 法

(6) 移 転（移転の場合のみ記入）

① 申請状況

項 目	令和 年 月 日	備 考
土 地 取 得		
（土地転用許可）		
開 発 許 可		
建 築 確 認		

② 跡地利用

移 転 後 の 利 用 方 法	備 考

③ 面 積

区 分	現 在 地	移 転 後	備 考
敷 地 面 積 (㎡)			
建 築 面 積 (㎡)			

④ 移転先での公害対策

（添付書類）現工場等写真

(7) 緑化計画（緑化の場合のみ記入）

緑地の面積に係る計画	敷地面積 (A)	既存の緑地の面積 (B)	今回設置する緑地の面積 (C)	緑地の面積 (B)+(C)=(D)	緑地率 $\frac{(D)}{(A)} \times 100$
	m ²	m ²	m ²	m ²	%

樹木の植栽に係る計画	樹木の植栽		緑地の面積	植栽の内容			植栽の密度	主な樹種
	期間	場所		高木	低木	竹又は地被植物		
			m ²	本	本	m ²		

(添付書類) 現況写真

3 信用保証を必要としない場合

取扱金融機関は、以下を記入してください。

金融機関名	融資実行日 年 月 日	融資額 ① 千円
融資期間 年 月 日～ 年 月 日（年 カ月）	融資利率 年 . %	
返済条件 年 月 日を第1回目として、以後毎月 日に 千円を返済し、 残額期日返済とする。		
② 毎回返済額(計) 千円	③ 期日返済額 千円	※②毎回返済額 +③期日返済額 =①融資額

(注意)

融資希望者が次に該当する場合は、脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】を利用することができません。

- 1 保証協会の保証付融資を受け、その返済金につき延滞中であるとき、及び代位弁済中であるとき。
- 2 上記1の融資の連帯保証人となっているとき。
- 3 金融機関から融資を受け、その返済が延滞しているとき。
- 4 不渡手形を出し、その買戻しがされていないとき、又は金融機関との取引が停止されているとき。
- 5 他債務のために法的措置をうけているとき。
- 6 事業の形態、実績などからみて事業所と認めがたいとき。
- 7 資金が融資対象事業に直接利用されないと認められるとき。
- 8 同一家族の者が重複利用していると認められるとき。
- 9 返済能力がないと認められるとき。
- 10 許可、認可、免許、登録又は届出などの必要な業種で、その許可、認可及び免許を受けていないとき、又は登録済及び届出済でないとき。
- 11 融資申込者と連帯保証人が相保証となっているとき。
- 12 暴力団員等反社会的勢力と認められるとき。

※ この申込書及び提出書類に記入された内容は、申込書の審査以外に融資制度の利用状況の確認、制度設計や制度運用等のために利用します。

(様式第7号別記)

誓 約 書

私は、公害防止等のために必要な資金として別添申請書のとおり脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】を希望しておりますが、融資資金を受領した場合は、設備の設置・移転等を速やかに完了し、将来とも地域住民の生活環境の保全に資することはもちろんのこと、県、市及び町の指導等についても誠実に対処することを誓います。

なお、虚偽、その他の不正な行為により、融資資金を使用した場合は、直ちに当該資金を繰上償還することに異議ありません。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

(様式第7号の2)

令和 年 月 日

市 町 長 様

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

代表者

脱炭素・環境保全貸付【公害防止】申込について

当工場等は、下記理由により公害防止のため公害防止設備を設置（工場等に移転）する必要があるので意見を賜りたく願い出ます。

記

1 設 備 設 置 場 所	市 区 郡 町
2 設 備 名	
3 工 場 等 移 転 先	
4 公 害 発 生 状 況	
5 公 害 発 生 後 の 措 置	

意 見 書

所在地		資本金（出資金） 千円	従業員数
名 称		※NPO 法人は記載不要	人
申請時までの指導経過			
設置（移転）に対する意見			
その他			

{ 設備の設置
工場等の移転 } に係る意見については、上記のとおりです。

令和 年 月 日

市町長 ○○ ○○

担当課名及び担当者名

○○課 ○○ ○○

電話 () -

電子メール

(様式第7号の3)

令和 年 月 日

市 町 長 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

工 場 等 移 転 に 伴 う 意 見 に つ い て

このたび、諸般の事情により下記の場所へ移転を計画中でありますが、移転に際し、公害の事前防止に努めるとともに、移転後において公害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、市、町の指示に従い除去施設を設置する等積極的に公害防止に必要な措置をいたします。

ついては、移転について意見を賜りたく願い出ます。

記

1 移転場所		市 区 郡 町
移 転 先 の 用 途 地 域 等	2 都市計画法	1.第1種低層住居専用地域 2.第2種低層住居専用地域 3.第1種中高層住居専用地域 4.第2種中高層住居専用地域 5.第1種住居地域 6.第2種住居地域 7.準住居地域 8.近隣商業地域 9.商業地域 10.準工業地域 11.工業地域 12.工業専用地域 13.市街化調整区域 14.無指定地域 (1～13を除く。)
	3 都市計画法	(開発許可) 1.必要地域 2.不要地域
	4 騒音規制法	1.第1種区域 2.第2種区域 3.第3種区域 4.第4種区域 5.第5種区域
	5 振動規制法	1.第1種区域 2.第2種区域 3.無指定区域
	6 悪臭防止法	1.一般地域 2.順応地域
	7 工場適地団地名	
	8 地方公共団体、公社公団等 が造成の工場団地名	
	9 工場排水流入水域	川水域へ流入 海域へ流入
	10 宅地造成等規制法	1.必要地域 2.不要地域
11 現在の用途地域		

(注) 該当事項番号を○で囲んでください。

意見書			
所在地		資本金（出資金） 千円	従業員数
名 称		※NPO 法人は記載不要	人
移転に対する意見			
その他			

工場等の移転に係る意見については、上記のとおりです。

令和 年 月 日

市町長 ○○ ○○

担当課名及び担当者名

○○課 ○○ ○○

電話（ ） －

電子メール

(様式第7号の4)

脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】融資申込書の送付について
計画変更願

申請者所在地	申請者名称（名称）	信用保証の必要
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

上記申請者の脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】融資申込書を送付します。

令和 年 月 日

兵庫県環境部環境政策課長 様

（金融機関名・代表者名）

（担当課名・担当者名）

(様式第7号の5)

第 号
令和 年 月 日

金融機関名・代表者名 様

兵庫県環境部環境政策課長

脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】融資額決定通知書

標記のことについて、審査した結果、融資額を 円に決定しましたので、通知します。

記

申請者名称		業 種	
事務所 〒		公害の種類	
事業所 〒			
資金使途 1 公害防止設備（設備名） 2 工場移転（移転先） 3 緑 化			
所要経費 円		融資申請額 円	
融資決定額 円			
工事着手予定	令和 年 月 日	工事完成予定	令和 年 月 日

(様式第7号の6)

第 号
令和 年 月 日

様

兵庫県環境部環境政策課長

脱炭素・環境保全貸付【公害防止】の融資実行について

(申込者)

令和 年 月 日付けで申込みのありました に係る標記のことにつ
いては、別添写のとおり、融資実行されましたので通知します。

記

- 1 融資実行日 令和 年 月 日
- 2 融資金額 円
- 3 取扱金融機関

(様式第7号の7)

第 号
令和 年 月 日

様

兵庫県環境部環境政策課長

脱炭素・環境保全貸付【公害防止】の融資不能について

(申込者)

令和 年 月 日付けで申込みのありました に係る標記のことについて
は、別添写のとおり、取扱金融機関から融資不能の報告がありましたので通知します。

(様式第7号の8)

着 手 報 告 書

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】の融資を受け、このたび下記のとおり着手しましたので報告します。

記

1. 借入資金使途	1. 公害防止設備の設置 2. 工場、事業場の移転 3. 緑化
2. 借入年月日	令和 年 月 日
3. 借入金額	円
4. 借入金融機関名	
5. 着手年月日	令和 年 月 日
6. 完成予定年月日	令和 年 月 日見込

(注) 借入資金使途欄は該当のものを○で囲んでください。

(様式第7号の9)

計 画 変 更 願

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】の融資に係る設備の設置等については、下記のとおり計画変更のやむなきに至りましたので、事情賢察の上承認願います。

記

変 更 内 容	区 分	当 初 申 請	変 更 後
	契 約 金 額		
	工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日	着手 年 月 日 完成 年 月 日
	契 約 先		
	そ の 他 ()		
理 由			

(注) 変更図面、変更契約書等を添付してください。

(様式第7号の10)

進 捗 状 況 報 告 書

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】の融資を受け設備の設置等を進めておりますが、その状況は下記のとおりですので報告します。

記

1. 借入資金使途	1. 公害防止設備の設置 2. 工場、事業場の移転 3. 緑化
2. 借入金額	円
3. 着手年月日	令和 年 月 日
4. 完成予定年月日	令和 年 月 日見込
5. 進捗状況	

(注) 借入資金使途欄は該当のものを○で囲んでください。

(様式7号の11)

完 成 報 告 書

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】の融資を受け設備の設置等を進めておりましたが、このたび下記のとおり完成しましたので報告します。

記

1. 借 入 金 額	千円
2. 借入金融機関名	
3. 借 入 年 月 日	令和 年 月 日
4. 着 手 年 月 日	令和 年 月 日
5. 完 成 年 月 日	令和 年 月 日

支 払 明 細

工 事 名	支 払 金 額	支払年月日	支 払 先

(様式 7 号の 11 別記)

測定結果証明書等添付欄

支払に伴う領収書（写）等添付欄

完成写真等添付欄

設置後の現影



設置前の現影（移転の場合のみ）



写真説明

(様式第8号)

受		付		印
水 大 気 課		取 扱 金 融 機 関		*日付記入のこと

脱炭素・環境保全貸付【排出基準未満自動車の買い替え】融資申込書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

フリガナ

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

脱炭素・環境保全貸付【排出基準未満自動車の買い替え】融資のあっせんを受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 申請内容

希 望 金 融 機 関 名	本・支店	申 込 金 額	千円	借 入 期 間	年
------------------	------	------------	----	------------	---

購 入 車 両 台 数	ガソリン LPG 台	ディーゼル 台	燃料電池 電気 天然ガス 台
----------------	------------------	------------	-------------------------

区 分	郵便番号	所 在 地	電話番号	担当者氏名
主たる事務所				
対 象 事 業 所				

創 業	年 月 日	資本金	千円 ※NPO 法人は記載不要	
対象事業所設置	年 月 日	従 業 員 数	対 象 事 業 所	人
営 業 許 認 可	年 月 日		そ の 他	人
			計	人
業 種		業 務 内 容		

2 購入予定車の概要

車 名			
車両の型式		車両総重量	kg
エンジン形式 (該当するものに○印)	① ガソリン ② L P G ③ ディーゼル ④ 燃料電池 ⑤ 電 気 ⑥ 天然ガス	車 種	ア 乗 用 イ 普 通 貨 物 ウ 小 型 貨 物 エ 大 型 バ ス (定員 30 人以上) オ マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満) カ 特 種 用 途 (種類) []
登録予定年月日	年 月 日	購入 (納車) 予定年月日	年 月 日
使用の本拠の 位置 (予 定)			
見 積 価 格	① 本体及び架装・付属品	円	
	② ①にかかる消費税 (①×10%)	円	
	③ 小計 (①+②)	円	
	④ 諸 経 費 (登録諸費用等)	円	
	合 計 (③+④)	円	

3 解体廃車予定車両（現在使用している車両）の概要

車 名			
車 両 の 型 式		登 録 番 号	
初 度 登 録 年 月	年 月	車 両 総 重 量	kg
エンジン形式 (該当するものに○印)	① ガソリン ② L P G ③ 副室式ディーゼル ④ 直噴式ディーゼル	車 種	ア 乗 用 イ 普 通 貨 物 ウ 小 型 貨 物 エ 大 型 バ ス (定員 30 人以上) オ マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満) カ 特 種 用 途 (種類) []
使用の本拠の 位 置			
1 日 平 均 走 行 距 離	km/日	月平均稼働日数（月平均走行距離）に占める	神 戸 % 阪 神 % 播 磨 % その他 %
融資申込み時点での 総 走 行 距 離	km	走行日数（走行距離） の割合	

4 信用保証を必要としない場合

取扱金融機関は、以下を記入してください。

金融機関名	融資実行日 年 月 日	融資額 ① 千円
融資期間 年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	融資利率 年 . %	
返済条件 年 月 日を第1回目として、以後毎月 日に 千円を返済し、 残額期日返済とする。		
② 毎回返済額(計) 千円	③ 期日返済額 千円	※②毎回返済額 + ③期日返済額 = ①融資額

(注意)

融資希望者が次に該当する場合は、脱炭素・環境保全貸付【排出基準未満自動車の買い替え】を利用することができません。

- 1 保証協会の保証付融資を受け、その返済金につき延滞中であるとき、及び代位弁済中であるとき。
- 2 上記1の融資の連帯保証人となっているとき。
- 3 金融機関から融資を受け、その返済が延滞しているとき。
- 4 不渡手形を出し、その買戻しがされていないとき、又は金融機関との取引が停止されているとき。
- 5 他債務のために法的措置をうけているとき。
- 6 事業の形態、実績などからみて事業所と認めがたいとき。
- 7 資金が融資対象事業に直接利用されないと認められるとき。
- 8 同一家族の者が重複利用していると認められるとき。
- 9 返済能力がないと認められるとき。
- 10 許可、認可、免許、登録又は届出などの必要な業種で、その許可、認可及び免許を受けていないとき、又は登録済及び届出済でないとき。
- 11 融資申込者と連帯保証人が相保証となっているとき。
- 12 暴力団員等反社会的勢力と認められるとき。

※ この申込書及び提出書類に記入された内容は、申込書の審査以外に融資制度の利用状況の確認、制度設計や制度運用等のために利用します。

複数の車両を買換える場合は、2 台目以降の車両について、1 台ごとに下記に記入して下さい。

○ 購入予定車の概要

車 名			
車両の型式		車両総重量	kg
エンジン形式 (該当するものに○印)	① ガソリン ② L P G ③ ディーゼル ④ 燃料電池 ⑤ 電 気 ⑥ 天然ガス	車 種	ア 乗 用 イ 普 通 貨 物 ウ 小 型 貨 物 エ 大 型 バ ス (定員 30 人以上) オ マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満) カ 特 種 用 途 (種類) []
登録予定年月日	年 月 日	購入 (納車) 予定年月日	年 月 日
使用の本拠の 位置 (予 定)			
見 積 価 格	① 本体及び架装・付属品	円	
	② ①にかかる消費税 (① × 10%)	円	
	③ 小計 (① + ②)	円	
	④ 諸 経 費 (登録諸費用等)	円	
	合 計 (③ + ④)	円	

○ 解体廃車予定車両（現在使用している車両）の概要

車 名				
車 両 の 型 式		登 録 番 号		
初 度 登 録 年 月	年 月	車 両 総 重 量	kg	
エンジン形式 (該当するものに○印)	① ガソリン ② L P G ③ 副室式ディーゼル ④ 直噴式ディーゼル	車 種	ア 乗 用 イ 普 通 貨 物 ウ 小 型 貨 物 エ 大 型 バ ス (定員 30 人以上) オ マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満) カ 特 種 用 途 (種類) []	
使用の本拠の 位 置				
1 日 平 均 走 行 距 離	km/日	月平均稼働日数（月平均走行距離）に占める	神 戸	%
融 資 申 込 み 時 点 で の 総 走 行 距 離	km	走行日数（走行距離）の割合	阪 神	%
			播 磨	%
			その他	%

誓 約 書

私は、最新規制適合車等を購入するために必要な資金として別紙申請書による融資を希望しておりますが、融資資金を受領した場合は車等を速やかに購入し、県の指導等について誠実に対処することを誓います。

なお、虚偽、その他の不正な行為により、融資資金を使用した場合、又は、融資あつせん内容と異なる購入状況になった場合は、直ちに当該資金を繰上償還することに異議ありません。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏 名 (名称及び代表者名)

(様式第8号の2)

融資申込書
脱炭素・環境保全貸付【排出基準未満自動車の買い替え】の送付について
計画変更願

申請者所在地	申請者名称（名称）	信用保証の必要
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

上記申請者の脱炭素・環境保全貸付【排出基準未満自動車の買い替え】融資申込書を送付します。

令和 年 月 日

兵庫県環境部水大気課長 様

(金融機関名・代表者名)

(担当課名・担当者名)

(様式第8号の3)

第 号
令和 年 月 日

金融機関名・代表者名 様

兵庫県環境部水大気課長

脱炭素・環境保全貸付【排出基準未満自動車の買い替え】融資額決定通知書

標記のことについて、審査した結果、融資額を 円に決定しましたので、通知します。

記

申請者名称		業 種	
事務所 〒			
事業所 〒			
資金使途 排出基準未満自動車の買い替え			
所要経費 円		融資申請額 円	融資決定額 円
購入予定日	令和 年 月 日		

(様式第8号の4)

計 画 変 更 願

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

脱炭素・環境保全貸付【排出基準未満自動車の買い替え】の融資については、下記のとおり計画変更のやむなきに至りましたので、事情賢察の上承認願います。

記

変 更 内 容	区 分	当 初 申 請	変 更 後
	購 入 金 額		
	購 入 車 種		
	そ の 他		
理 由			

(注) 変更後の見積書、変更後のカタログ等を添付してください。

(様式第8号の5)

購 入 報 告 書

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

脱炭素・環境保全貸付【排出基準未満自動車の買い替え】の融資を受け最新規制適合車等をこのたび下記のとおり購入しましたので報告します。

記

1 借入の状況

借 入 金 額	千円
借入金融機関名	
借 入 年 月 日	年 月 日

2 支払いの状況

支 払 金 額	支払年月日	支 払 先
円		

3 購入車の概要

車 名		登 録 番 号	
型 式 ・ 車 種 記 号		車 両 総 重 量	kg
使用の本 拠の位置		購入（納車） 年 月 日	年 月 日

※ 購入車の概要（2台目以降について記入すること。）

車 名		登 録 番 号	
型 式 ・ 車 種 記 号		車 両 総 重 量	kg
使用の本 拠の位置		購入（納車） 年 月 日	年 月 日

車 名		登 録 番 号	
型 式 ・ 車 種 記 号		車 両 総 重 量	kg
使用の本 拠の位置		購入（納車） 年 月 日	年 月 日

添付書類

- ①領収書の写し ②支払明細書 ③購入車両の自動車検査証の写し
④購入車両の写真 ⑤旧車両の登録事項等証明書（15条抹消済と記載されているもの）

(様式第 8 号の 5 別記)

支払いに伴う領収書（写）等添付欄

完成写真等添付欄

（ナンバープレートがはっきり写っていること及び車両・架装全体がよく分かること。）

空き家・商店街空き店舗活用貸付事業計画書

令和 年 月 日

所在地（住所）

企 業 名

代 表 者 名

1 「空き家」の内容（「商店街空き店舗」の場合は記載不要）

(1)	「空き家」 の 住 所	〔 （※兵庫県内であることが必要です） 〕
(2)	種 別	☐ 一戸建ての住宅の空き家 ☐ 共同住宅の空き住戸 （※当てはまる方に☑）
(3)	居住・使用 実 態	融資申込日（ 年 月 日）時点で ☐ 居住・使用実態はありません。 ☐ 居住・使用実態があります。（本貸付はご利用できません） （※当てはまる方に☑）

2 「商店街空き店舗」の内容（「空き家」の場合は記載不要）

(1)	商店街・小売 市 場 の 名 称	〔 （※兵庫県の商店街・小売市場であること、構成員15人以上で会則・規則等を有している法人、団体が運営するものであることが必要です） 〕
(2)	「空き店舗」 「空き区画」 の 住 所	〔 （※上記の商店街・小売市場の区画内にあることが必要です） 〕
(3)	営 業 ・ 使 用 実 態	融資申込日の <u>3か月前</u> （ 年 月 日）から融資申込日まで ☐ 営業・使用実態はありません。 ☐ 営業・使用実態があります。（本貸付はご利用できません） （※当てはまる方に☑）

3 資金使途の内容（複数選択可）

- ☐ 「空き家」又は「商店街空き店舗」の取得・改修（ただし、「空き家」又は「商店街空き店舗」を活用することを目的とした取得・改修に限る）に要する資金
- ☐ 「空き家」又は「商店街空き店舗」を活用した新規事業に要する資金

（裏面に続く）

4 上記3の具体的な内容（どのような資金に利用するのかできるだけ詳細に記載ください）

※「空き家」又は「商店街空き店舗」を活用する目的があることが必要であり、建物の全部を取り壊す場合は対象となりません。「建物を全部取り壊す予定の者」に転売する場合も対象になりません。

※「活用した新規事業に要する資金」は、「空き家」又は「商店街空き店舗」において新たに開始する事業の立上げに必要な初期費用を対象とします。単に従来の店舗や事業所等に移転し、同一の事業を継続する場合の運転資金は対象となりません。

5 資金計画

〔取扱金融機関名（支店名）： 〕 （単位：千円）

所 要 金 額		調 達 方 法	
内 容	金 額	内 容	金 額
		借入金	今回融資申込額
			その他金融機関
		自 己 資 金	
		その他()	
合 計		合 計	

誓 約 書

上記の内容が事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

(申 込 人)
企 業 名 _____ (押印不要)
代 表 者 名 _____ (押印不要)

確 認 書

上記の内容が事実と相違ないことを確認します。

年 月 日

(取扱金融機関)
金 融 機 関 名 _____ (_____ 本・支店)
代表者職・氏名 _____ (押印不要)

事業承継支援貸付事業計画書

令和 年 月 日

所在地（住所）
企 業 名
代 表 者 名

1 事業の内容

(1) 現在行っている事業内容

(2) 事業承継の（予定）時期

年 月 日

(3) 事業承継の具体的内容

(4) 事業承継する理由

(5) 事業承継することによって期待できる効果

2 資金計画

〔取扱金融機関名（支店名）： 〕 (単位：千円)

所要金額		調達方法	
内 容	金 額	内 容	金 額
		借入金	今回融資申込額
			その他金融機関
		自 己 資 金	
		その他()	
合 計		合 計	

設備投資促進貸付事業計画書

(設備の新設・更新、BCPに基づく防災関連対策を行う者)

令和 年 月 日

所在地(住所)

企 業 名

代 表 者 名

1 事業の内容

(1) 現在行っている事業内容

(2) 融資を受けて行おうとする設備投資(当てはまるものを丸で囲む(複数選択可))

機械設備の新設 (・新製品の生産 ・新規事業への進出 ・生産能力向上 ・その他)

既存施設の更新 (・事業の効率化、改善 ・事業の継続 ・その他)

(3) 上記(2)の設備投資の具体的内容

(4) 上記(2)(3)の設備投資を実施する理由

(5) 上記(2)(3)の設備投資を実施することによって期待できる効果

(6) [県外からの進出の場合のみ記載]

進出予定の県内の事業所所在地 _____

県内での事業開始時期 _____年____月____日

2 所要資金及び調達方法

(単位: 千円)

所 要 金 額			調 達 方 法	
内 訳		金 額	内 容	金 額
設備 資金			借入金	今回融資申込額
				その他金融機関
				その他
運転 資金			自 己 資 金	
合 計			合 計	

(注) できるだけ詳しく具体的に記入してください。

3 策定している事業継続計画(BCP)の種類 ※BCPに基づく防災関連対策の場合のみ記載 (該当する番号に○印を付けてください)

- (1) 中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP
- (2) 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」
- (3) 国土強靱化貢献団体の認証を取得したBCP
- (4) 県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP
- (5) 兵庫県の実施するBCP・BCM支援プログラムによる支援を受け策定したBCP

設備投資促進貸付事業計画書

(重点立地促進事業を行う者)

令和 年 月 日

所在地(住所)
企 業 名
代 表 者 名

電話 () -

1 現在の事業内容

所 在 地		事業開始年月日：	年 月 日
業 種 名		資本金：	万円 従業員数： 人
事 業 内 容			

※新設法人の場合も記入願います。

2 融資を受けて行おうとする事業の分野(該当する番号を○で囲むこと)

①-(1)次世代エネルギー、①-(2)蓄電池、①-(3)環境、②航空、③ロボット、④健康医療、⑤半導体

3 進出(予定)事業内容

事業所所在地		事業開始(預)時期：	年 月 日
		進出地での常用雇用者：	人
今回の投資額(土地、建物、設備)	百万円		
事 業 内 容			
進出する理由・期待できる効果			

※ 融資対象要件として、一定以上の常用雇用者数が必要

4 資金計画(今回の投資に係るもの)

[取扱金融機関名・支店名：] (単位：千円)

所 要 金 額		調 達 方 法	
内 容	金 額	内 容	金 額
		借入金	今回融資申込額
			その他金融機関
		自 己 資 金	
		その他 ()	
合 計		合 計	

経営円滑化貸付売上高減少要件確認書

令和 年 月 日

(金融機関名)

様

所在地(住所)

企 業 名

代 表 者 名

当社は、売上高の減少により経営の安定に支障を生じていますので、その確認をお願いします。

1 売上高の状況

最近 3 か月間の売上高 (合計額)	左記の期間に対応する 前年の 3 か月間の売上高 (合計額)
令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月～令和 年 月
千円 (A)	千円 (B)

2 売上高の減少状況 (内容を記入してください)

$$(B - A) / B \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \geq 5\%$$

.....

確 認 書

上記の内容が事実と相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

(確認者)

金融機関名 _____ (_____ 本・支店)

代表者職・氏名 _____ (押印不要)

経営円滑化貸付売上高減少要件確認書

(創業後 1 年 3 か月未満)

令和 年 月 日

(金融機関名)

様

所在地(住所)

企 業 名

代 表 者 名

当社は、売上高の減少により経営の安定に支障を生じていますので、その確認をお願いします。

1 創業（事業開始）年月日 令和 年 月 日

2 売上高の状況

最近 1 か月間の売上高	左記の直前 3 か月間の月平均売上高
令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月～令和 年 月
千円 (A)	千円 (B)

3 売上高の減少状況（内容を記入してください）

$$(B-A) \div B \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \geq 5\%$$

確 認 書

上記の内容が事実と相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

(確認者)

金 融 機 関 名 _____ (_____ 本・支店)

代表者職・氏名 _____ (押印不要)

経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書

令和 年 月 日

(金融機関名)

様

所在地(住所)

企 業 名

代 表 者 名

当社は下記のとおり、米国の関税措置の影響により売上高が減少し、経営の安定に支障が生じていますので、その確認をお願いします。

1 事業内容（できるだけ具体的に記入ください）

(1)	業 種	
(2)	事 業 内 容	
(3)	主要販売先・顧客	

2 米国関税措置による影響

売上高の減少が米国の関税措置の影響によるものであることが分かるように、米国の関税措置が事業に与える影響を具体的に記入ください。

--

3 売上高の状況

最近 1 か月間の売上高	左記の期間に対応する前年の 1 か月間の売上高
令和 年 月	令和 年 月
千円 (A)	千円 (B)

4 売上高の減少状況（内容を記入してください）

$$(B-A) \div B \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \geq 5\%$$

.....

確 認 書

上記の内容が事実と相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

(確認者)

金融機関名 _____ (_____ 本・支店)

代表者職・氏名 _____ (押印不要)

経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）対象企業確認書

（金融機関名）

令和 年 月 日

様

所在地（住所）

企 業 名

代 表 者 名

私は、下記のとおり、原油等の価格の上昇により、経営の安定に支障が生じておりますので、その確認をお願いします。

記

①原油等の仕入単価の上昇（注1）

 $\frac{E}{e}$ $\times 100 - 100$

上昇率 _____ %

E：原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

円

e：Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

円

②原油等が売上原価に占める割合（注1）

 $\frac{S}{C}$ $\times 100$

依存率 _____ %

C：申込時点における最新の売上原価

円

S：Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格

円

③製品等価格への転嫁の状況（注2）

 $\frac{A}{B}$ $-\frac{a}{b}$ $= P$

P = _____ %

A：最近3か月間又は最近1か月間の原油等の仕入額

円

a：Aの期間に対応する前年同期間の原油等の仕入額

円

B：最近3か月間又は最近1か月間の売上高

円

b：Bの期間に対応する前年同期間の売上高

円

（注1）上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

（注2）P>0となっていること。

確 認 書

上記の内容が事実と相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

（確認者）

金 融 機 関 名 _____（ _____ 本・支店）

代表者職・氏名 _____（押印不要）

経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）売上高減少要件等確認書

令和 年 月 日

(金融機関名)

様

所在地(住所)

企 業 名

代 表 者 名

当社は下記のとおり、中東情勢の緊迫化の影響により売上高が減少し、経営の安定に支障が生じていますので、その確認をお願いします。

1 事業内容（できるだけ具体的に記入ください）

(1)	業 種	
(2)	事 業 内 容	
(3)	主要販売先・顧客	

2 中東情勢の緊迫化による影響

売上高の減少が中東情勢の緊迫化の影響によるものであることが分かるように、中東情勢の緊迫化が事業に与える影響を具体的に記入ください。

--

3 売上高の状況

最近 1 か月間の売上高	左記の期間に対応する前年の 1 か月間の売上高
令和 年 月	令和 年 月
千円 (A)	千円 (B)

4 売上高の減少状況（内容を記入してください）

$$(B-A) \div B \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \geq 5 \%$$

.....

確 認 書

上記の内容が事実と相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

(確認者)

金 融 機 関 名 _____ (_____ 本・支店)

代表者職・氏名 _____ (押印不要)

経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）売上高営業利益率減少要件等確認書

令和 年 月 日

（金融機関名）

様

所在地(住所)

企 業 名

代 表 者 名

当社は下記のとおり、中東情勢の緊迫化の影響により売上高が減少し、経営の安定に支障が生じていますので、その確認をお願いします。

1 事業内容（できるだけ具体的に記入ください）

(1)	業 種	
(2)	事 業 内 容	
(3)	主要販売先・顧客	

2 中東情勢の緊迫化による影響

売上高営業利益率の減少が中東情勢の緊迫化の影響によるものであることが分かるように、中東情勢の緊迫化が事業に与える影響を具体的に記入ください。

--

3 売上高営業利益率の状況

最近 1 か月間の売上高営業利益率	左記の期間に対応する前年の 1 か月間の 売上高営業利益率
令和 年 月	令和 年 月
% (A)	% (B)

4 売上高営業利益率の減少状況（内容を記入してください）

$$(B-A) \div B \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \geq 20\%$$

※ (A) および (B) 双方が負の値の場合、 $| (B-A) | \div | B | \times 100$ により算定するものとする。

.....
確 認 書

上記の内容が事実と相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

（確認者）

金 融 機 関 名 _____（ _____ 本・支店）

代表者職・氏名 _____（押印不要）

神戸市進出事業計画書

令和 年 月 日

所 在 地
 企 業 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号 () ー

1.利用融資名 [

]

2.これまでの事業内容

市 外 所 在 地		事業開始年月日：	年	月	日
業 種		資本金：	円	従業員：	人
事 業 内 容					

3.進出（予定）事業内容

事業所所在地		事業開始(予定)時期：	年	月	日
業 種					
今回の投資額		進出地での常用雇用者：	人		
事 業 内 容					
進出する理由・期待できる効果					

4.必要な資金及び調達方法((A)=(B))（今回の融資に係るもの）

(単位：千円)

必 要 な 資 金			調 達 方 法		
内 容		金 額	内 容		金 額
設 備			借 入 金	本融資申込額	
				その他の借入金	
運 転			自 己 資 金		
			そ の 他		
合 計 (A)			合 計 (B)		

※市外から進出し、これから事業を営もうとする場合は、設備資金のみを対象とする。

こ う べ 躍 進 事 業 計 画 書

令和 年 月 日

所在地（住所）
企 業 名
代 表 者 名

1 事業の内容

(1) 現在行っている事業内容

(2) 融資を受けて行おうとする各種取り組み（当てはまるものを丸で囲む（複数選択可））

- ・既存事業の深化 ・新技術、新製品の開発 ・新分野への進出 ・海外事業展開
- ・ I C Tなどの導入による経営の効率化

(3) 上記(2)の取り組みの具体的な内容

(4) 上記(2)(3)の取り組みを実施する理由

(5) 上記(2)(3)の取り組みに必要な資金の内容（今回の融資の資金使途）

(6) 上記(2)(3)の取り組みにより期待できる効果（売上高又は利益の増加にどのようなつながるか）

〔 〕

(単位：千円)

	前期（直近の決算）	今 期	翌 期	翌々期
売 上 高				
経 常 利 益				
当 期 利 益				

2 資金計画

〔取扱金融機関名（支店名）： 〕 (単位：千円)

所 要 金 額		調 達 方 法	
内 容	金 額	内 容	金 額
		借入金	今回融資申込額
			その他金融機関
		自 己 資 金	
		その他()	
合 計		合 計	

- 135 -

(裏)

転 貸 明 細			
転貸先組合員名	希望額	転貸先組合員名	希望額
	千円		千円

(注) 金融機関は、希望額と相違する貸付を行ったときは朱書により訂正を行うものとする。

兵庫県中小企業融資制度保証付融資状況報告書

令和 年 月末現在

(単位：千円、%)

		申込累計		保証承諾累計		今回融資実行		融資累計		保証融資貸付残高(A)		代位弁済(B)		(B)/(A)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業展開融資	事業応援貸付														
	事業応援貸付 (SDGs支援貸付)														
	事業応援貸付 (脱炭素・環境保全貸付)														
	事業応援貸付 (空き家・商店街空き店舗活用貸付)														
	事業承継支援貸付														
	設備投資促進貸付														
	新規開業貸付(経営者保証免除除く)														
	新規開業貸付(経営者保証免除)														
	事業展開融資 小計														
経営安定融資	経営円滑化貸付 (災害を除くSN保証)														
	経営円滑化貸付 (米国関税措置対策)														
	経営円滑化貸付 (原油・原材料価格高騰等)														
	経営円滑化貸付 (連鎖倒産防止)														
	経営円滑化貸付 (災害)														
	経営円滑化貸付 (SN、米国関税措置対策、原油・原材料価格高騰等、連鎖倒産防止、災害除く)														
	経営力強化貸付														
	企業再生貸付														
	企業再生貸付 (経営改善・再生支援強化型)														
	借換等貸付 (プロパー借換貸付)														
一般事業融資	神戸市独自	こうべ経済変動対策貸付													
	経営安定融資 小計														
	長期資金	一般運転													
		モニタリング強化型特別貸付													
		協調支援型特別貸付													
		経営者保証非提供促進貸付													
		特別小規模貸付													
	短期資金	一般貸付													
	経営活性化資金														
	神戸市独自	こうべ躍進													
		こうべ創業支援貸付													
		特別小規模貸付ーこうべおうえん													
		こうべ小規模													
		こうべ季節貸付 (夏季)													
		こうべ季節貸付 (冬季)													
		こうべ季節貸付 (年度末)													
	一般事業融資 小計														
合計															

兵庫県中小企業融資制度融資実行
(保証なし) 報告書

令和 年 月 日

兵庫県産業労働部長 様

金融機関名

(令和 年 月末現在)

(単位：千円)

区 分 資 金 別		令和8年度 融資実績					
		前回報告累計		今回報告		合 計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
事業展開融資	事業応援貸付						
	事業応援貸付 (SDGs支援貸付)						
	事業応援貸付 (脱炭素・環境保全貸付)						
	事業応援貸付 (空き家・商店街空き店舗活用貸付)						
	事業承継支援貸付						
	設備投資促進貸付						
	小 計						
経営安定融資	経営円滑化貸付						
	経営円滑化貸付 (米国関税措置対策)						
	経営円滑化貸付 (原油・原材料価格高騰等)						
	経営円滑化貸付 (災害)						
	小 計						
一般事業融資	長期資金						
	短期資金						
	小 計						
神戸市独自資金	こ う べ 躍 進						
	こ う べ 小 規 模						
	こ う べ 季 節 貸 付						
	小 計						
合 計							

※ 添付書類 融資申込書（保証なし）、各事業計画書、納税証明書（神戸市独自資金のみ）

「こうべおうえん」要件拡充に伴う調査票

住 所

企業名

該当するところに、○印を記入してください。

① 業種を教えてください。

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 1. 製造業（食料品工業） | 2. 製造業（ゴム・皮革） | 3. 製造業（機械金属） |
| 4. 製造業（その他） | 5. 建設業 | 6. 卸売業 |
| 7. 小売業 | 8. 運輸業 | 9. サービス業 |
| 10. 不動産業 | 11. 情報通信業 | |
| 12. その他（ | | ） |

※「12. その他」の場合は、業種を（ ）内に記載してください。

② 今回の資金は、どのような用途で使いますか。

1. 運転資金 2. 設備資金

③ 自社の経営に影響のあるものを選んでください。（複数回答可）

1. 為替変動（円安・円高）
2. 中東情勢の悪化
3. 物価高騰
4. 人手不足
5. 金利上昇
6. 米国関税措置
7. その他（
- ）

※「7. その他」の場合は、影響のあるものを（ ）内に記載してください。

※調査は以上です。回答ありがとうございました。

Q & A

このQ & Aは、これまでに問い合わせが多かった内容をまとめたものです。

Q 1

対象業種、対象者について

- (1) 財団法人、宗教法人等は対象となるか。
- (2) 無認可の保育園、予備校、専門学校等は対象となるか。
- (3) 土地売買業を営んでいるが対象となるか。
- (4) 季節産業は対象となるか。
- (5) 対象業種を兼業している中小企業者の資格の判定方法は。

(1) 財団法人・社団法人・宗教法人及び学校法人等は、中小企業信用保険法上の「中小企業者」に含まれない法人なので対象となりません（政府系金融機関においては、対象となる場合があります）。ただし、医業を営む医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等で、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

(2) 無認可の保育園でも、対象となります。

なお、学校法人・準学校法人でない、盲学校・ろう学校・養護学校・幼稚園・専修学校・各種学校は学校教育法上の認可の有無にかかわらず対象となります。

(3) 対象となる場合があります。ただし、投機目的の土地購入のための資金は、対象になりません。

(4) 毎年一定時期に定期的に行われている場合は対象となります。

(5) 複数の業種を営んでいる場合は、年商、常時使用する従業員数等を比較して、いずれが多い方を主たる事業とします。

例えば、A社は小売業と製造業を兼業しており、資本金6千万円、小売業に係る年商20億円・常時使用する従業員数40人、製造業に係る年商8億円・常時使用する従業員数20人とします。この場合、A社の主たる事業は小売業と判定され、小売業の中小企業者の範囲（資本金5千万円以下又は常時使用する従業員数50人以下）を超えているため、対象事業者にはなりません。詳しくは、保証協会にお問い合わせください。

Q 2

「常時雇用する従業員」の数え方について

(1) 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。

(2) 会社役員は含みません。

(3) 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。

(4) 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3か月雇用する場合）は含みません。

(5) パート職員については、営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。

例えば、新聞販売店が早朝あるいは夕方のみではあっても、配達員を通年雇用している場合や、飲食店等が臨時店員ではあっても通年雇用している場合等は含まれます。なお、この場合、臨時雇用員の顔ぶれが入れ替わったとしても、使用する従業員数は変わらないものとして判定されます。

(6) 従業員数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します）

Q 3

事業歴について

- (1) 同一事業歴は必要か。
- (2) 県外から県内に進出する場合に利用できるか。
- (3) 新たに始める事業についての融資は可能か。

- (1) 原則として同一事業歴は不要（事業実態があれば申込可）ですが、「経営活性化資金」については1年以上の同一事業歴が必要です。詳細は、「経営活性化資金」の手引きを参照ください
- (2) 県制度融資の利用には原則として、県内（神戸市独自資金の場合は神戸市内）で事業実態があることが必要ですが、事業応援貸付、設備投資促進貸付、特別小規模貸付、こうべ創業支援貸付、特別小規模貸付-こうべおうえん、こうべ躍進及びこうべ小規模は、県外（市外）で事業実態があれば、県内（市内）でこれから事業を始めようとする場合にも利用が可能です。詳細は、各資金の手引きを参照ください。
- (3) 事業を営んでいない方がこれから事業を始める（申込時点で事業に着手していない）場合は、原則、新規開業貸付、新規開業貸付（経営者保証免除）又は設備投資促進貸付（重点立地促進事業の場合に限る。またこの場合、保証協会の保証は対象外となる）のみ利用が可能です。

事業を営んでいる方が新たな事業に進出する場合は、事業応援貸付、こうべ躍進などが利用可能です。

Q 4

事業活動の場所について

- (1) 県外に本社があり、支店が県内にある場合で、県内の支店に対する融資は可能か。
- (2) 県内に本社があり、支店が県外にある場合で、県外の支店に対する融資は可能か。
- (3) 事業活動の実態は県外にあり、県内事業所は形式（登記）だけであるような場合融資対象となるか。
- (4) 不動産賃貸業で、県内に本社があるが賃貸物件は県外にある場合、事業実態は県外にあると考えられるが、融資は可能か。

県制度融資は、県内にある事業所に対する融資を対象とします。

- (1) 事業実態があれば、対象となります。
- (2) 県外の事業所に対する融資となり、対象となりません。
- (3) 対象となりません。
- (4) 原則として、本社の運転資金とみなせる資金については融資可能ですが、賃貸物件の修理費・改装費など県外で使用するための資金については対象となりません。ただし、例外の場合もありますので、詳しくはご相談ください。

Q 5

設備・運転資金の別は。

- (1) 設備資金 工場・店舗・事務所等の建築資金又は敷地の取得資金、入店保証金、権利金、敷金
機械設備・車両等の購入費 など
- (2) 運転資金 仕入資金、買掛金・支払手形・未払金決済資金、給料、納税資金、敷金・保証金等の返却資金 など

Q 6

土地のみの購入を資金使途とする融資は認められるか。

事業に必要な資金として認められる場合は、土地のみの購入を目的とする融資申込も差し支えありません。ただし、投機目的の土地購入のための資金は、対象になりません。

Q 7

工場建設などの場合に、

- (1) 事業着工後の融資申込は可能か。
- (2) 支払いを何回かに分ける場合に、着手時点に併せて全額借入れを行ってもよいか。
- (3) 着手金等についてつなぎ融資（プロパー融資）を受け、最終支払い時点でつなぎ融資を制度融資に切り替えることは可能か。

- (1) 支払いが終わっていなければ可能です。支払い後は、資金の手当てができたこととなり、融資申込はできません。
- (2) 原則として、支払い時期を分ける場合は、その都度融資を申し込んでください。（着手時点で一括して融資を受けた場合は、必要以上の利子を支払うこととなり、望ましくないため）
ただし、中小企業者等が希望し、取扱金融機関及び保証協会が認める場合は一括での借入れも可とします。
- (3) つなぎ融資(プロパー融資)からの借り換えとなり、対象外の資金使途となるためできません。

Q 8

サラリーマンが不動産賃貸を兼業している場合、賃貸物件の改築費用は融資対象となるか。

給与所得と不動産賃貸収入の比較だけでなく、不動産業に対する業務従事時間、業務従事内容など実態を把握し、事業者（不動産賃貸業）に該当するか判断します。

Q 9

法人の社長の個人所有のビルの建て替えについて。そのビルに入居している当該法人にビルの建て替え費用を融資できるか。

入居している当該法人は、テナント部分の改築、修理などの費用の融資を受けることはできますが、当該法人は不動産賃貸業ではないため、ビルの建て替え費用の融資は受けられません。

Q 10

農業者が、新たに太陽光パネルを設置して太陽光発電による売電事業に参入する場合、制度融資を利用できるのか。

単に自家消費用として太陽光パネルを設置する場合には県制度融資は利用できませんが、新たに中小企業者として売電事業に進出する方で、融資対象者の要件に該当すれば、「事業応援貸付」や「設備投資促進貸付」が利用できます。

Q 11

融資利率の改正後に旧の金利で融資実行を行ってしまった場合の対応について

原則として、融資実行時点の要綱に定める融資利率を適用する必要があります。
例外として、要綱（改正）施行日より前に融資・保証申込されており、円滑な融資実行のためや

むを得ない場合で、かつ中小企業者等及び取扱金融機関が了承する場合に限り、改正前の融資利率での実行も可とします。ただしこの場合でも、取扱金融機関に対する融資原資の預託については、改正後の融資利率で実行されたものとして預託額を計算します。

Q12

取扱金融機関の県外の支店・営業店を利用したいが可能か。

県制度融資は主に取扱金融機関の県内の支店・営業店で取り扱っていますが、取扱金融機関が認める場合には、県外の支店・営業店でも取り扱うことができます。取扱いの可否は、取扱金融機関の各支店・営業店にお問い合わせください。

Q13

1年以内の融資期間の設定について

短期資金やこうべ季節貸付以外の資金を1年以内の融資期間で実行することは可能か。

短期資金やこうべ季節貸付以外の資金であっても、1年以内の短期の融資期間で実行することも可能です。

Q14

約定返済日又は最終返済日が休日にあたるときの取扱いについて

返済日の規定については、ほとんどの取扱金融機関で金銭消費貸借契約に定めています。休日の前又は後に設定するかは取扱金融機関により取り扱いが異なります。

取り決めがない場合は、民法の規定に従い、休日の翌営業日が返済日になります。

(取扱金融機関に依頼すれば、償還予定表などが示されます。)

Q15

元金均等月賦返済について

長期で融資を受けるが、最終返済日に融資額の半分程度を返済する約定を結ぶことは可能か。

できません。元金均等月賦返済とは、各回の元金返済額が同額で、初回又は最終回の返済額が各回の返済額の2倍以内であり、かつ、返済間隔が等間隔の場合をいいます。(なお、各回の返済額に一定金額未満の端数を生じさせないために、初回又は最終回の返済額が各回の2倍を超えるときは、取扱金融機関及び保証協会が了承する場合は可とします)

その他、疑問点については、お気軽に県地域経済課、各県民局・県民センター又は神戸市経済政策課へお問い合わせください。

令和8年度兵庫県中小企業融資制度要綱

第1章 総 則

第1 目 的

この要綱は、令和8年度兵庫県中小企業融資制度（以下「融資制度」という。）を設けることにより、金融機関及び兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、県内の中小企業者等が県内において必要とする資金を円滑に供給し、これら中小企業者等の経営の安定と発展を図り、もって本県経済活力の源泉である中小企業の活性化に資することを目的とする。

第2 融資対象者及び中小企業者等の定義

原則として県内に事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する次の者を融資対象者とする。

1 中小企業者

次のいずれかに該当する者

(1) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する会社及び個人企業

(2) 中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める業種については、同施行令に定めるその業種ごとの資本の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数以下の会社及び個人

2 組合等

中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号、及び第7号から第11号に定める組合、連合会等

3 その他の法人

中小企業信用保険法第2条第1項第5号に定める医業を主たる事業とする法人

4 特定非営利活動法人

中小企業信用保険法第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）

5 特定事業者

中小企業等経営強化法第2条第5項に規定する特定事業者

なお、以下に該当するものに限られる。

(1) 特定事業者であって、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの

(2) 特定事業者であって、中小企業等経営強化法第22条第1項の規定により中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者とみなされるもの

6 中小企業者等

1に規定する中小企業者、2に規定する組合等、3に規定するその他の法人、4に規定するNPO法人、5に規定する特定事業者

第3 融資枠及び融資制度の区分

この融資制度の融資枠は3,600億円とし、次に掲げる融資に区分し、それぞれの融資枠は、次のとおりとする。

1 事業展開融資	600億円
2 経営安定融資	2,100億円
3 一般事業融資	810億円
4 神戸市独自資金	90億円

第4 資金措置

1 事業資金の貸付及び預託

県は、融資制度の実行に必要な貸付資金として、予算の範囲内でこの要綱に定める必要な金額を、3月31日を期限として保証協会へ貸し付け、保証協会は、県の指示により取扱金融機関へ預託するものとする。

2 継続資金の貸付及び預託

県は、貸付年度の次年度以降、継続資金として、予算の範囲内でこの要綱に定める額を、毎年4月1日から翌年3月31日まで保証協会へ貸し付け、保証協会は、県の指示により取扱金融機関に預託するものとする。

3 貸付利率及び預託利率

この要綱の定める利率とする。ただし、この利率で預託できない場合は、別途県が指示するものとする。

4 貸付金及び預託金の返納

(1) 保証協会は1及び2の貸付金について、約定利子とともに県の納入通知書により県へ返納するものとする。

(2) 取扱金融機関は、保証協会の指示により、預託金を保証協会へ返納するものとする。

5 貸付及び預託の日の特例

4月1日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日に貸し付け、及び預託するものとし、3月31日が金融機関の休日に当たるときは、その前営業日まで貸し付け、及び預託するものとする。

第5 取扱金融機関

別表1に掲げる金融機関とする。

第6 取扱期間及び受付機関

取扱期間及び受付機関は別表2のとおりとし、必要に応じて次により取り扱うものとする。

(1) 取扱期間中においても融資枠に達したときは、この取扱いを打ち切ることがある。

(2) やむを得ず取扱期間内に融資実行できない場合は、取扱期間内に申込受付をしたものに限り、弾力的に運用することとする。

第7 融資手続等

1 受付

商工会議所・商工会及び神戸市は、融資希望者から融資申込書及び添付書類（以下「融資申込書等」という。）の提出があったときは、速やかに記載内容の確認を行い、融資対象として適当と認めるときは、信用保証を必要とするものは保証協会へ、信用保証を必要としないものは融資希望金融機関へ送付するものとする。

2 保証審査

(1) 保証協会は、融資の申込みがあったとき、又は受付機関から融資申込書等が送付されたときは、適切な審査のうえ速やかに保証の諾否を決定し、保証を承諾したときは、融資申込書及び保証書を当該融資希望金融機関へ送付するものとする。

(2) 融資申込書に融資希望金融機関の明示がないとき、及び融資希望金融機関から融資不可能の通知をうけたときは、融資を可能とする取扱金融機関へ速やかにあつ旋するものとする。

(3) 保証審査の結果、信用保証を否決したとき、及びあつ旋融資が不可能と決定したときは、その旨を当該融資希望者へ通知するものとする。

3 融資審査

(1) 取扱金融機関は、融資の申込みがあったとき、又は受付機関若しくは保証協会から融資申込書等が送付されたときは、適切な審査のうえ速やかに融資の可否を決定し、融資が可能と決定したときは、融資を実行するとともに、保証付融資の場合は、その結果を保証協会へ通知するものとする。

- (2) 取扱金融機関が融資審査をした結果、融資が不可能と決定したとき又は融資対象として不適当と判断したときは、その旨を当該融資希望者へ通知するものとする。

4 期中支援

融資実行した案件については、金融機関は必要に応じて、保証協会と協力のうえ適切な期中支援に努めるものとする。

第8 保証及び融資状況の報告

1 保証協会

保証協会は、毎月末の保証付融資の状況を取りまとめ、翌月10日までに兵庫県中小企業融資制度保証付融資状況報告書(様式第18号)により県地域経済課へ報告するものとする。

2 取扱金融機関

取扱金融機関は、毎月末の融資(保証なし)状況を取りまとめ、翌月10日までに兵庫県中小企業融資制度融資実行(保証なし)報告書(様式第19号)に当該報告に係る融資申込書等を添え、県地域経済課へ報告するものとする。また、神戸市独自資金(保証なし)については納税証明書をあわせて県地域経済課へ送付するものとする。

第9 様式

融資制度の実施に必要な様式は、別表3のとおりとする。

第10 報告及び調査

- (1) 県は、融資制度の関係機関及び利用者に対して、必要があると認めるときは報告を求め、又は調査を行うことができる。

- (2) 県は、融資制度の利用者が、この要綱の規定に違反して、資金を利用していると認められるときは、融資金の全部又は一部の償還を求めることができる。

第11 両建預金の禁止

取扱金融機関は、融資制度による融資に当たっては、両建預金を求めてはならない。

第12 関係機関の協力

融資制度の関係機関は、相互に連絡協調のうえ、融資制度の円滑な実施に努めるものとする。

第13 次年度にまたがる融資実行の取扱い

当該年度に融資申込みを受け、融資実行が次年度にまたがる場合は、次により取り扱うものとする。

1 当該年度の融資制度が、次年度においても存続する場合

- (1) 融資の実行が次年度にまたがって行われるときは、次年度の要綱の規定を適用する。
この場合において、融資条件の変更により保証書を変更する必要があるときは、保証協会の所定の手続きを行うものとする。

- (2) 次年度の要綱の制定が4月以降となる見込みのときは、事前に次年度の要綱の運用について通知を行うので、この通知に基づき融資を実行するものとする。

- (3) これら融資の実行は、全て次年度の要綱に基づき実施されたものとして扱い、融資の実績も次年度の実績として報告するものとする。

2 当該年度の融資制度が廃止された場合、次年度において当該融資制度を一部吸収した新しい融資制度に移行した場合及び特別対策融資制度の場合

当該年度の融資制度で定められた融資条件により実施し、融資の実績も当該年度の実績として報告するものとする。

第14 融資の対象とできない者

融資希望者が次に該当する場合は、この要綱に定める融資制度を利用することができない。

ただし、要綱に別途定めがある場合及び特別に保証協会が保証を承諾する場合は、それに従う。

- 1 保証協会の保証付融資を受け、その返済金につき延滞中であるとき、及び代位弁済中であるとき。
- 2 1の連帯保証人となっているとき。
- 3 金融機関から融資を受け、その返済が延滞しているとき。
- 4 不渡手形を出し、その買戻しがされていないとき、又は金融機関との取引が停止されているとき。
- 5 他債務のために法的措置を受けているとき。
- 6 事業の形態、実績等から見て事業者と認めがたいとき。
- 7 資金が融資対象事業に直接利用されないと認められるとき。
- 8 同一家族の者が重複利用していると認められるとき。
- 9 返済能力がないと認められるとき。
- 10 許可、認可、免許、登録又は届出などの必要な業種で、その許可、認可及び免許を受けていないとき、又は登録済及び届出済でないとき。
- 11 融資申込者と連帯保証人が相保証となっているとき。
- 12 暴力団員等反社会的勢力と認められるとき。

第2章 融 資 制 度

第15 事業展開融資

1 融資枠及び融資区分

資 金 名	事業応援貸付	事業承継支援貸付	設備投資促進貸付	新規開業貸付
融資枠	240億円	5億円	210億円	145億円

2 資金措置

資金名 区 分	事業応援貸付	事業承継支援貸付	設備投資促進貸付	新規開業貸付
預 託 額	令和9年度以降、県が予算の範囲内で別途算定した額			
貸 付 利 率	無利息			
預 託 利 率				
預 託 期 間	令和9年度を含み、 15ヵ年度以内	令和9年度を含み、 10ヵ年度以内	令和9年度を含み、 15ヵ年度以内	令和9年度を含み、 10ヵ年度以内

3 融資対象

(1) 事業応援貸付

次の①から④のいずれかに該当する者

① 次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次のウに該当する者

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

ウ 既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への各種取り組みにより、融資実行後、概ね2年以内に売上高の増加が見込まれる者

(SDGs支援貸付)

② 県内で事業を営む中小企業者等で、兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において認証を受けた者

(脱炭素・環境保全貸付)

③ 県内で事業を営む中小企業者等で、次のア又はイに該当する者

ア 脱炭素経営に積極的に取り組む者として、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する者

(ア) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」又は一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネお助け隊による「省エネ診断」を受診した者

(イ) 「エコアクション21」の認証・登録事業者

(ウ) 「再エネ100宣言 RE Action」の参加事業者

(エ) 「ひょうご脱炭素経営スクール」を修了した者

(オ) 「ひょうご版再エネ100」の登録事業者

イ 環境保全に資する設備の新設・更新をしようとする者

(空き家・商店街空き店舗活用貸付)

④ 県内で事業を営む中小企業者等

(2) 事業承継支援貸付

次の①から③のいずれかに該当する者

① 県内で事業を営む中小企業者等で、事業を承継しようとする者、又は承継した者

② 中小企業経営承継円滑化法第12条の規定に基づき認定を受けた者、又は認定を受けた会社の代表者個人

③ 国の全国統一保証制度である「事業承継特別保証制度」を利用する者

(3) 設備投資促進貸付

次の①又は②のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次の③から⑥のいずれかに該当する者

- ① 県内で事業を営む者
- ② 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者
- ③ 新製品の生産、新規事業への進出、生産能力向上などのため機械・設備等の新設等を行う者
- ④ 事業の効率化や改善・継続などのため、老朽化した機械や車両の買替え等、既存設備を更新しようとする者
- ⑤ 策定した事業継続計画（BCP）に基づき、施設の耐震改修、非常用通信設備導入等の防災関連の対策を行う者
- ⑥ 「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」第2条第2号で定める重点立地促進事業を行う者

(4) 新規開業貸付

創業関連保証若しくは再挑戦支援保証の保証対象者の要件又はスタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件を満たす者（ただし、県内において事業を開始する予定である又は営んでいる者であること）

4 資金使途

(1) 事業応援貸付

- ① 3(1)①の場合は、業況の拡大や新事業展開等に必要な設備資金及び運転資金とする。
- ② 3(1)②の場合は、設備資金及び運転資金とする。
- ③ 3(1)③アの場合は、設備資金及び運転資金（ただし、脱炭素経営の趣旨に明らかに反すると認められる資金使途は対象外）とする。
- ④ 3(1)③イの場合は、次のアからカまでのいずれかに該当する設備資金とする。
 - ア 太陽光発電等再生可能エネルギー利用施設・設備の新設又は更新
 - イ 省エネルギー施設・設備の新設又は更新
 - ウ 公害防止設備等の設置、移転等
 - エ 県条例に基づく工場緑化行為
 - オ 燃料電池自動車、水素エンジン車、電気自動車の購入
 - カ NOx・PM法の排出基準を満たさない自動車からの買い替え
- ⑤ 3(1)④の場合は、次のア又はイに該当する設備資金及び運転資金とする。
 - ア 空き家又は商店街空き店舗の取得・改修に要する資金
 - イ 空き家又は商店街空き店舗を活用した新規事業に要する資金

(2) 事業承継支援貸付

- ① 3(2)①の場合は、事業承継（M&Aの場合を含む）に必要な設備資金及び運転資金とする。
- ② 3(2)②の場合は、事業承継（M&Aの場合を含む）に必要な事業資金（中小企業経営承継円滑化法第12条の規定に基づく認定を受けた事由に係るもの）とする。
- ③ 3(2)③の場合は、「事業承継特別保証制度」の対象資金とする。

(3) 設備投資促進貸付

事業計画の実施に必要な設備資金及び設備投資に伴う運転資金とする。

(4) 新規開業貸付

設備資金及び運転資金とする。

5 融資条件

資金名 融資条件	事業応援貸付	事業応援貸付 (SDGs支援貸付)	事業応援貸付 (脱炭素・環境保全 貸付)	事業応援貸付 (空き家・商店街空き 店舗活用貸付)
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合 1 億円	1 企業・1 組合 2. 8 億円		
融 資 期 間	1 0 年以内	1 5 年以内		
融 資 利 率	年1. 7 5 %	年1. 3 5 %		
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。			
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置2年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。			
担 保 連 帯 保 証 人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）			
信 用 保 証	原則として保証が必要			

資金名 融資条件	事業承継支援貸付			
融 資 限 度 額	1企業・1組合・1個人 2.8億円			
融 資 期 間	10年以内			
融 資 利 率	年1.35%			
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。			
返 済 方 法	元金均等月賦返済 （うち据置2年以内。ただし、3(2)②又は③の場合は、うち据置1年以内） なお、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。			
担 保 連 帯 保 証 人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要） ただし、「事業承継特別保証制度」及び「経営承継借換関連保証」を利用の場合 は保証人不要			
信 用 保 証	原則として保証が必要			

資金名 融資条件	設備投資促進貸付			
融 資 限 度 額	1企業・1組合 3億円 〔 ・BCPに基づく防災関連対策の場合は15億円 ・重点立地促進事業の場合は100億円 〕			
融 資 期 間	10年以内 （ BCPに基づく防災関連対策・重点立地促進事業の場合は15年以内 ）			
融 資 利 率	年1.55%			
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。			
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置2年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。			
担 保 連 帯 保 証 人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）			
信 用 保 証	必要に応じて保証を付す （ただし保証限度額は、1企業2.8億円、1組合4.8億円）			

資金名 融資条件	新規開業貸付
融資限度額	1企業 3,500万円 (「再挑戦支援保証」利用の場合は 1企業 2,000万円)
融資期間	10年以内
融資利率	年1.45%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	元金均等月賦返済(うち据置1年以内)
担保 連帯保証人	保証協会の定めるところによる。(第三者保証人不要) ただし、「新規開業貸付一経営者保証免除貸付」を利用する場合は不要
信用保証	保証が必要

6 申込書類

(1) 事業応援貸付

① 融資申込書類

- ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号)
- ・(信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書(様式第2号)〔3(1)③イのうち、4(1)④ウ、エ又はカの場合を除く〕
- ・脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】融資申込書(様式第7号)〔3(1)③イのうち、4(1)④ウ又はエの場合〕
- ・脱炭素・環境保全貸付【排出基準未達自動車の買い替え】融資申込書(様式第8号)〔3(1)③イのうち、4(1)④カの場合〕

② 添付書類

- ア 事業応援貸付事業計画書(様式第3号)〔3(1)①の場合〕
- イ 兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」の認証書の写し〔3(1)②の場合〕
- ウ 診断、認証等を受けたことが分かる書類の写し〔3(1)③アの場合〕
- エ 脱炭素・環境保全貸付事業計画書(様式第4号、第5号又は第6号)〔3(1)③イのうち、4(1)④ア、イ又はオの場合〕
- オ 誓約書(様式第7号別記)〔3(1)③イのうち、4(1)④ウ又はエの場合〕
- カ 公害処理記録(県又は市町に保管のもの)の写し又は設備の設置若しくは工場等の移転を必要とする市町長の意見書(様式第7号の2)〔3(1)③イのうち、4(1)④ウの場合〕
- キ 工場等の移転に伴う移転先の市町長の意見書(様式第7号の3)〔3(1)③イの場合で、4(1)④ウのうち、工場等の移転の場合〕
- ク 誓約書(様式第8号別記)〔3(1)③イのうち、4(1)④カの場合〕
- ケ 空き家・商店街空き店舗活用貸付事業計画書(様式第9号)〔3(1)④の場合〕
- コ その他県、取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(2) 事業承継支援貸付

① 融資申込書類

- ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号)
- ・(信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書(様式第2号)

② 添付書類

- ア 事業承継支援貸付事業計画書(様式第10号)〔3(2)①の場合〕
- イ 中小企業経営承継円滑化法第12条の規定による認定書(写)〔3(2)②の場合〕
- ウ 「事業承継特別保証制度」所定の必要書類〔3(2)③の場合〕
- エ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(3) 設備投資促進貸付

- ① 融資申込書類
 - ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）
 - ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）
- ② 添付書類
 - ア 設備投資促進貸付事業計画書（様式第11号）〔設備の新設・更新、BCPに基づく防災関連対策の場合〕
 - イ 設備投資促進貸付事業計画書（様式第12号）〔重点立地促進事業の場合〕
 - ウ 以下のいずれかの書類〔BCPに基づく防災関連対策の場合〕
 - （ア）中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP（写）及び自己診断チェックリスト（写）
 - （イ）「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」（写）及び認定書（写）
 - （ウ）国土強靱化貢献団体の認証を取得したBCP（写）及びレジリエンス認証・登録証（写）
 - （エ）県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP（写）及び推薦書
 - （オ）兵庫県の実施するBCP・BCM支援プログラムによる支援を受け策定したBCP（写）
 - エ 立地促進事業確認結果通知書（写）及び兵庫県設備投資促進貸付対象事業確認結果通知書（写）〔重点立地促進事業の場合〕
 - オ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(4) 新規開業貸付

- ① 融資申込書類
 - ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）
- ② 添付書類
 - ア 創業・再挑戦計画書又は創業計画書（保証協会の定めるところによる。）
 - イ 資格要件申告書（再挑戦支援保証利用の場合。保証協会の定めるところによる）
 - ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

7 その他

(1) 事業応援貸付の運用について

「経営革新計画」の承認を受けた場合、3融資対象(1)①ウの規定「融資実行後、概ね2年以内に売上高の増加が見込まれる」旨は適用しない。

(2) 設備投資促進貸付の運用について

- ① 設備投資に伴って必要となる運転資金についても、設備資金と一本化することで融資対象とすることができる。ただし、この場合の運転資金は、設備資金の金額未満とする。
- ② BCPに基づく防災関連対策の場合の要件とする事業継続計画（BCP）とは、次のアからオのいずれかに該当するBCPとする。また、次のイの「事業継続力強化計画」の認定を受けた者については、中小企業者に限らず融資対象とできる場合がある。
 - ア 中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP
 - イ 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」
 - ウ 国土強靱化貢献団体の認証を取得したBCP
 - エ 県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP
 - オ 兵庫県の実施するBCP・BCM支援プログラムによる支援を受け策定したBCP
- ③ 重点立地促進事業を行う者については、中小企業者に限らず融資対象とする。
- ④ 重点立地促進事業を行う者については、新規に事業を開始しようとする者であっても融資対象とし、この場合信用保証は対象外となる。なお、許認可等を必要とする事業を開業しようとする場合は、当該許認可等を受けることが確実に見込まれるものに限る。

(3) 新規開業貸付の運用について

- ① スタートアップ創出促進保証制度を利用し、経営者保証を免除する場合の融資を「経営者保証免除貸付」と規定する。
- ② 「経営者保証免除貸付」のうち、申込金融機関において、本融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は、据置期間を3年以内とする。

第16 経営安定融資

1 融資枠及び融資区分

資金名	経営円滑化貸付	経営力強化貸付	企業再生貸付	借換等貸付 (プロパー借換貸付)
融資枠	1,720億円	205億円	170億円	5億円

2 資金措置

区分	資金名	経営円滑化貸付	経営力強化貸付	企業再生貸付	借換等貸付 (プロパー借換貸付)
預託額	令和9年度以降、県が予算の範囲内で別途算定した額				
貸付利率	無利息				
預託利率					
預託期間	令和9年度を含み、10か年度以内		令和9年度を含み、15か年度以内		令和9年度を含み、10か年度以内

3 融資対象

県内で事業を営む中小企業者等で、次の資金区分ごとに定める者

(1) 経営円滑化貸付

次の①から⑨までのいずれかに該当する者

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により、市町長の認定を受けた者
- ② 最近3か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している者
- ③ 創業後1年3か月未満であり、かつ最近1か月間の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比べて5%以上減少している者
(米国関税措置対策)
- ④ 米国の関税措置の影響により、最近1か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している者
(原油・原材料価格高騰等)
- ⑤ 中東情勢の緊迫化の影響により、次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 次の(ア)から(ウ)の全てに該当する者
 - (ア) 最近1か月間の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること
 - (イ) 最近1か月間の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること
 - (ウ) 最近3か月間又は最近1か月間の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること
 - イ 最近1か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している者
 - ウ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同期に比べて20%以上減少している者
(災害対応貸付)
- ⑥ 災害により事業所等又は事業用資産に被害を受け、市町長が発行するり災証明書等を有する者
- ⑦ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により、市町長の認定を受けた者
(連鎖倒産防止)
- ⑧ 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定により、市町長の認定を受けた者
- ⑨ 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定により、市町長の認定を受けた者

(2) 経営力強化貸付

経営力強化保証制度の申込人資格要件を満たす者

(3) 企業再生貸付

次の①又は②のいずれかに該当する者

- ① 国の全国統一保証制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度の申込人資格要件を満たす者
- ② 国の全国統一保証制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証【経営改善・再生支援強化型】）制度の申込人資格要件を満たす者

(4) 借換等貸付（プロパー借換貸付）

プロパー融資借換特別保証制度の申込人資格要件を満たす者

4 資金使途

次の通りとする。

- (1) 3(1)①から⑤の場合は、運転資金及び借換資金（既往の全国の信用保証協会保証付き融資、兵庫県中小企業融資制度又は平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度からの借り換えに限る）とする。
- (2) 3(1)⑥の場合は、災害復旧に必要な設備資金、運転資金及び借換資金（既往の経営安定資金（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の経営安定資金に該当する資金を含む）からの借り換えに限る）とする。
- (3) 3(1)⑦から⑨の場合は、経営の安定に必要な運転資金及び借換資金（既往の経営安定資金（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の経営安定資金に該当する資金を含む）からの借り換えに限る）とする。
- (4) 3(2)経営力強化貸付のうち一般関係に係る保証利用の場合は、運転資金、設備資金及び借換資金（既往の全国の信用保証協会保証付き融資からの借り換えに限る）とする。
- (5) 3(2)経営力強化貸付のうち経営安定関連保証（5号）利用の場合は、経営の安定に必要な運転資金、設備資金及び借換資金とし、経営力強化保証制度要綱に定める既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入を借り換える場合に限る。
- (6) 3(3)企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型を含む）の場合は、事業再生計画の実施に必要な設備資金、運転資金及び借換資金（既往の全国の信用保証協会保証付き融資からの借り換えに限る）とする。
- (7) 3(4)借換等貸付（プロパー借換貸付）については事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金とする。

5 融資条件

資金名 融資条件	経営円滑化貸付	経営円滑化貸付 (米国関税措置対策)	経営円滑化貸付 (原油・原材料価格高騰等)
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合 1 億円		
融 資 期 間	1 0 年以内		
融 資 利 率	年 1 . 6 5 %	年 1 . 4 5 %	
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。		
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置 2 年以内） ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。		
担 連 帯 保 証 人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。 （第三者保証人不要）		
信 用 保 証	原則として保証が必要		

資金名 融資条件	経営円滑化貸付 (連鎖倒産防止)	経営円滑化貸付 (災害対応貸付)
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合 1 億円	1 企業・1 組合 2. 8 億円
融 資 期 間	1 0 年以内	
融 資 利 率	年 1. 6 5 %	年 0. 9 0 %
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置 2 年以内） ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。	
担 連 帯 保 証 人	保証協会の定めるところによる。 (第三者保証人不要)	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。 (第三者保証人不要)
信 用 保 証	保証が必要	原則として保証が必要

資金名 融資条件	経営力強化貸付		
融 資 限 度 額	1 企業 2. 8 億円 1 組合 4. 8 億円		
融 資 期 間	運転資金 5 年以内	設備資金 7 年以内	返済資金（借換資金） 1 0 年以内
融 資 利 率	年 1. 6 5 %		
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。		
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置 1 年以内） ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。		
担 連 帯 保 証 人	保証協会の定めるところによる。(第三者保証人不要)		
信 用 保 証	保証が必要		

資金名 融資条件	企業再生貸付	企業再生貸付 (経営改善・再生支援強化型)
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合 2. 8 億円	
融 資 期 間	1 5 年以内	
融 資 利 率	年 2. 0 5 %	年 1. 3 5 %
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済 (うち据置 1 年以内) ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。	元金均等月賦返済 (うち据置 3 年以内) ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。
担 保	保証協会の定めるところによる。(第三者保証人不要)	
連 帯 保 証 人	また、企業再生貸付(経営改善・再生支援強化型)で経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。	
信 用 保 証	保証が必要	

資金名 融資条件	借換等貸付(プロパー借換貸付)
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合 2. 8 億円 プロパー融資借換特別保証制度要綱に規定する保証限度額の範囲内とする。
融 資 期 間	1 0 年以内
融 資 利 率	年 2. 1 5 %
融 資 方 法	証書貸付又は手形貸付
返 済 方 法	元金均等月賦返済(うち据置 1 年以内) ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。
担 保	保証協会の定めるところによる。
連 帯 保 証 人	徴求しない
信 用 保 証	保証が必要

6 申込書類

(1) 経営円滑化貸付

① 融資申込書

- ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第 1 号)
- ・(信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書(様式第 2 号)

② 添付書類

- ア 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定書、経営円滑化貸付売上高減少要件確認書(様式第 13 号)又は経営円滑化貸付売上高減少要件確認書(創業後 1 年 3 か月未満)(様式第 14 号)〔3 (1)①から③の場合〕
- イ 経営円滑化貸付(米国関税措置対策)売上高減少要件等確認書(様式第 14 号の 2)〔3 (1)④の場合〕
- ウ 経営円滑化貸付(原油・原材料価格高騰等)対象企業確認書(様式第 14 号の 3)〔3 (1)⑤アの場合〕
- エ 経営円滑化貸付(原油・原材料価格高騰等)売上高減少要件等確認書(様式第 14 号の 4)〔3 (1)⑤イの場合〕
- オ 経営円滑化貸付(原油・原材料価格高騰等)売上高営業利益率減少要件等確認書(様式第 14 号の 5)〔3 (1)⑤ウの場合〕
- カ 市町長が発行したり災証明書等の災害により被害を受けたことが確認できる書面(写)〔3 (1)⑥の場合〕
- キ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定書〔3 (1)⑦の場合〕

ク 中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号の規定による認定書〔3(1)⑧又は⑨の場合〕

ケ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(2) 経営力強化貸付

① 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）

② 添付書類

ア 経営力強化保証制度所定の申込人資格要件等届出書

イ 経営力強化保証制度所定の事業行動計画書（申込人が策定したもの）

ウ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定書〔経営安定関連保証（5号）利用の場合〕

エ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(3) 企業再生貸付

① 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）

② 添付書類

ア 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型を含む））制度所定の事業再生計画書（写）

イ 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度所定の経営者保証免除対応確認書〔（経営改善・再生支援強化型）の場合で、経営者保証免除対応を適用する場合〕

ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(4) 借換等貸付（プロパー借換貸付）

① 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）

② 添付書類

ア プロパー融資借換特別保証制度所定の財務要件等確認書

イ プロパー融資借換特別保証制度所定の借換債務等確認書

ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

7 その他

(1) 経営円滑化貸付の運用について

① 取扱金融機関は、融資希望者から提出のあった経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第13号）、経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（創業後1年3か月未満）（様式第14号）、経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第14号の2）、経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）対象企業確認書（様式第14号の3）、経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）売上高減少要件等確認書（様式第14号の4）又は経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）売上高営業利益率減少要件等確認書（様式第14号の5）の内容を審査し、事実と相違ないと認めたときは、同確認書を交付するものとする。

② 本貸付（（災害対応貸付）及び（連鎖倒産防止）を除く）は原則として責任共有制度対象保証のみ利用可能とする。ただし、責任共有制度対象外保証を付した既往の兵庫県中小企業融資制度（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む）からの借換資金として利用する場合は、追加融資も含め、責任共有制度対象外保証の利用も可とする。

- (2) 経営力強化貸付の運用について
国の全国統一制度である経営力強化保証制度を利用するものとする。
- (3) 企業再生貸付の運用について
国の全国統一制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型を含む））制度を利用するものとする。
- (4) 借換等貸付（プロパー借換貸付）の運用について
国の全国統一制度であるプロパー融資借換特別保証制度を利用するものとする。

第17 一般事業融資

1 融資枠及び融資区分

資 金 名	長期資金 (特別小規模貸付除く)	長期資金 (特別小規模貸付)	短期資金	経営活性化資金
融 資 枠	270億円	160億円	60億円	320億円

2 資金措置

	長期資金 (特別小規模貸付除く)	長期資金 (特別小規模貸付)	短期資金	経営活性化資金
預 託 額	166億6,666万円以内	令和9年度以降、 県が予算の範囲内 で別途算出した額	5億8,823万円以内	—
貸 付 利 率 預 託 利 率	無利息			—
預 託 期 間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和9年度を含 み、7か年度以内	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	—

3 融資対象

(1) 長期資金

次の①から⑤までのいずれかに該当する者

- ① 県内で事業を営む中小企業者等
(モニタリング強化型特別貸付)
- ② 県内で事業を営む中小企業者等で、モニタリング強化型特別保証制度の申込人資格要件を満たす者
(協調支援型特別貸付)
- ③ 県内で事業を営む中小企業者等で、協調支援型特別保証制度の申込人資格要件を満たす者
(経営者保証非提供促進貸付)
- ④ 県内で事業を営む中小企業者等で、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件を満たす者
(特別小規模貸付)
- ⑤ 小口零細企業保証制度の保証対象者の要件を満たし、次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 県内で事業を営む者
 - イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

(2) 短期資金

県内で事業を営む中小企業者等

(3) 経営活性化資金

県内で引き続き1年以上同一事業を営み、取扱金融機関と1年以上の与信取引のある中小企業者等（ただし、組合等を除く。）

ただし、個人事業主については、青色申告を行っている者

4 資金使途

(1) 長期資金

① 3(1)①については、運転資金又は借換資金（既往の全国の信用保証協会保証付き融資、兵庫県中小企業融資制度又は平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度からの借り換えに限る）とする。ただし、運転資金の金額未済で設備資金が必要となる場合、運転資金と一本化して融資対象とすることができる。

また、組合等の場合、組合員への転貸資金を含む。

② 3(1)②及び③については、設備資金、運転資金及び借換資金（既往の全国の信用保証協会保証付き融資からの借り換えに限る）とする。

③ 3(1)④については、一般関係に係る保証の場合は、設備資金、運転資金及び借換資金（既往の全国の信用保証協会保証付き融資からの借り換えに限る）とし、経営安定関連保証の場合は、経営の安定に必要な設備資金、運転資金及び借換資金（既往の全国の信用保証協会保証付き融資からの借り換えに限る）とする。

④ 3(1)⑤については、設備資金、運転資金及び借換資金（既往の小規模資金（神戸市独自資金及び平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の小規模資金に該当する資金を含む）からの借り換えに限る）とする。

(2) 短期資金

運転資金又は借換資金（既往の短期資金からの借り換えに限る）とする

また、組合等の場合、組合員への転貸資金を含む。

(3) 経営活性化資金

設備資金、運転資金及び借換資金（既往の経営活性化資金からの借り換えに限る）とする。

5 融資条件

資金名 融資条件	長 期 資 金	短 期 資 金
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合 1 億円	1 企業・1 組合 3,000万円
融 資 期 間	1 0 年以内	1 年以内
融 資 利 率	年2. 1 5 %	年1. 7 0 %
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済 (うち据置2年以内) ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。	取扱金融機関の定めるところによる。
担保・連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信 用 保 証	原則として保証が必要	

資金名 融資条件	長期資金（モニタリング強化型特別貸付）
融 資 限 度 額	1 企業 2. 8 億円 1 組合 4. 8 億円
融 資 期 間	1 0 年以内
融 資 利 率	年 1. 8 5 %
融 資 方 法	証書貸付又は手形貸付
返 済 方 法	元金均等月賦返済 (うち据置 設備資金 3 年以内、運転・借換資金 1 年以内) ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。
担保・連帯保証人	保証協会の定めるところによる。(第三者保証人不要)
信 用 保 証	保証が必要

資金名 融資条件	長期資金（協調支援型特別貸付）
融 資 限 度 額	1 企業 2. 8 億円 1 組合 4. 8 億円
融 資 期 間	1 0 年以内
融 資 利 率	年 2. 1 5 %
融 資 方 法	証書貸付又は手形貸付
返 済 方 法	元金均等月賦返済 (うち据置 設備資金 3 年以内、運転・借換資金 1 年以内) ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。
担保・連帯保証人	保証協会の定めるところによる。(第三者保証人不要)
信 用 保 証	保証が必要

資金名 融資条件	長期資金（経営者保証非提供促進貸付）
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合につき、以下のとおり 〔一般関係に係る保証については、8,000 万円 経営安定関連保証 4 号及び 5 号については、上記とは別に 8,000 万円〕
融 資 期 間	1 0 年以内
融 資 利 率	年 2. 1 5 %
融 資 方 法	証書貸付又は手形貸付
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置 1 年以内） ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。
担保・連帯保証人	徴求しない
信 用 保 証	保証が必要

資金名 融資条件	長期資金（特別小規模貸付）
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合 2,000万円 ただし、本融資額と既存の保証付融資残高を含む
融 資 期 間	7 年以内
融 資 利 率	年1.85%
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置6か月以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。
担 保	保証協会の定めるところによる。
連 帯 保 証 人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）
信 用 保 証	保証が必要

資金名 融資条件	経 営 活 性 化 資 金	
	設備資金	運転・借換資金のみ
融 資 限 度 額	1 企業 5,000万円	1 企業 3,000万円
	かつ、この資金の融資申込額を含めた総保証残高が直近決算書の年商の2分の1以内	
融 資 期 間	7 年以内	5 年以内
融 資 利 率	金融機関所定	
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済 （うち据置1年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。	元金均等月賦返済 （うち据置6か月以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。
担 保	不要	
連 帯 保 証 人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信 用 保 証	保証が必要	

6 申込書類

- (1) 長期資金（モニタリング強化型特別貸付、協調支援型特別貸付、経営者保証非提供促進貸付及び特別小規模貸付を除く）、短期資金

① 融資申込書

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）

② 添付書類

取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

- (2) 長期資金（モニタリング強化型特別貸付）

① 融資申込書

- ・信用保証委託申込書（様式第1号）

② 添付書類

- ア モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書
- イ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

- (3) 長期資金（協調支援型特別貸付）

① 融資申込書

- ・信用保証委託申込書（様式第1号）
- ② 添付書類
 - ア 協調支援型特別保証制度所定の申込人資格要件申告書兼誓約書
 - イ 協調支援型特別保証制度所定の経営行動計画書（必要な場合）
 - ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類
- (4) 長期資金（経営者保証非提供促進貸付）
 - ① 融資申込書
 - ・信用保証委託申込書（様式第1号）
 - ② 添付書類
 - ア 事業者選択型経営者保証非提供制度所定の要件確認書兼誓約書
 - イ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は5号の規定による認定書〔経営安定関連保証（4号又は5号）利用の場合〕
 - ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類
- (5) 長期資金（特別小規模貸付）
 - ① 融資申込書
 - ・信用保証委託申込書（様式第1号）
 - ② 添付書類
 - 取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類
- (6) 経営活性化資金
 - ① 融資申込書
 - ・信用保証委託申込書（様式第1号）
 - ② 添付書類
 - ア 「経営活性化資金」事前相談書（保証協会の定めるところによる。）
 - イ 「経営活性化資金」事前相談回答書（保証協会の定めるところによる。）
 - ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

7 その他

- (1) 長期資金について

本貸付を借換資金として利用する場合、原則として責任共有制度対象保証のみ利用可能とする。ただし、責任共有制度対象外保証を付した既往の兵庫県中小企業融資制度（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む）からの借換資金として利用する場合は、追加融資も含め、責任共有制度対象外保証の利用も可とする。
- (2) 長期資金（モニタリング強化型特別貸付）について

国の全国統一制度であるモニタリング強化型特別保証制度を利用するものとする。
- (3) 長期資金（協調支援型特別貸付）について

国の全国統一制度である協調支援型特別保証制度を利用するものとする。
- (4) 長期資金（経営者保証非提供促進貸付）について

国の全国統一制度である事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を利用するものとする。
- (5) 長期資金（特別小規模貸付）について

全国統一保証制度である「小口零細企業保証制度」を利用するものとする。

第18 神戸市独自資金

1 融資枠及び融資区分

資 金 名	こうべ躍進	こうべ創業支援貸付	特別小規模貸付 －こうべおうえん
融 資 枠	7 億円	7 億円	53億円

資 金 名	こうべ小規模	こうべ季節貸付	こうべ経済変動対策貸付
融 資 枠	3 億円	15億円	5億円

2 資金措置

区分	資金名	こうべ躍進	こうべ創業支援貸付	特別小規模貸付 －こうべおうえん
預 託 額		令和9年度以降、県が予算の範囲内で別途算出した額		
貸 付 利 率		無利息		
預 託 利 率				
預 託 期 間		令和9年度を含み、7か年度以内		

区分	資金名	こうべ小規模	こうべ季節貸付	こうべ経済変動対策貸付
預 託 額		令和9年度以降、県が予算の範囲内で別途算出した額	2 億3,437万円以内	令和9年度以降、県が予算の範囲内で別途算出した額
貸 付 利 率		無利息		
預 託 利 率				
預 託 期 間		令和9年度を含み、7か年度以内	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和9年度を含み、10か年度以内

3 融資対象

神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者※¹）者で、事業を営んでいる中小企業者等※²であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、次の資金区分ごとに定める者

※1（5）に関しては、「市外からの進出予定者」は対象外となる。

※2 こうべ創業支援貸付においては、「中小企業者等」を「中小企業者」と読み替える。

※3 この項において「政令」とは、中小企業信用保険法施行令（第1条の2）を指す。

(1) こうべ躍進

次のいずれにも該当する者

- ① 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者
- ② 既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への取り組み、又はICTなどの導入による経営の効率化等により、融資実行後概ね2年以内に売上、又は利益の増加が見込まれる者

(2) こうべ創業支援貸付

次のいずれにも該当する者。なお、市外からの進出予定者を含む。

- ① 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者
- ② 事業を営んでいない者が事業を開始して5年未満の者

(3) 特別小規模貸付－こうべおうえん

小口零細企業保証制度の保証対象者の要件を満たす者。なお、市外からの進出予定者を含む。

(4) こうべ小規模

常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者。なお、市外からの進出予定者を含む。

(5) こうべ季節貸付

夏季、冬季又は年度末における運転資金を必要とする者

(6) こうべ経済変動対策貸付

必要に応じ、別途定める。

4 資金使途

(1) こうべ躍進及びこうべ創業支援貸付

設備資金及び運転資金とする。

なお、市外からの進出予定者の場合は、設備資金に限る。

(2) 特別小規模貸付－こうべおうえん及びこうべ小規模

設備資金、運転資金及び借換資金（既往の小規模資金（神戸市独自資金及び平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の小規模資金に該当する資金を含む）からの借り換えに限る）とする。

なお、市外からの進出予定者の場合は、設備資金に限る。

(3) こうべ季節貸付

運転資金及び借換資金（既往のこうべ季節貸付からの借り換えに限る）とする。

(4) こうべ経済変動対策貸付

必要に応じ、別途定める。

5 融資条件

融資条件 \ 資金名	こうべ躍進	こうべ創業支援貸付
融 資 限 度 額	1企業・1組合 500万円	1企業 500万円
融 資 期 間	7年以内	
融 資 利 率	年1.75%	年1.85%
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置1年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内。） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。	元金均等月賦返済（うち据置1年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内。）
担保・連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）
信 用 保 証	原則として保証が必要	保証が必要

資金名 融資条件	特別小規模貸付 －こうべおうえん	こうべ小規模
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合 500万円 ただし、本融資額と既存の保証付融資 残高を含めて2,000万円以内とする	1 企業・1 組合 500万円
融 資 期 間	7 年以内	
融 資 利 率	年 1. 8 5 %	年 2. 0 5 %
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置 1 年以内。ただし、 資金使途の全てが設備資金の場合は 1 年 6 か月以内。） ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。	
担保・連帯保証人	保証協会の定めるところによる。 （第三者保証人不要）	保証協会又は取扱金融機関の定め るところによる。（第三者保証人不要）
信 用 保 証	保証が必要	原則として保証が必要

資金名 融資条件	こうべ季節貸付	こうべ経済 変動対策貸付
融 資 限 度 額	受付期間ごとに、1 企業4,000万円、1 組合6,000万円 (ただし本貸付に係る保証付融資残高が既にある場合 は、限度額から残高を引いた額まで)	必要に応じ、 別途定める
融 資 期 間	6 か月以内	
融 資 利 率	別途定める	
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
担保・連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。 （第三者保証人不要）	
信 用 保 証	原則として保証が必要	

6 申込書類

(1) こうべ躍進

① 融資申込書

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第 1 号）
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）

② 添付書類

- ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書
- イ こうべ躍進事業計画書（様式第16号）
- ウ 神戸市進出事業計画書（様式第15号）〔神戸市外からの進出の場合〕
- エ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(2) こうべ創業支援貸付

① 融資申込書

- ・信用保証委託申込書（様式第 1 号）

② 添付書類

- ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書
- イ 神戸市進出事業計画書（様式第15号）〔神戸市外からの進出の場合〕
- ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(3) 特別小規模貸付－こうべおうえん

① 融資申込書

- ・信用保証委託申込書（様式第 1 号）

② 添付書類

- ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書

- イ 神戸市進出事業計画書（様式第15号）〔神戸市外からの進出の場合〕
- ウ 「こうべおうえん」要件拡充に伴う調査票（様式第20号）
- エ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(4) こうべ小規模

① 融資申込書

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）

② 添付書類

- ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書
- イ 神戸市進出事業計画書（様式第15号）〔神戸市外からの進出の場合〕
- ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(5) こうべ季節貸付

① 融資申込書

- 〔信用保証が必要な場合〕信用保証委託申込書（様式第1号）
- 〔信用保証が不要な場合〕
- ・ 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（組合転貸以外の場合）
- ・ こうべ季節貸付（組合転貸）融資申込書（様式第17号）（組合転貸の場合）

② 添付書類

- ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書
- イ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(6) こうべ経済変動対策貸付
必要に応じ、別途定める。

7 その他

(1) こうべ創業支援貸付

「創業関連保証」を利用するものとする。

(2) 特別小規模貸付—こうべおうえん

全国統一保証制度である「小口零細企業保証制度」を利用するものとする。

第19 施行

- この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和8年5月18日から施行する。
- この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表 1（第 5 関係）

取 扱 金 融 機 関

取 扱 金 融 機 関 名
〈銀行〉 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、京都、関西みらい、池田泉州、南都、但馬、山陰合同、中国、広島、阿波、百十四、伊予、四国、三井住友信託、みなと、トマト、徳島大正 〈信用金庫〉 大阪、北おおさか、神戸、姫路、播州、兵庫、尼崎、日新、淡路、但馬、西兵庫、中兵庫、但陽、鳥取、備前日生、大阪シティ、京都北都、大阪厚生 〈信用組合〉 大阪協栄、近畿産業、兵庫県医療、兵庫県、淡陽、兵庫ひまわり 〈商工組合中央金庫〉 神戸、姫路、尼崎の各支店 〈農業協同組合等〉 兵庫県信用農業協同組合連合会、兵庫六甲、兵庫南、みのり、相生市、ハリマ、たじま、丹波ひかみ、あわじ島

ただし、一部の資金を取り扱っていない金融機関あり

別表2（第6関係）

取 扱 期 間 及 び 受 付 機 関					
制 度 名		取 扱 期 間※1	受 付 機 関※2		
資 金 名 等					
事業展開融資	事業 応 援 貸 付	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで ただし、経営円滑化貸付 （原油・原材料価格高騰 等）は令和8年5月 18 日から当面の間	取扱金融機関 信用保証協会 商工会議所・商工会		
	事業 承 継 支 援 貸 付				
	設 備 投 資 促 進 貸 付				
	新 規 開 業 貸 付				
経営安定融資	経 営 円 滑 化 貸 付				
	経 営 力 強 化 貸 付				
	企 業 再 生 貸 付				
	借 換 等 貸 付（プロパー借換貸付）				
一般事業融資	長 期 資 金		令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで ただし、経営円滑化貸付 （原油・原材料価格高騰 等）は令和8年5月 18 日から当面の間	取扱金融機関	
	短 期 資 金				
	経 営 活 性 化 資 金				
神戸市独自資金	こ う べ 躍 進			令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで ただし、経営円滑化貸付 （原油・原材料価格高騰 等）は令和8年5月 18 日から当面の間	取扱金融機関 信用保証協会 神戸商工会議所 神戸市
	こ う べ 創 業 支 援 貸 付				
	特別小規模貸付－こうべおうえん				
	こ う べ 小 規 模				
	こ う べ 季 節 貸 付				
	こ う べ 経 済 変 動 対 策 貸 付				
		必要に応じ、別途定める			

（※1）対応する保証制度等の終了に伴い、県からの通知により取扱いを終了することがある。

（※2）利用する保証制度等に金融機関経由保証に限る旨の定めがある場合は、受付機関は取扱金融機関に限る。

別表 3 (第 8、第 9 関係)

様 式

様式番号	様 式 名	実行後の取扱
1 号	信用保証委託申込書 (信用保証協会様式)	—
2 号	兵庫県中小企業融資申込書 (保証なし)	(信用保証を付さない場合) 地域経済課へ送付
3 号	事業応援貸付事業計画書	
4 号	脱炭素・環境保全貸付【再生可能エネルギー】事業計画書	
5 号	脱炭素・環境保全貸付【省エネルギー】事業計画書	
6 号	脱炭素・環境保全貸付【次世代自動車】事業計画書	
7 号	脱炭素・環境保全貸付【公害防止・工場緑化】関係様式	
8 号	脱炭素・環境保全貸付【排出基準未満自動車の買い替え】関係様式	
9 号	空き家・商店街空き店舗活用貸付事業計画書	
10号	事業承継支援貸付事業計画書	
11号	設備投資促進貸付 (設備の新設・更新、BCPに基づく防災関連施策を行う者) 事業計画書	
12号	設備投資促進貸付 (重点立地促進事業を行う者) 事業計画書	
13号	経営円滑化貸付売上高減少要件確認書	
14号	経営円滑化貸付売上高減少要件確認書 (創業後 1 年 3 か月未満)	
14号の 2	経営円滑化貸付 (米国関税措置対策) 売上高減少要件等確認書	
14号の 3	経営円滑化貸付 (原油・原材料価格高騰等) 対象企業確認書	
14号の 4	経営円滑化貸付 (原油・原材料価格高騰等) 売上高減少要件等確認書	
14号の 5	経営円滑化貸付 (原油・原材料価格高騰等) 売上高営業利益率減少要件等確認書	
15号	神戸市進出事業計画書	
16号	こうべ躍進事業計画書	
17号	こうべ季節貸付 (組合転貸) 融資申込書	
18号	兵庫県中小企業融資制度保証付融資状況報告書	
19号	兵庫県中小企業融資制度融資実行 (保証なし) 報告書	
20号	「こうべおうえん」要件拡充に伴う調査票	神戸市経済観光局 経済政策課へ送付

地域金融支援保証制度

目的	兵庫県、商工中金、地域金融機関が連携して行う金融スキームであり、兵庫県内に事業所を有する中小企業者を対象とする地域金融機関の新規貸出に対して商工中金が部分保証を行うことにより、資金調達の円滑化を図る。			
融資対象者	次のいずれにも該当する中小企業者であって、商工中金の審査判断で保証を受けられるもの ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する会社及び個人であって、農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種に属する事業を営むもの ② 県内に主たる事務所・事業所等を有し、原則として1年以上継続して同一事業を県内で営むもの ③ 取扱金融機関の貸出取引歴が1年以上であるもの ④ 直近の決算において総債務償還年数が30年以内、かつ、借入金月商倍率が1.2倍以内であること ⑤ 性風俗関連・特殊営業及びこれに類するものなど公序良俗に反する事業を営むもの等、商工中金における貸出対象外事業を営んでいないもの ⑥ 許可、認可、登録、届出等を必要とする業種については、その許認可等を受けているもの ⑦ 融資金額が3,000万円を超える場合は次のいずれにも該当すること ア 保証申込時点で、申込企業に対する取扱金融機関のプロパー融資残高が、地域金融支援保証制度の融資残高（既往残高＋新規実行金額）以上であること イ 申込企業に対して取扱金融機関が、地域金融支援保証制度の新規申込金額以上の新規プロパー融資を1年以内に実行している場合又は同時に実行するものであること			
資金使途	運転資金・設備資金（ただし、保証制度による既存融資の借換えは返済資金又は運転資金）			
融資条件	利 率	金融機関所定金利	保証割合	商工中金による部分保証（融資額の90％）
	保証料率	原則として、以下の財務指標により 総債務償還年数15年以内かつ借入金月商倍率6倍以内 2.15%（※） 総債務償還年数20年以内かつ借入金月商倍率8倍以内 2.65% 総債務償還年数30年以内かつ借入金月商倍率1.2倍以内 3.25% の三段階設定 【経営支援特例】 金融機関の支援を受けつつ、自ら経営改善計画の策定及び計画の実行並びに進歩の報告を行う場合、本来の保証料率よりも1段階引下げた保証料率を適用 ※ 保証料率の下限は1.55%		
	限度額	1企業 1億円（ただし、運転資金は5,000万円） 借換えのための限度額は、当初借入額の範囲内の額とし、かつ、 借換え後の毎月の返済額が、借換え前の返済額を超えないこと	担 保 人	担保・第三者保証人不要
	期 間	設備資金 1年以上10年以内（据置3年以内） 運転資金 1年以上7年以内（据置2年以内）		
	申込先	神戸信用金庫、西兵庫信用金庫、淡路信用金庫、但陽信用金庫、姫路信用金庫、但馬銀行、みなと銀行、尼崎信用金庫、淡陽信用組合、日新信用金庫、兵庫信用金庫、兵庫県信用組合		
申込書類	☆事前相談時 ① 事前相談書（商工中金の定めるところによる。）② 決算書（直近3期分） ③ 納税証明書（写）等 ☆保証申込時 ① 債務保証委託契約書（商工中金の定めるところによる。） ② 印鑑証明書（商工中金又は金融機関の定めるところによる。）等			
融資フロー	中小企業者 申込 取扱金融機関 事前相談 事前回答 保証申込 保証承諾 実行 商工中金 保証審査 実行報告 県地域経済課			
その他ポイント	① 融資対象者は、法人及び青色申告を行っている個人事業者です。 ② 取扱金融機関は、商工中金と本制度に関する包括保証約定を締結している金融機関です。 ③ 法人の場合、代表者は原則として連帯保証人となります。 ※ お問い合わせ先 商工中金神戸支店 078-391-7541			

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度

1 事業目的

地域金融機関の地域密着型金融の取組みの動き等に応じ、優れた技術力、販売力、事業性、サービス等（以下、「技術力等」という。）を有しているにもかかわらず、物的・人的担保が不足していることから融資を受けることができない中小企業者や、保有する技術力等をアピールし、販売促進への活用や企業価値を向上させたい中小企業者に対して、技術力等を総合的に評価した評価書を発行し、円滑な資金供給や企業価値アップを支援する。

また、評価書により明らかになった経営課題の解決に向けて、ひょうご産業活性化センターや関係機関の支援メニューを活用し、中小企業者の経営改善を支援する。

2 内容

(1) 実施機関 公益財団法人ひょうご産業活性化センター

(2) 評価対象者 技術力等を有し、成長が期待される県内中小企業者（創業後1年以上）

(3) 利用者（申込者） 県内中小企業者及び県内金融機関

(4) 評価項目

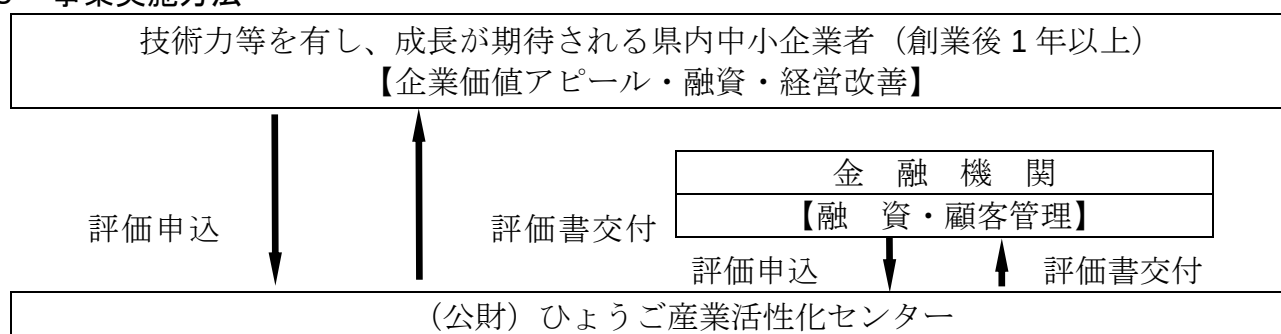
I 製(商)品・サービス（①新規性・独創性、②優位性とその維持継続）

II 市場性・将来性（③市場規模・成長性、④競合関係）

III 実現性・収益性（⑤販売方法・販売価格、⑥生産・サービス体制、
⑦売上高・利益計画、⑧資金計画・資金調達力）

IV 経営力（⑨事業遂行能力、⑩人材・組織体制）

3 事業実施方法



評価タイプ	内 容	作成日数	評価手数料
標準評価型	製(商)品・サービス、市場性・将来性、実現性・収益性、経営力の各項目評価を行い、これを基に総合評価を実施。	1ヶ月程度	1件10万5千円 (利用者の負担は県の補助により7万円)
オーダーメイド型	業務が多岐にわたる場合、極めて専門性の高い技術をもつ場合など、2名の専門家により評価を実施。	1～2ヶ月程度	1件21万円 (利用者の負担は県の補助により14万円)

4 問い合わせ先

公益財団法人ひょうご産業活性化センター経営推進部成長支援課（078-977-9077）

5 その他

(1) 本制度による一定以上の評価を受けた場合、保証料が割り引かれます（20%割引）。

設備貸与制度のあらまし

設備貸与（割賦・リース）制度とは、

☆公益財団法人ひょうご産業活性化センターが企業の申込みにより、申込者の希望する設備を企業に代わって購入し、その設備を割賦販売又はリースする制度です。

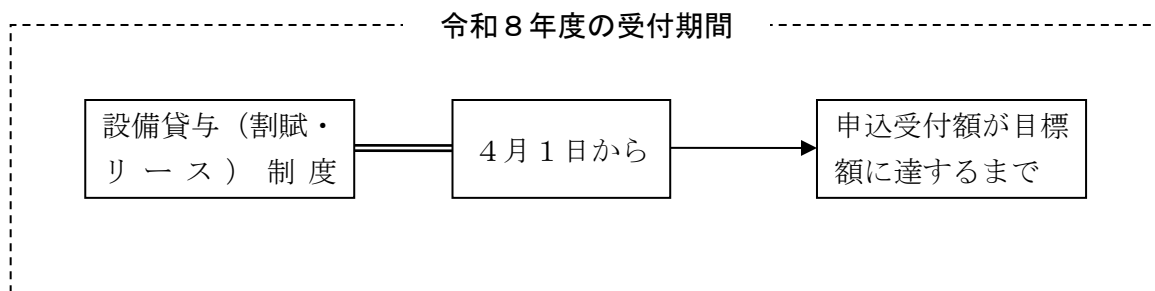
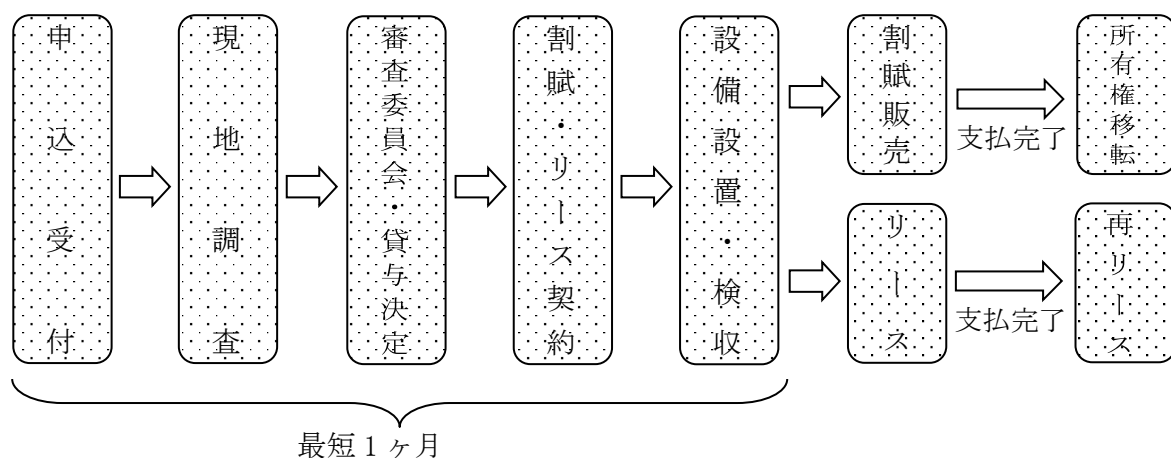
割賦制度 は、

★センターが購入した設備を、3年～10年で企業に割賦販売します。

リース制度 は、

★センターが購入した設備を、3年～10年で企業にリースします。

★リース期間終了後、1月分のリース料で1年間の再リースができます。



◆ 申 込 先 ◆

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター	
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター7F	
設備投資支援室	TEL 078-977-9086
	FAX 078-977-9102

◇申込用紙はセンターへご請求ください。

◇申込は郵送でも受け付けします。

ご 利 用 の 手 引 き

制 度 区 分		設備貸与（割賦・リース）制度			
		小規模企業者等設備貸与支援制度		GX・DX 促進設備導入推進事業	
		割 賦	リ ー ス	割 賦	
対 象 企 業	業 種	国の定める基準に該当する従業員 <u>5 0 人以下</u> <u>(※1～3)</u> の小規模企業者等		製造業（建設業・運送業を含む）、卸売業、小売業、サービス業等を営む、兵庫県内に工場等がある中小企業（※3）	
	設 備	兵庫県内に設置するもので、本年度内に設置が完了するもの			
		(独) 中小企業基盤整備機構の定める基準に該当する創業及び経営基盤の強化に必要な設備		脱炭素化等の GX の推進やデジタル化に伴う生産性向上等の DX の推進に必要な設備等	
	従業員規模 (役員・パートは除外)	製造業・その他業種 卸売業・サービス業 小 売	2 0 人（特認 5 0 人） 以下 5 人（特認 5 0 人） 以下 5 人（特認 5 0 人） 以下	製造業・その他業種 卸売業・サービス業 小 売	3 0 0 人以下 1 0 0 人以下 5 0 人以下
貸 与 条 件	貸与限度額	1 0 0 万円以上 1 億円以下		5 0 0 万円以上 2 億円以下	
	損 料 (金 利)	年 1. 25%～ 2. 50%	(月額リース料率) 3 年リース・・・2. 958～3. 010% 4 年リース・・・2. 265～2. 315% 5 年リース・・・1. 838～1. 888% 6 年リース・・・1. 562～1. 610% 7 年リース・・・1. 362～1. 409% 8 年リース・・・1. 217～1. 264% 9 年リース・・・1. 104～1. 150% 10 年リース・・・1. 011～1. 057% 月払い (前払リース料不要)	年 1. 50%～2. 75%	
	貸 与 期 間	1 0 年以内		1 0 年以内	
	償 還 方 法	元 利 均 等 月賦 (半年賦) 償還		元 利 均 等 月賦 (半年賦) 償還	
	保 証 金	半年又は1年 据置有の場合 10%		半年又は1年据置有の場合 10%	
	連帯保証人 ・ 担 保	原則不要 法人の場合は代表者の個人保証が必要です。 ※ 審査等により必要と認められた場合に限り、連帯保証人・物的担保をご提供いただく場合があります。			

☆ 対象企業には、企業の利益の額などの制限があります。

☆ 損料・リース料については金利情勢等により、改正することがあります。

※1 製造業・その他業種 21 人(卸売業・サービス業、小売 6 人)～50 人については、銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が 4.2 億円以下であること。

※2 直近 3 事業年度の経常利益の平均額が 3,500 万円以下であること。

※3 大企業からの出資等の割合が単独で 3 分の 1 を超えていないこと。